

平成 29 (2017) 年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、広島県における男女共同参画の現状及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民の皆様や事業者等に明らかにするためのものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現のための資料として、御活用いただければ幸いです。

構 成

第 1 部から第 4 部及び資料編から構成されており、第 1 部から第 3 部については、広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の施策の体系に沿って、取りまとめています。

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

第 2 部 平成 28（2016）年度に県が実施した主な施策

第 3 部 平成 29（2017）年度に県が実施しようとする施策

第 4 部 市町の取組

資料編

目 次

平成 29（2017）年版の概要	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	2
広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の施策の体系	3

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	24
【安心づくり】	26
2 県の男女共同参画に関する指標	32

第 2 部 平成 28（2016）年度に県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況	35
【環境づくり】	35
1 職場における女性の活躍促進	35
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	41
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	43
【人づくり】	45
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	45
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	46
【安心づくり】	47
1 生涯を通じた健康対策の推進	47
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	48
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	50
2 広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）指標フォローアップ一覧	56

第3部 平成29(2017)年度に県が実施しようとする施策

【環境づくり】	61
1 職場における女性の活躍促進	61
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	66
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	67
【人づくり】	68
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	68
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	69
【安心づくり】	69
1 生涯を通じた健康対策の推進	69
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	71
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	73

第4部 市町の実取組

1 市町の男女共同参画の実取組状況等	77
2 市町における男女共同参画の状況の推移	78
3 市町の議員の状況	79
4 市町の審議会等委員の状況	80
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	81
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	82

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	83
2 広島県男女共同参画審議会	85
3 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱	86
4 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	88
5 「エソール広島」(広島県女性総合センター)の概要	90
6 男女共同参画に関する国内外の動き	92

平成 29（2017）年版の概要

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という基本的な視点ごとに、データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 平成 28（2016）年度に県が実施した主な施策

「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」（平成 28（2016）年 3 月策定）において、具体的施策の推進期間（平成 28（2016）～32（2020）年度）の初年度となる平成 28（2016）年度に県が実施した施策のうち、主なものについて取りまとめています。

1 男女共同参画施策の実施状況

平成 28（2016）年度の実施状況について、「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに記載しています。

重点的に取り組む項目（重点項目）については、次のとおりです。

重点項目	取組内容
自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができる、「職場における女性の活躍」	「両立支援企業登録制度等登録状況」や「主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況」等を記載しています。 また、「女性の就職総合支援実施状況」や、ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」等について記載しています。
様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」	「広島県男女共同参画研修会開催状況」等について記載しています。

2 広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）指標フォローアップ一覧

基本計画（第 4 次）（平成 28（2016）年 3 月策定）において目標値を設定している指標について、平成 28 年度の現況値を記載しています。

第 3 部 平成 29（2017）年度に県が実施しようとする施策

平成 29（2017）年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載しています。

第 4 部 市町の取組

市町における男女共同参画の状況等を記載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年広島県条例第 42 号）＜平成 14 年 4 月 1 日施行＞

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 83～84 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【具体的施策の推進期間】

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 第 1 次（平成 15（2003）年 2 月策定） | 平成 15（2003）～17（2005）年度 |
| 第 2 次（平成 18（2006）年 3 月策定） | 平成 18（2006）～22（2010）年度 |
| 第 3 次（平成 23（2011）年 3 月策定） | 平成 23（2011）～27（2015）年度 |
| 第 4 次（平成 28（2016）年 3 月策定） | 平成 28（2016）～32（2020）年度 |

【基本的な視点】

- 《環境づくり》 ～ しっかりとした環境を創る ～
- 《人づくり》 ～ 実践する人を創る ～
- 《安心づくり》 ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

【重点項目】

- 自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるための、「職場における女性の活躍促進」
- 様々な立場の人の男女共同参画への理解が深まり行動に現れるための、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」

3 ページ参照

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関
委員：15 人以内

[機能] 知事の諮問に応じ、広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 85 ページ参照

広島県男女共同参画施策推進協議会

[組織] 全庁的な推進体制
会 長：環境県民局県民生活部長
副会長：人権男女共同参画課長
委 員：各部局幹事課長

[機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 86～87 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画（第4次）の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向 / 県の施策

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1 職場における女性の活躍促進

- (1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備
- (2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進
- (3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備
- (4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実
- (5) 男性の家庭への参画の促進

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
- (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実等
- (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化
- (3) 市町等との連携強化・取組支援

人づくり

実践する人を創る

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実
- (2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

- (1) 男女共同参画を推進する教育の充実
- (2) 研修の充実・支援

安心づくり

私たちが安心して暮らす
ことができる社会を創る

1 生涯を通じた健康対策の推進

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進
- (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進



3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援


- (1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したのものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

■ 職 場

1 雇用者

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は
女性 40.9%、男性 73.8%

平成 24 (2012) 年の女性雇用者数は 540 千人で、男女雇用機会均等法施行(昭和 61(1986)年)前の昭和 57 (1982) 年と比較すると、30 年間で 187 千人 (53.0%) 増加しています。

一方、男性雇用者数は 698 千人で、33 千人 (5.0%) の増加となっています。

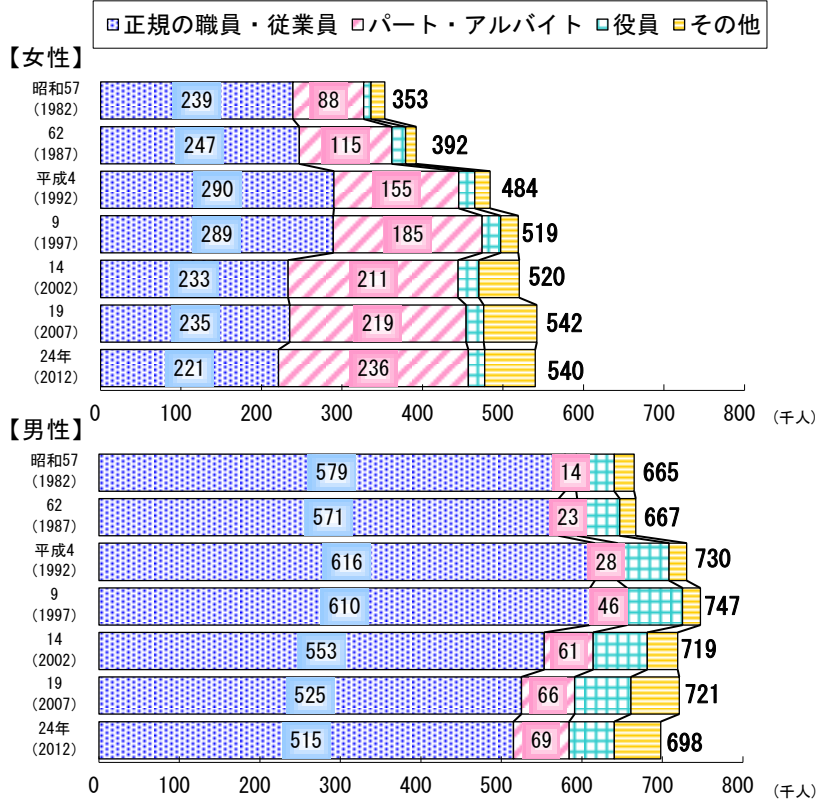
雇用形態別に見ると、平成 24 (2012) 年の正規の職員・従業員の割合では、女性は 40.9% で、男性の 73.8% を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員等)の非正規就業者の割合では、女性は 55.4% (平成 19 (2007) 年度は 52.6%) で、男性の 18.2% (平成 19 (2007) 年度は 17.5%) を大きく上回っており、男女ともに上昇しています。

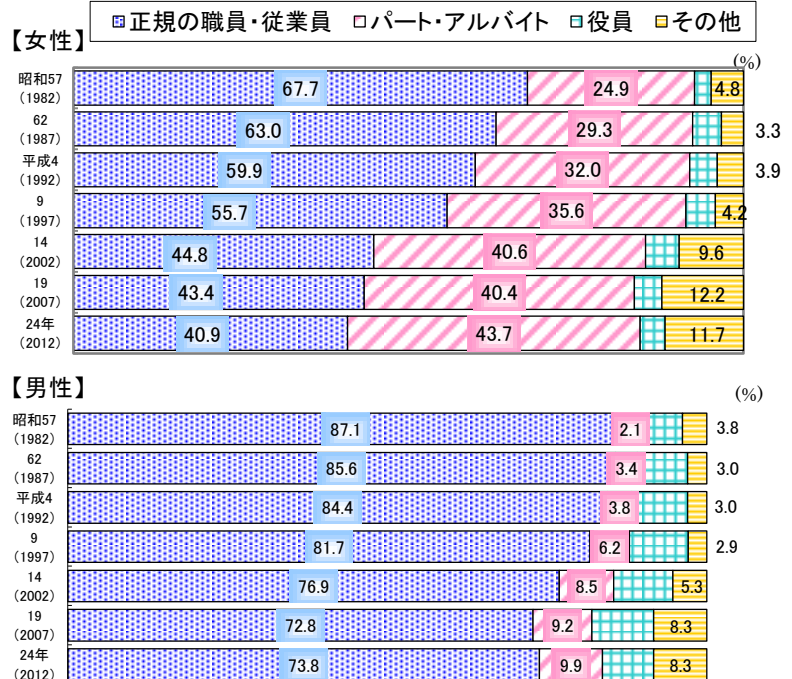
【男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61 (1986) 年に施行。平成 11 (1999) 年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成 19 (2007) 年には、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行されました。

雇用形態別に見た雇用者数の推移



雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

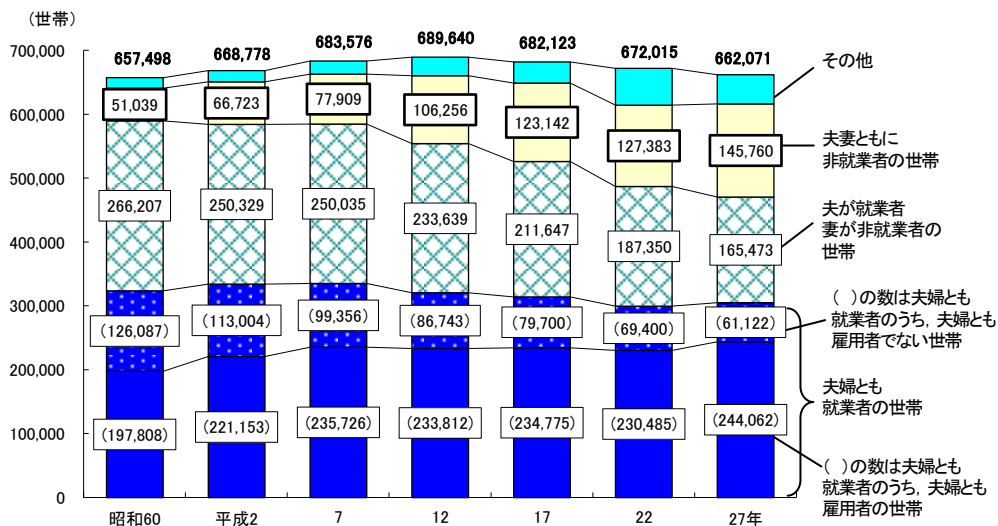


夫婦の就業・非就業別に見た夫婦のいる一般世帯数の推移

平成 27 (2015) 年の夫婦のいる一般世帯数の総数は 662,071 世帯となっています。

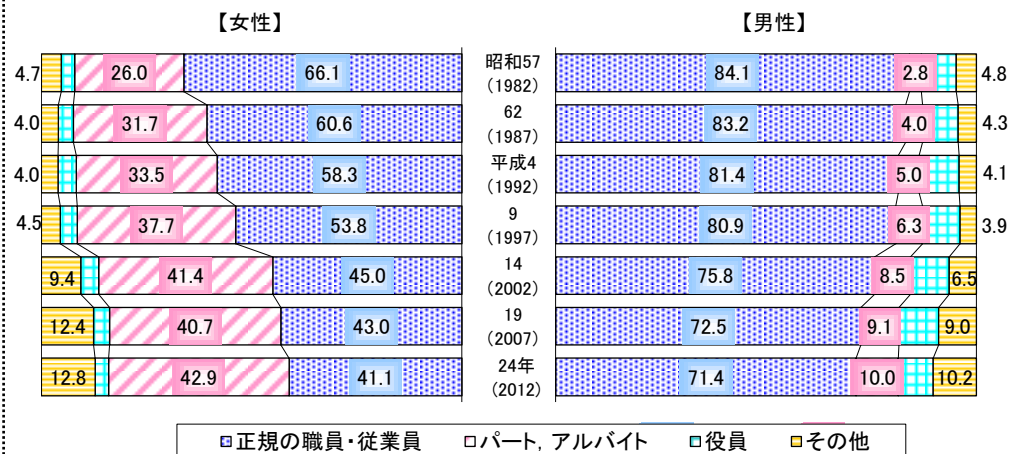
夫婦とも就業者の世帯は 305,184 世帯で、全体に占める割合は 46.1%となっています。このうち、夫婦とも雇用者の世帯は 244,062 世帯 (80.0%) で、その割合は上昇し続けています。

夫が就業者、妻が非就業者の世帯は 165,473 世帯で、全体に占める割合は 25.0%と下降を続けています。



資料: 総務省「国勢調査」

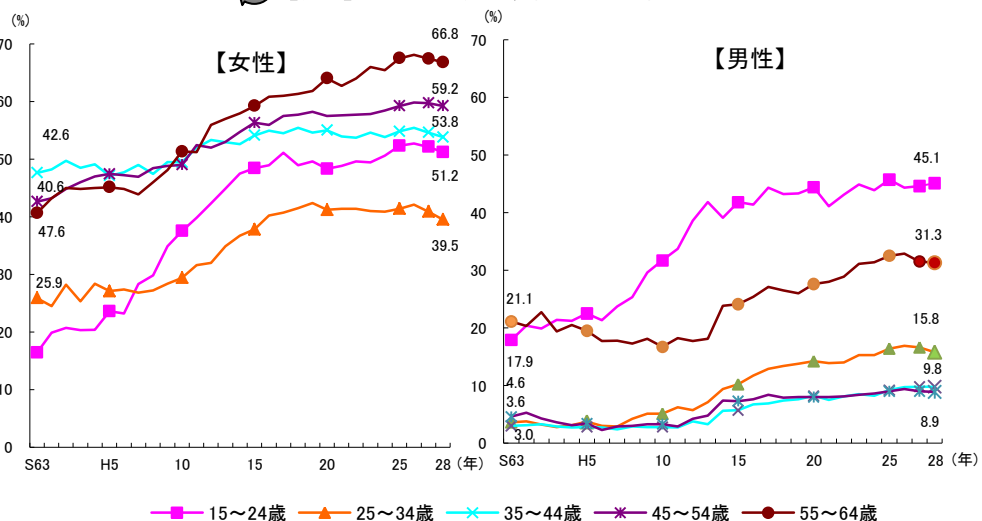
【参考】雇用形態別に見た雇員の構成割合(%)の推移(全国)



(注) 雇用形態: 雇員を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員等)、「役員」の四つに区分
資料: 総務省「就業構造基本調査」



【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移(全国)



(注) 非正規雇用比率 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。
「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成 13 (2001) 年以前は「労働力調査特別調査」の各年 2 月の数値)により作成。
「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
資料: 総務省「労働力調査(詳細集計)」

2 労働力率

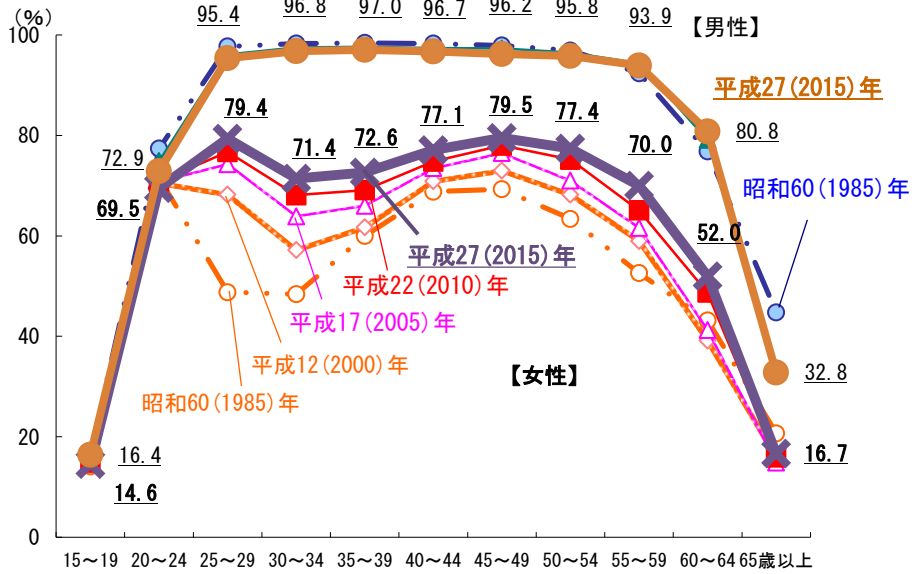
女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

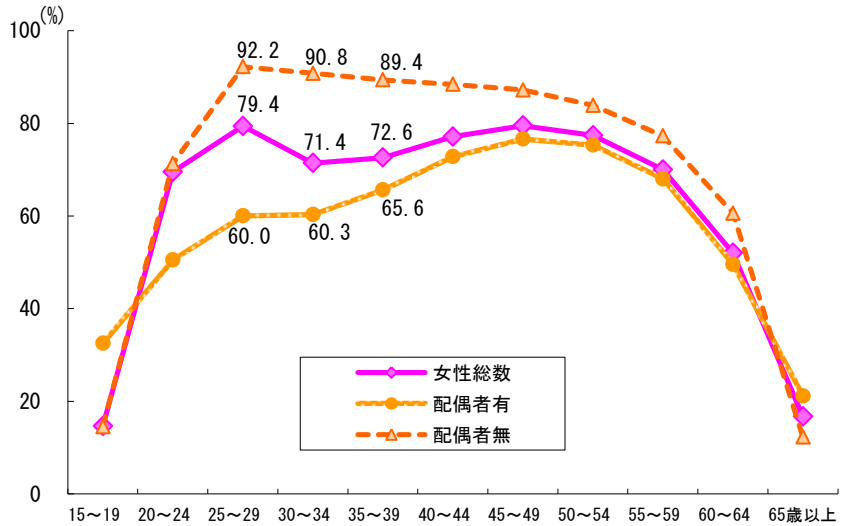
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。

また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

年齢階級別労働力率



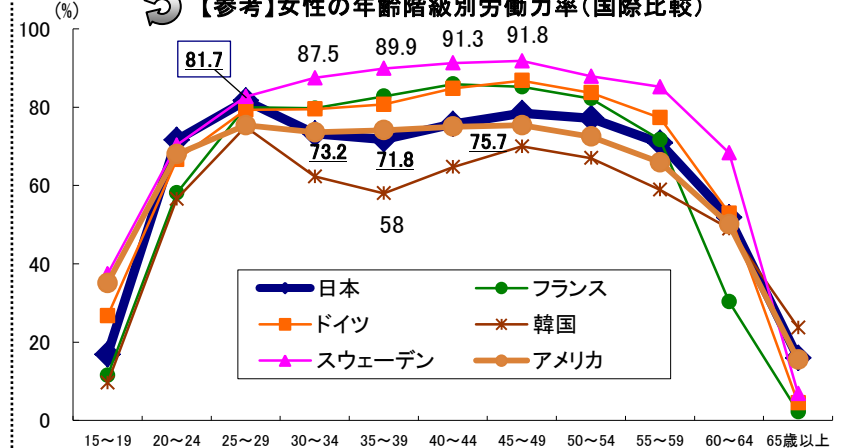
女性の年齢別、配偶関係別労働力率 [平成27(2015)年]



(注) 労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年調査からは労働力状態不詳を除いて算出している。
労働力人口 (就業者(休業者を含む。)と完全失業者)
非労働力人口 (主に家事従事者、学生、高齢者等)

資料: 総務省「国勢調査」

【参考】女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



日本は総務省「労働力調査(基本調査)」(平成28(2016)年), その他の国はILO「LABORSTA」から作成。いずれも平成28(2016)年の数値。

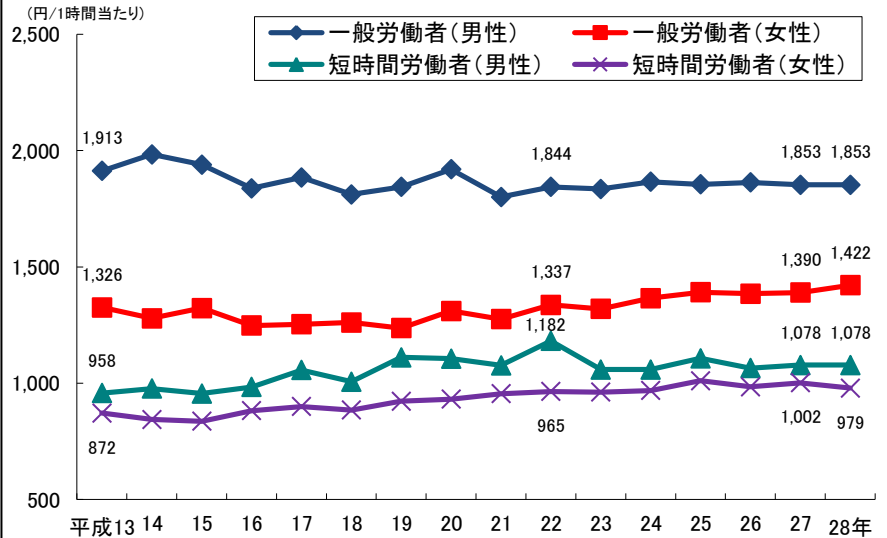
3 労働者の賃金

女性の給与額は男性の75.0%

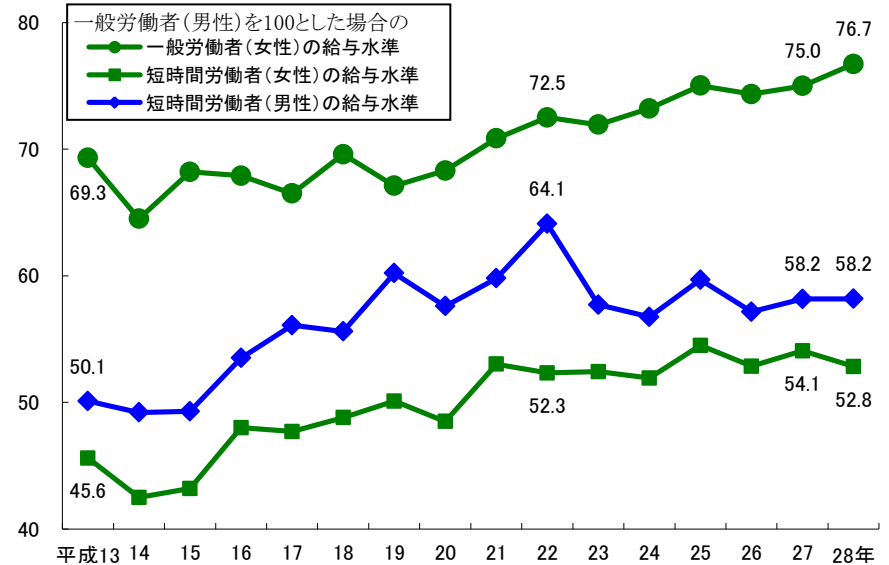
一般労働者（男性）の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合、一般労働者（女性）は76.7、短時間労働者（女性）は52.8、短時間労働者（男性）は58.2となっています。

これには、男女の平均勤続年数や管理職比率の差異、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことなど、様々な要因があると考えられます。

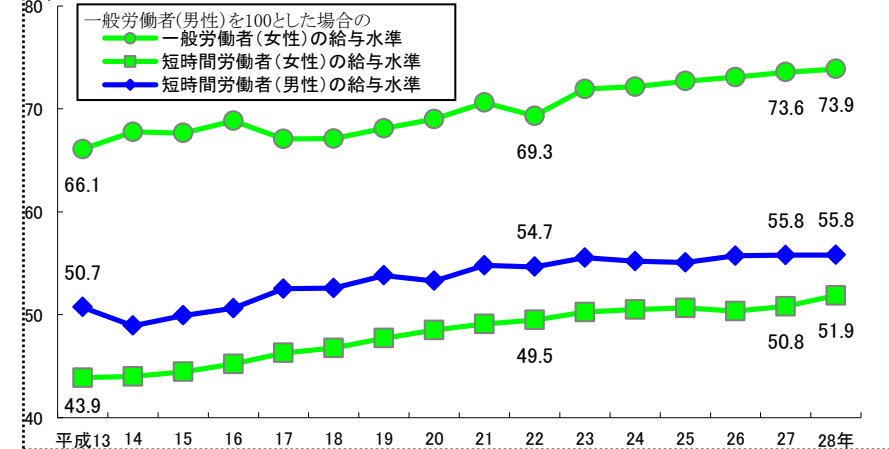
労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移



【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与水準対比の推移(全国)



(注) 所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たり平均所定内給与額：各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

4 県内事業所の管理職

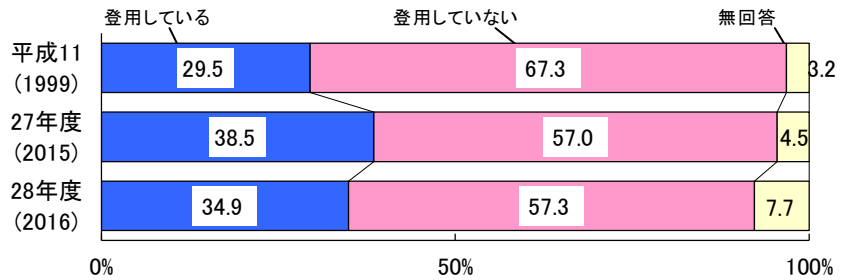
女性管理職を登用している事業所の割合は34.9%、管理職に占める女性の割合は16.6%

女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は34.9%で、平成27（2015）年度の38.5%に比べ3.6ポイント下降しています。また、登用していない事業所の割合は57.3%で、前年度の57.0%に比べ0.3ポイント上昇しています。

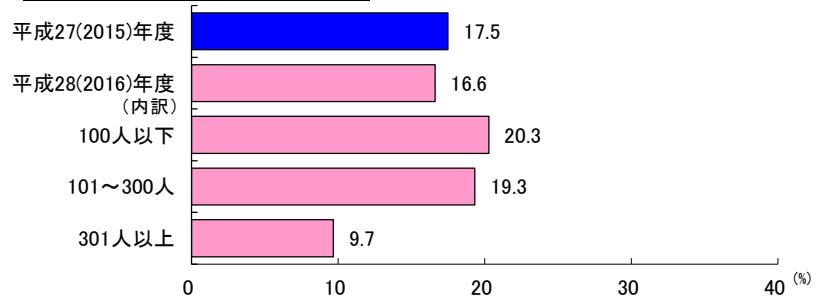
管理職に占める女性の割合は16.6%で、100人以下の事業所での割合が高くなっています。

女性管理職が少ない又はいない理由は、「現時点では、必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ない」（48.5%）が最も多く、次いで「女性社員が管理職になることや、管理職を見すえたキャリアアップを希望しない」（24.4%）、「将来管理職に就く可能性のある女性社員はいるが、現在管理職に就くための在職年数等を満たしている者はいない」（23.5%）となっています。

女性管理職の登用状況【事業主調査】

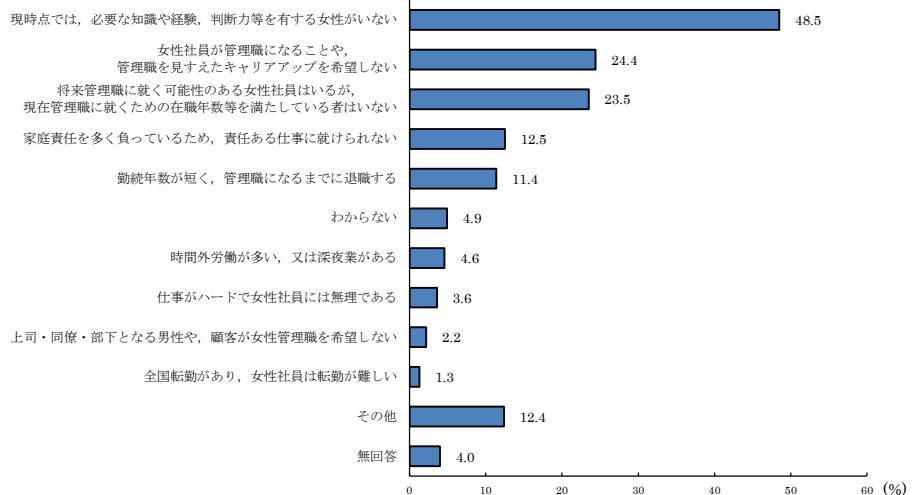


管理職に占める女性の割合【事業主調査】



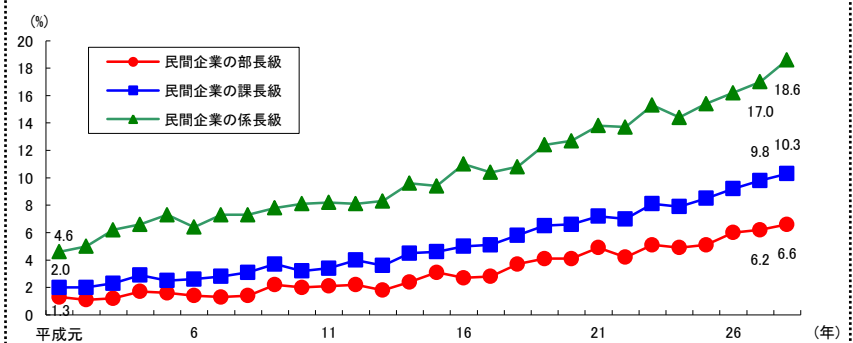
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社（平成11（1999）年度は2,000社）
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成27（2015）、28（2016）年度）
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成11（1999）年度）

女性管理職が少ない又はいない理由



(注) 調査対象は、従業員数31人以上の県内企業4,774社、30人未満の県内企業1,226社
資料：広島県「広島県女性活躍推進企業実態調査」（平成28（2016）年度）

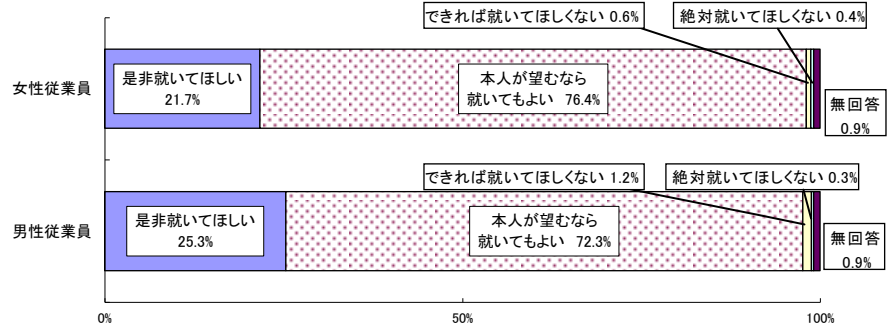
【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国)【常用労働者100人以上の企業】



(注) 調査対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

女性が管理職に就くことについて [平成 26(2014)年度]
〔男女従業員調査〕

女性が管理職に就くことについては、「是非就いてほしい」、「本人が望むなら就いてもよい」と回答した割合が男女従業員とも 95% 以上となっています。

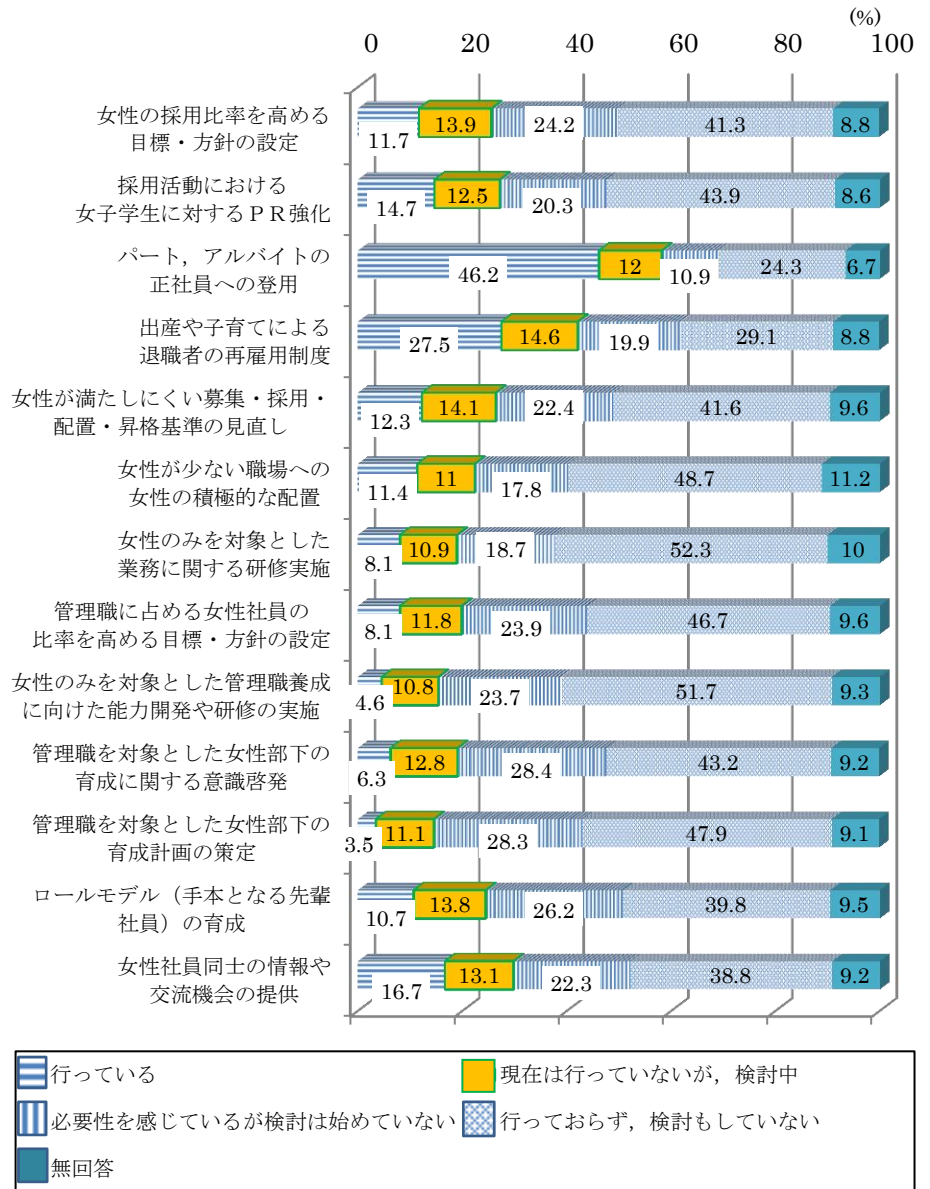


(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
 資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 26 (2014) 年度)

★ **女性の採用や登用、キャリア形成支援に関する取組について**
〔事業主調査〕

女性の採用や登用、キャリア形成支援に関する取組は、「パート、アルバイトの正社員への登用」を行っている割合が 46.2% と最も高く、次いで「出産や子育てによる退職者の再雇用制度」(27.5%) となっていますが、それ以外の取組については、約 4~17% にとどまっています。

一方、半数前後の企業が「行っておらず、検討もしていない」としているものは、「女性のみを対象とした業務に関する研修実施」「女性のみを対象とした管理職養成に向けた能力開発や研修の実施」「女性が少ない職場への女性の積極的な配置」「管理職を対対象とした女性部下の育成計画の策定」となっています。



(注) 調査対象は、従業員数 31 人以上の県内企業 4,774 社、30 人未満の県内企業 1,226 社
 資料：広島県「広島県女性活躍推進企業実態調査」(平成 28 (2016) 年度)

5 県・市町の職員及び管理職

県職員の採用者に占める女性の割合は50.0%

平成29(2017)年度の県職員の採用者数は176人で、女性88人(50.0%)、男性88人(50.0%)となっています。

県、市町とも女性管理職の割合は上昇傾向

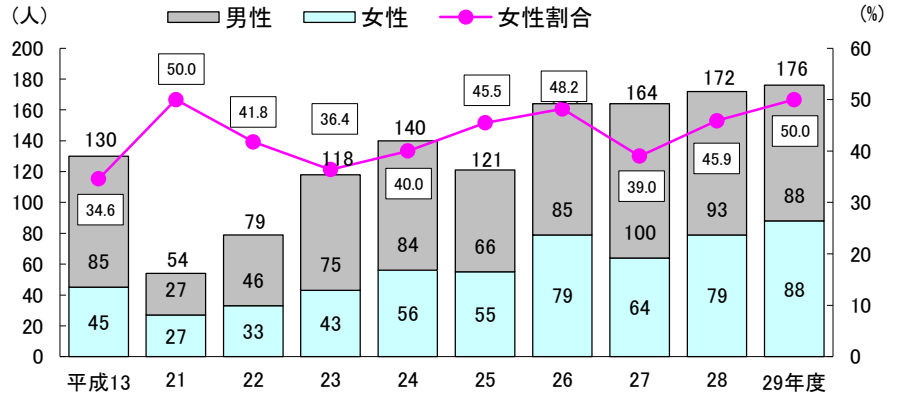
平成29(2017)年4月1日現在の県職員は6,162人で、女性職員2,247人(36.5%)、男性職員3,915人(63.5%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は25人で、全管理職381人に占める割合は6.6%となっています。

また、県内の市町職員は25,934人で、女性職員10,232人(39.5%)、男性職員15,702人(60.5%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)の女性職員は339人で、全管理職2,357人に占める割合は14.4%となっています。

県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在

採用者数：大学卒業程度試験，社会人経験者等試験(23年度から実施)，短期大学卒業程度試験(22年度及び29年度は実施なし)，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計

資料：広島県人事委員会調べ

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[平成29(2017)年4月1日現在]

区分	職別	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,162	2,247	3,915	36.5
	管理職	381	25	356	6.6
市町	職員数	25,934	10,232	15,702	39.5
	管理職	2,357	339	2,018	14.4

(注) 職員数には、教員及び警察官は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会議務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職員数。

なお、平成19(2007)年からは、県立大学教員は含まない。

県の管理職の人数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。

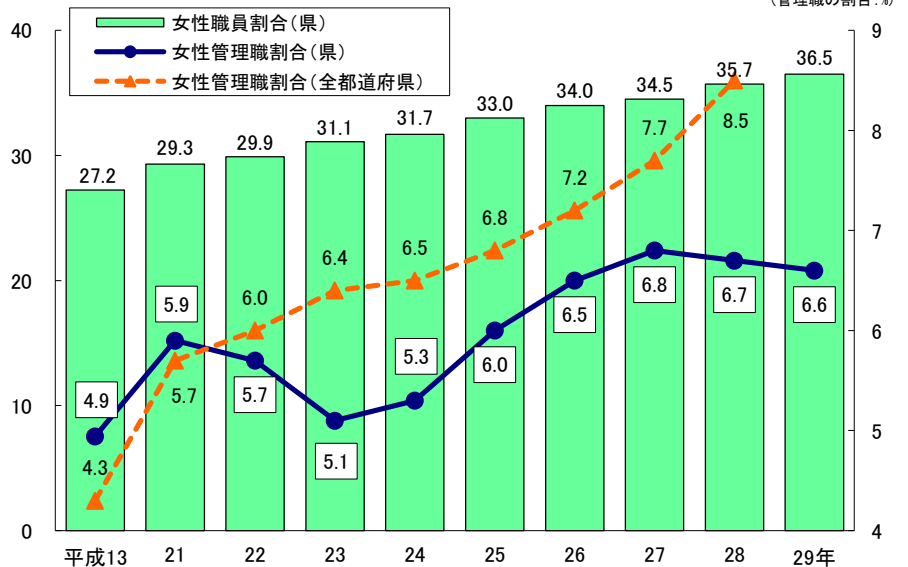
市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会議務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職員数

資料：広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

[県]

(職員の割合：%)

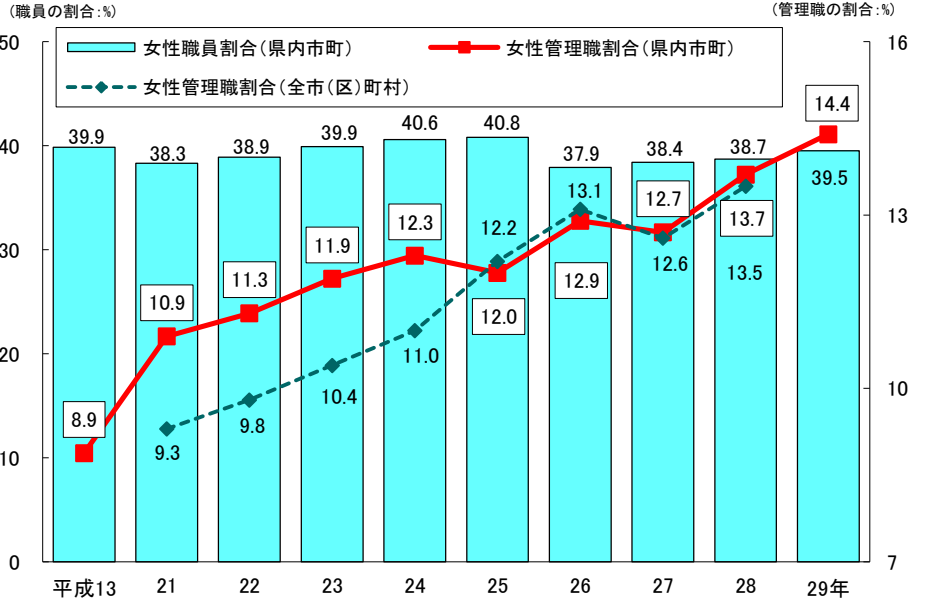
(管理職の割合：%)



(注) 平成29(2017)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は、平成29(2017)年度内に内閣府から公表される見込である。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕



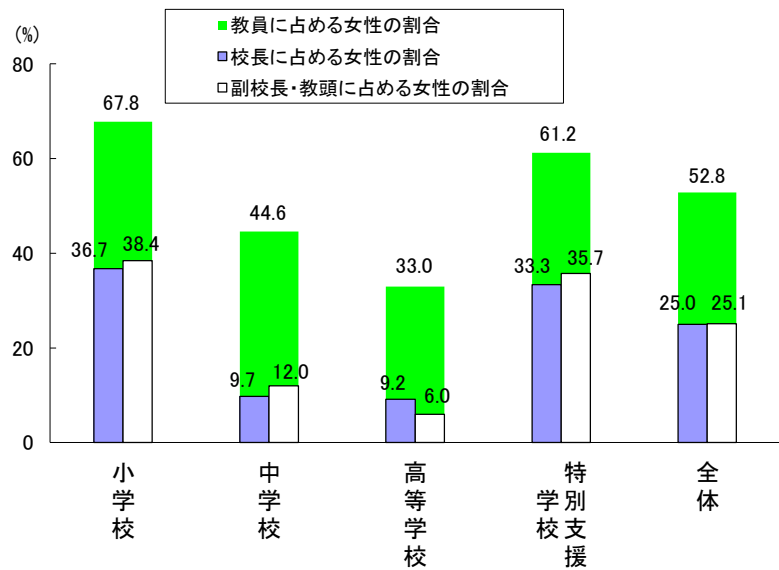
(注) 全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計されており、平成29(2017)年4月1日現在のものは、内閣府から平成29(2017)年度内に公表される見込である。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人権男女共同参画課調べ

6 教員

教員総数の男女比はほぼ同率
女性管理職の割合は校長
25.0%，副校長・教頭 25.1%

平成28(2016)年5月1日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では67.8%となっていますが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。
女性管理職の状況を見ると、校長は25.0%，副校長・教頭は25.1%となっています。

教員、校長、副校長・教頭の状況



区分	教員数			校長			副校長・教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,534	6,461	3,073	471	173	298	502	193	309
中学校	5,577	2,485	3,092	236	23	213	266	32	234
高等学校	5,477	1,805	3,672	131	12	119	183	11	172
特別支援学校	1,537	941	596	18	6	12	28	10	18
県全体	22,125	11,692	10,433	856	214	642	979	246	733
割合 (%)		52.8	47.2		25.0	75.0		25.1	74.9
【参考】全国	990,252	494,201	496,051	34,768	4,984	29,784	40,940	7,082	33,858
割合 (%)		49.9	50.1		14.3	85.7		17.3	82.7

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計
資料：文部科学省「学校基本調査」(平成28(2016)年度)

(単位：人)

7 農林水産業における状況

方針決定の場への女性の参画状況の割合は、横ばい
女性が登用されていない組織数は減少傾向

農業協同組合の役員に占める女性の割合は6.6%、農業委員が10.2%、漁業協同組合の役員が0.8%などとなっており、横ばい傾向にあります。

また、女性がいない組織の数は、減少傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると、農業委員会は8から4に、農業協同組合は4から0に減少しています。

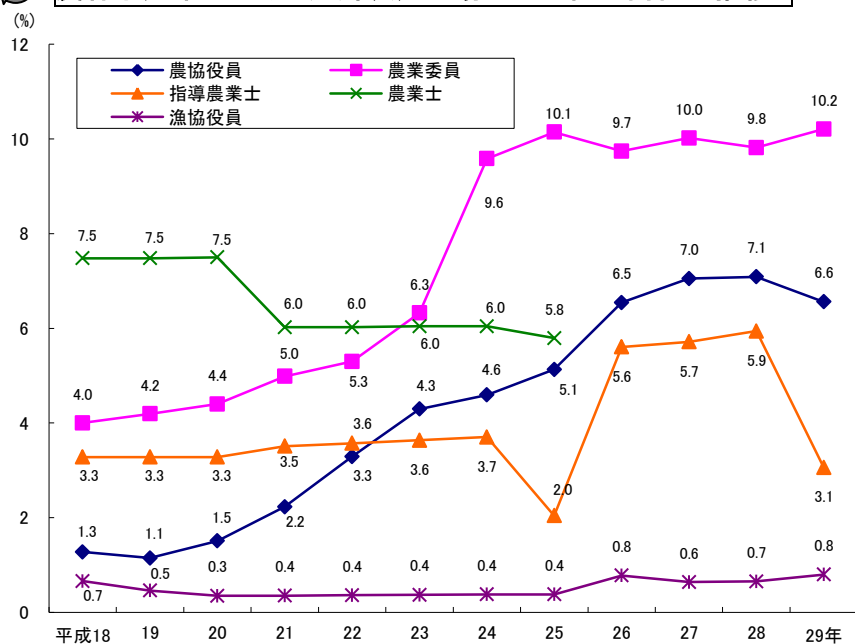
農林水産業における方針決定の場の状況

[平成29(2017)年4月1日現在]

区分	総数(人)	女性	
		人数(人)	割合(%)
農協役員	381(381)	25(27)	6.6(7.1)
農業委員	480(550)	49(54)	10.2(9.8)
指導農業士	98(101)	3(6)	3.1(5.9)
漁協役員	751(765)	6(5)	0.8(0.7)

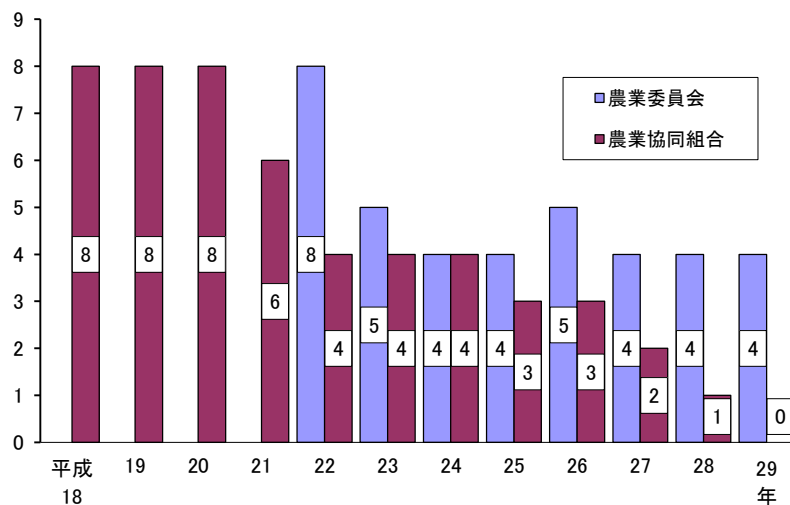
(注) 括弧内は前年同期
資料：広島県農林水産局調べ

農林水産業における方針決定の場での女性の割合の推移



(注) 各年4月1日現在
農業者について、平成26年以降は指導農業士に統合
資料：広島県農林水産局調べ

女性がいない組織数の推移



(注) 各年4月1日現在。
農業委員会について、平成21年度以前はデータなし
資料：広島県農林水産局調べ

■ 仕事と家庭の両立

1 育児・介護休業制度

整備状況

**育児休業制度は71.1%、
介護休業制度は61.8%の
事業所で整備**

育児休業制度については71.1%、介護休業制度については61.8%の事業所で、労働協約、就業規則等に明文化されています。

【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象(※)で、子が1歳(父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。

(※) 日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

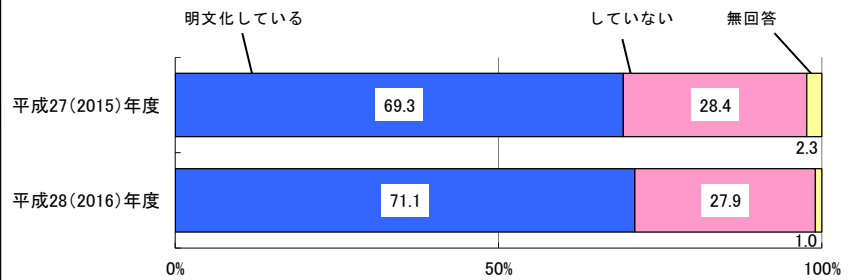
【介護休業】

対象家族(※)が2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに3回を上限として、通算して93日を限度として取得できます。

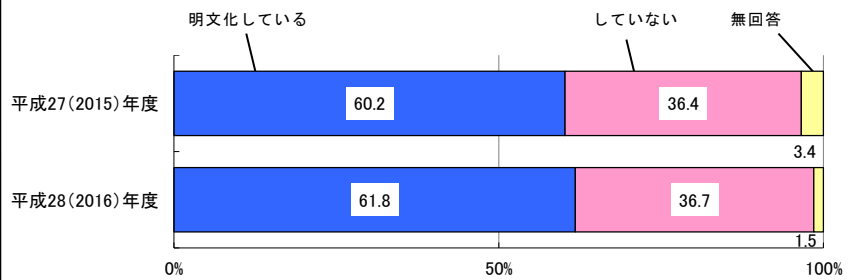
(※対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

育児休業制度の明文化状況【事業主調査】



介護休業制度の明文化状況【事業主調査】



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

【参考】

育児休業制度の規定状況(全国)

平成26(2014)年度 規定あり 74.7%
平成27(2015)年度 規定あり 73.1%

介護休業制度の規定状況(全国)

平成24(2012)年度 規定あり 65.6%
平成26(2014)年度 規定あり 66.7%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成24(2012)～27(2015)年度)

育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、
女性 91.7%、男性 5.8%

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）について、男性従業員は 5.8%で、前年度に比べ 0.7 ポイント上昇しました。女性従業員は 91.7%となっています。

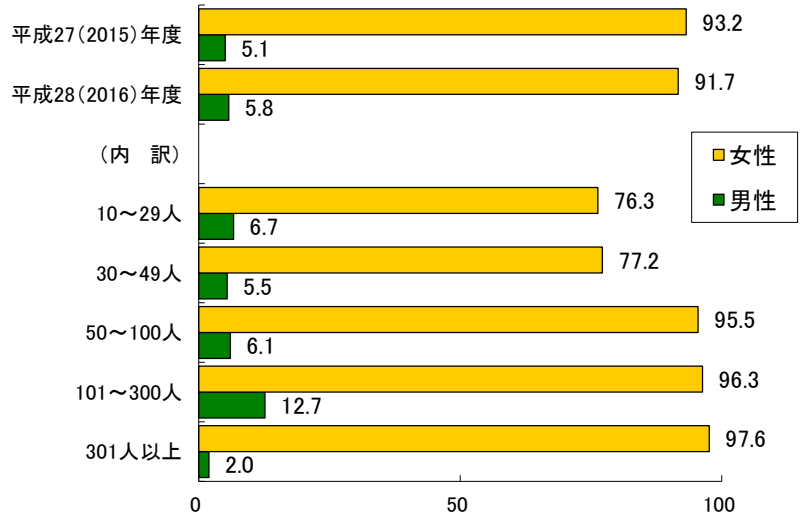
介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 3.2%

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は、全事業所のうち 3.2%となっています。

従業員の育児休業取得率【事業主調査】

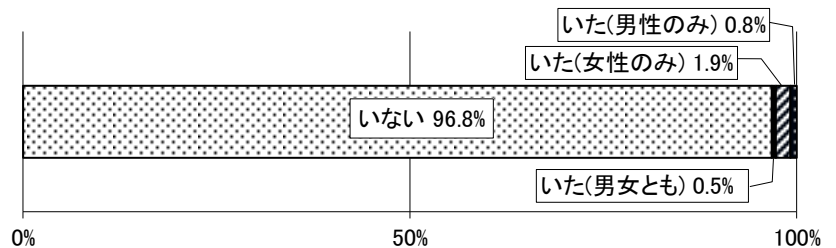
(平成 27 (2015) 年度 : 平成 26 (2014) 年 4 月 1 日から平成 27 (2015) 年 3 月 31 日までの状況)
(平成 28 (2016) 年度 : 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から平成 28 (2016) 年 3 月 31 日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
育児休業取得率：調査年度の前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 27 (2015), 28 (2016) 年度)

介護休業制度の利用状況【事業主調査】

(平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から平成 28 (2016) 年 3 月 31 日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
前年度（平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から平成 28 (2016) 年 3 月 31 日まで）に介護休業を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 28 (2016) 年度)

【参考】

育児休業取得率(全国)

平成 27 (2015) 年度 女性 81.5% 男性 2.65%
平成 28 (2016) 年度 女性 81.8% 男性 3.16%

介護休業制度の利用状況(全国)

平成 27 (2015) 年度 1.3% { 女性のみ 1.0%
男性のみ 0.3%
男女とも 0.0%

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所
育児休業取得率：調査年度の前々年の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までに出産又は配偶者が出産した者のうち、調査年の 10 月 1 日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。)の割合
介護休業制度の利用状況：平成 26 (2014) 年 4 月 1 日から平成 27 (2015) 年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 27 (2015), 28 (2016) 年度)

利用希望

制度を利用しない主な理由は、両制度ともに女性では「休業を取った例がない」、「上司や同僚に気兼ね」、「制度が整備されていない」が多く、男性では「休業中の収入が減少」が多い

女性従業員の65.1%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答しており、「利用しようと思わない」と回答した人は25.3%となっています。

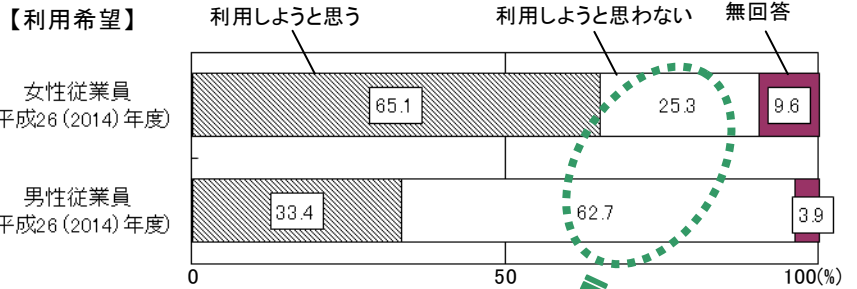
その主な理由は、「会社で育児休業を取った例がない」(32.8%)、「上司や同僚に気兼ね」(32.2%)などの順となっており、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要であると思われれます。

一方、男性従業員では、「利用しようと思わない」と回答した人が62.7%で、その主な理由としては、「休業中の収入が減少する」(36.8%)、「子どもの世話をしてくれる人がある」(27.7%)などとなっています。

介護休業制度については、今後、介護が必要になった場合に「利用しようと思う」と回答した人は、女性従業員69.4%、男性従業員55.2%となっています。

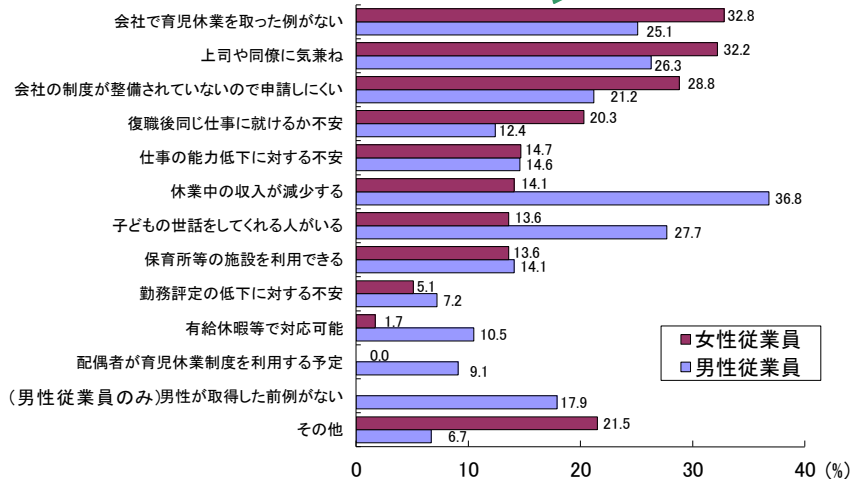
「利用しようと思わない」と回答した人は、女性従業員27.6%、男性従業員43.1%で、その主な理由は、女性従業員では「会社で介護休業を取った例がない」(50.8%)、「上司や同僚に気兼ね」(39.9%)、「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(37.3%)など、男性従業員では「休業中の収入が減少する」(41.3%)、「会社で介護休業を取った例がない」(31.3%)などとなっています。

育児休業制度 [平成26(2014)年度][男女従業員調査]

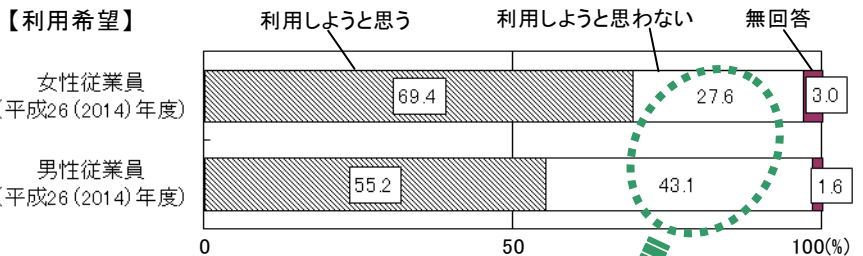


【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答

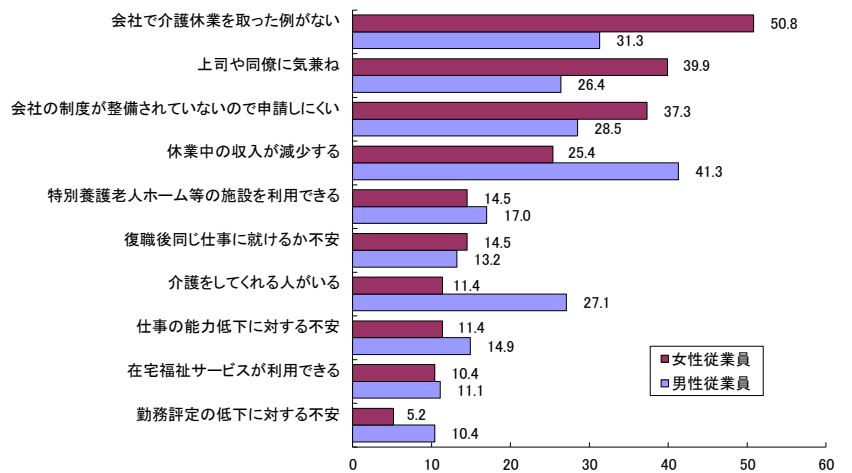


介護休業制度 [平成26(2014)年度][男女従業員調査]



【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社に勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

男性の育児休業

男性が育児休業制度を利用することに半数以上が肯定的

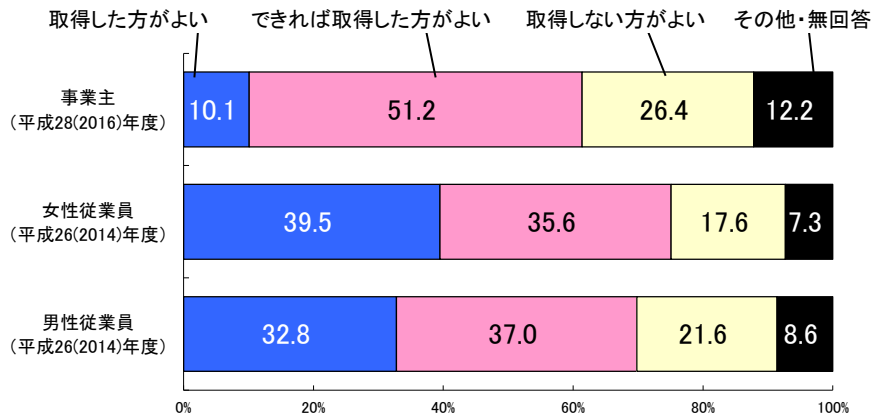
男性の育児休業制度利用に対して、「取得した方が良い」「できれば取得した方が良い」と回答した事業主は61.3%（H28）、女性従業員75.1%（H26）、男性従業員69.8%（H26）と、肯定的な考え方が6割を超えています。

一方、「取得しない方が良い」と回答した事業主は26.4%となっています。

事業主が、「男性が育児休業を取得しない方が良い」とした理由は、「代替職員を雇用する余裕がない」（76.6%）が最も多く、次いで「他の職員の負担が増える」（70.2%）、「業務が忙しい」（39.4%）、「取得すると本人の収入が下がる」（31.4%）、「その他」（4.8%）となっています。

男性の育児休業取得を促進するための主な取組としては、「上司から取得を促す」（7.4%）「育児休業取得についてチラシ等を配布」（5.1%）、「県や国の助成制度を活用」（4.7%）となっています。

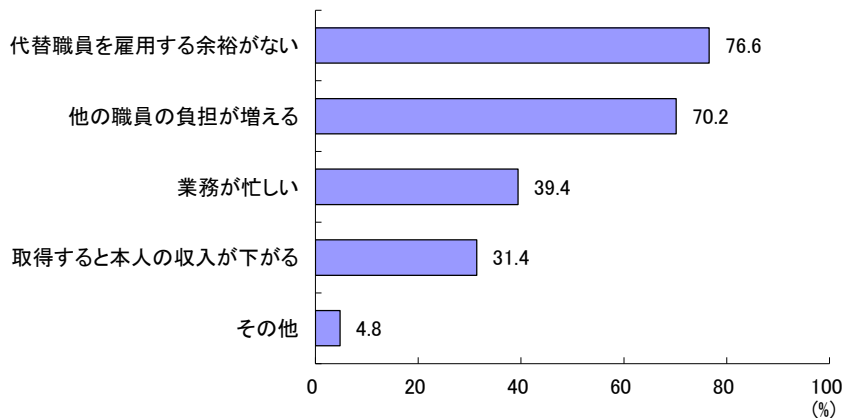
男性の育児休業制度利用に対する考え



男性が育児休業を取得しない方が良い理由【事業主調査】

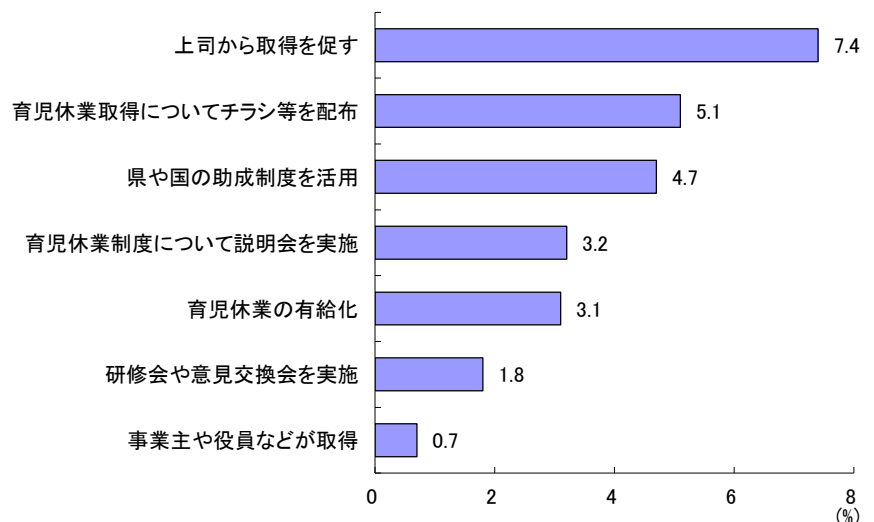
【平成26(2014)年度】複数回答

（男性の育児休業取得について「取得しない方が良いと思う」と回答した事業所）



男性の育児休業取得を促進するための取組【事業主調査】

【平成28(2016)年度】複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

2 年次有給休暇

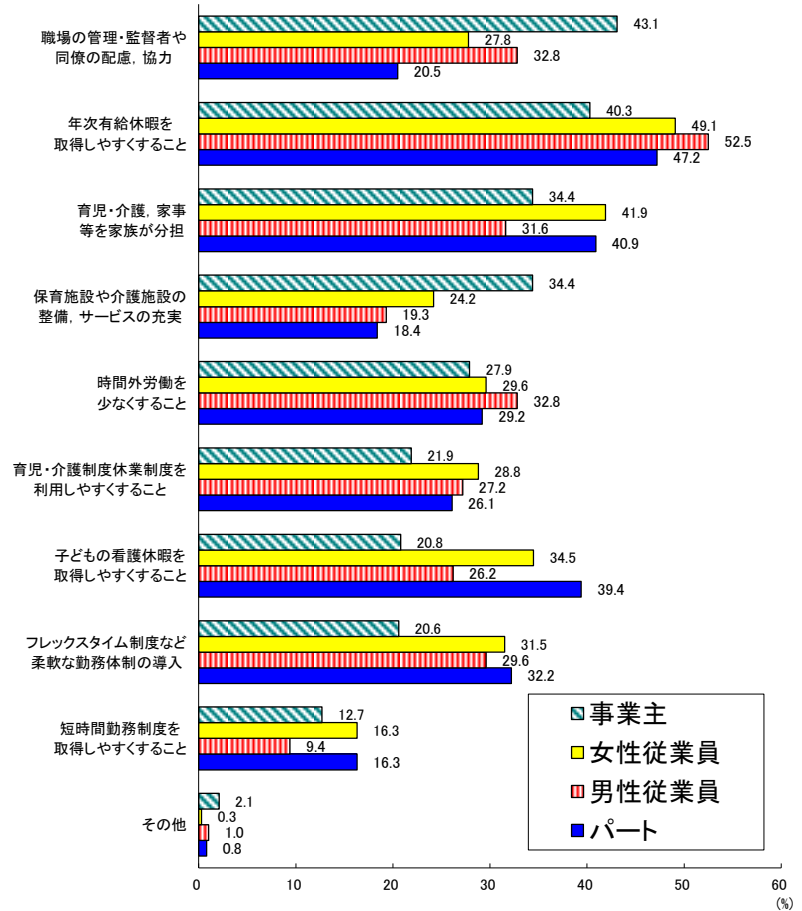
事業主は職場での配慮、従業員は年次有給休暇の取得しやすさを重要と考えている

仕事と家庭の両立のために重要なこととして最も多くの人を選んだのは、事業主では「職場の管理・監督者や同僚の配慮、協力」、男女従業員とパートでは、「年次有給休暇を取得しやすくすること」となっています。

仕事と育児の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度（介護休業を除く）」を選んだ人が最も多くなっています。

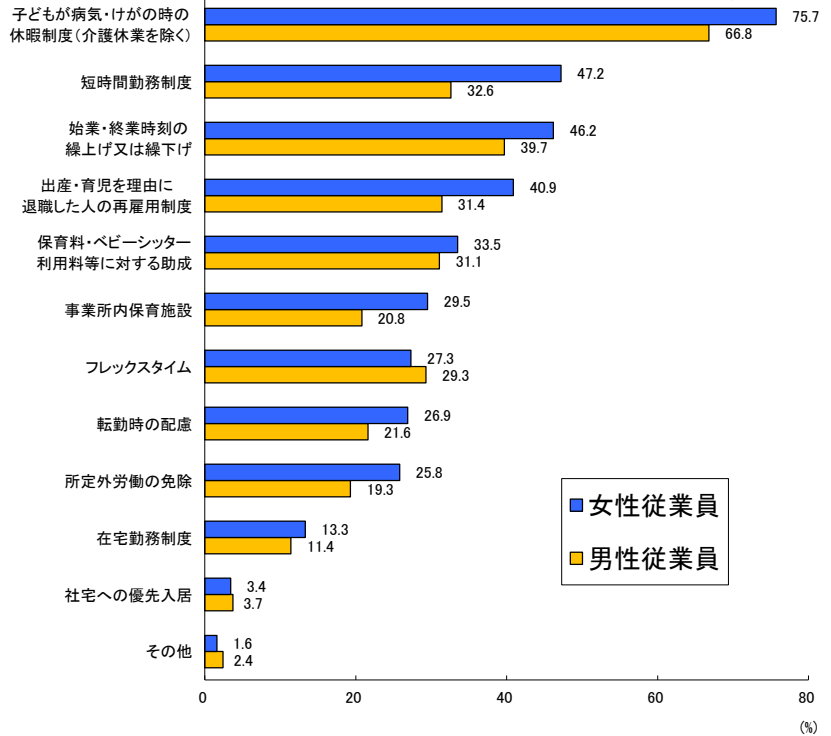
仕事と家庭の両立のために重要なこと [平成 26(2014)年度]

複数回答



仕事と育児の両立のために望む支援制度 [平成 26(2014)年度]

複数回答

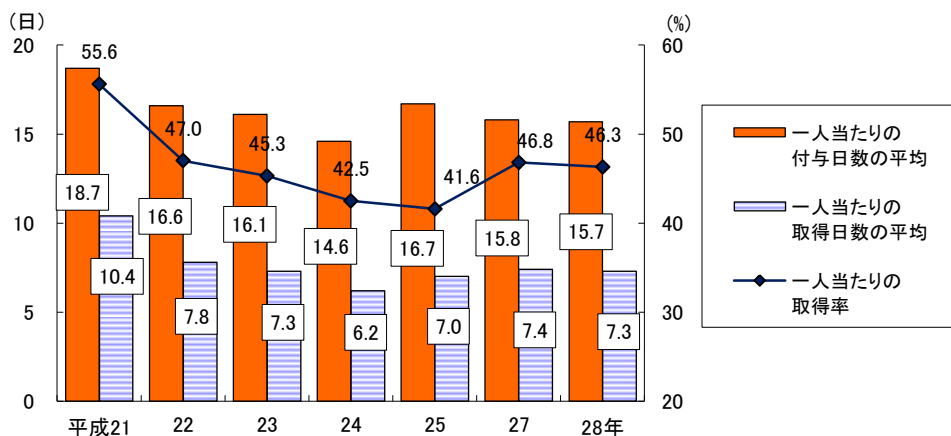


(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 26 (2014) 年度)

年次有給休暇取得率は平成 21（2009）年度から低下傾向にありましたが、平成 27（2015）年は 46.8%と上昇しました。その後、平成 28（2016）年は 0.5 ポイント減少して 46.3%となっています。一人当たりの付与日数の平均を見ると、平成 28（2016）年度は平成 27（2015）年度よりも 0.1 日、取得日数の平均も 0.1 日減少しています。

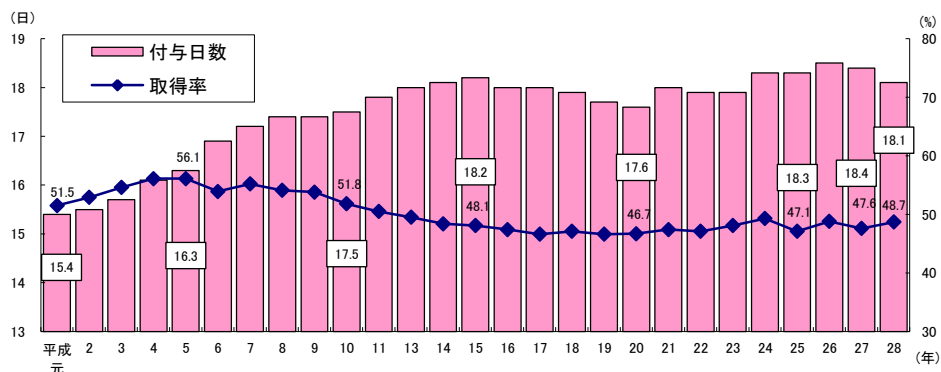
年次有給休暇の取得状況の推移



(注) 取得率= (取得日数計/付与日数計) × 100
調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社。調査期間は、前年又は前年度。

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」平成 26（2014）年はデータなし。

【参考】労働者一人平均年次有給休暇の付与日数及び取得率の推移(全国)



(注) 調査期間は前年又は前会計年度。調査対象は、平成 19 年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業」としており、平成 20 年から「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。平成 26 年以前は、調査対象を「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成 27 年より「常用労働者が 30 人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。なお、「付与日数」には、繰越日数を含まない。

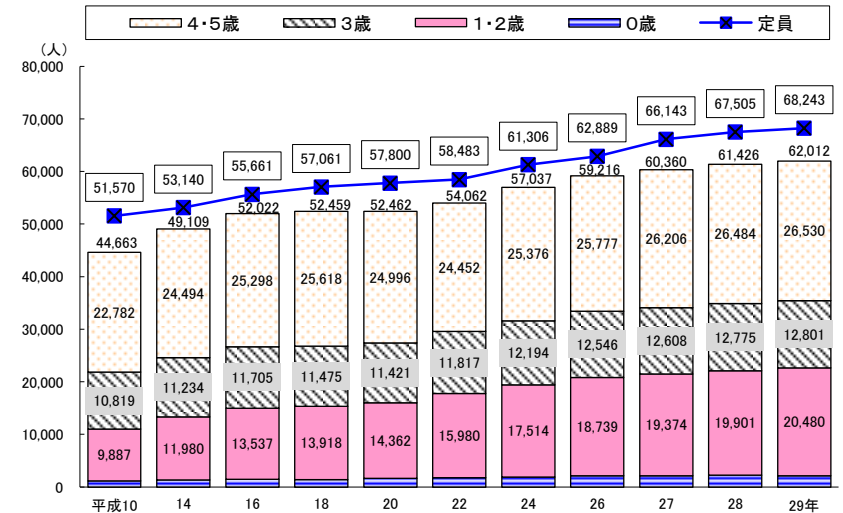
資料：厚生労働省「就労条件総合調査」（平成 11 年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」）

3 保育所の状況

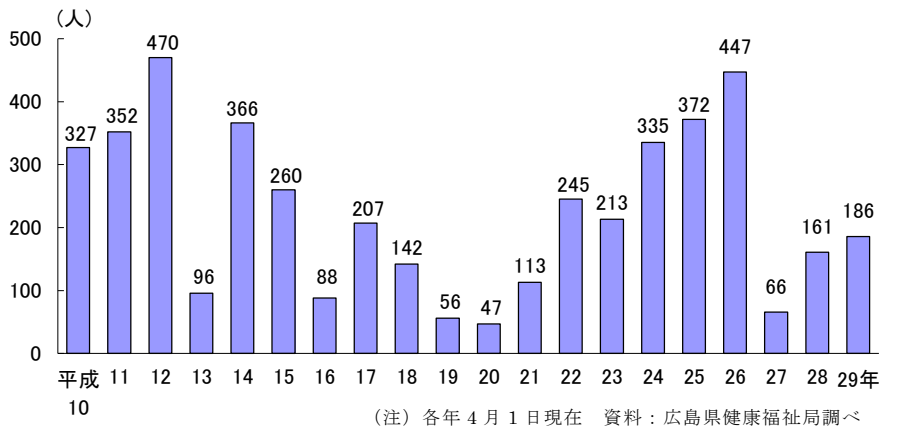
入所児童数は増加傾向

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所児童数は 62,012 人で保育ニーズは経年的に増加しており、待機児童は、平成 29 年度は 186 人となっています。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



待機児童数の推移



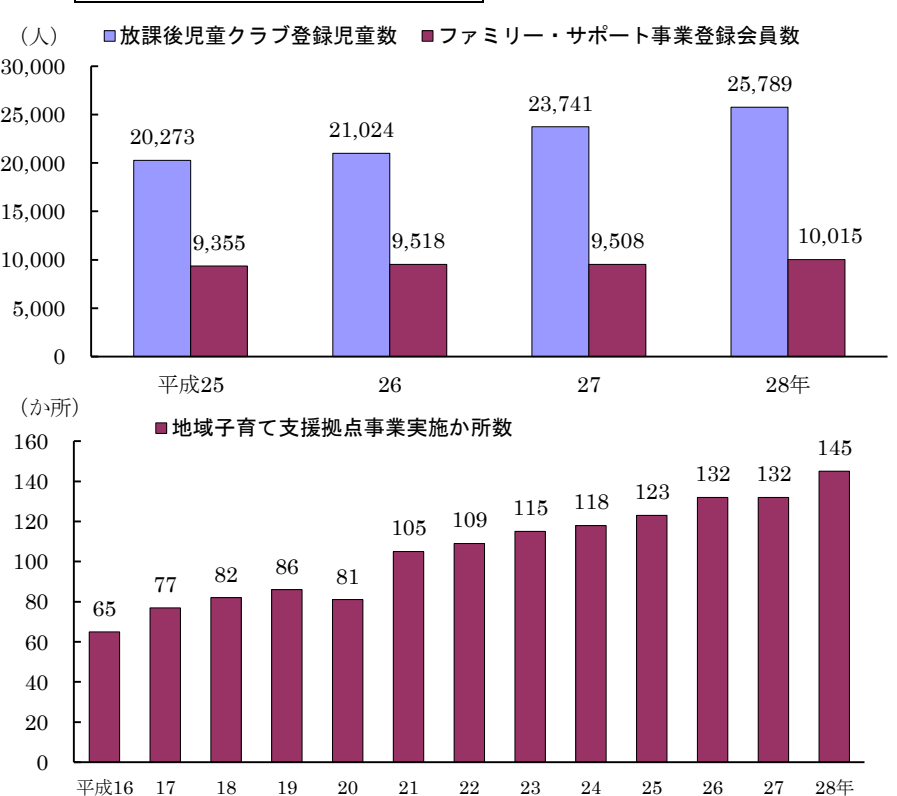
4 子育て関連施設

平成 28 年度の放課後児童クラブ登録児童数は 25,789 人

(平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在) で、ファミリー・サポート事業登録会員数は、10,015 人となっています。

地域子育て支援拠点事業実施か所は 145 か所となっており、増加傾向にあります。

子育て関連制度登録数等の推移



(注) 各年 3 月 31 日現在 放課後児童クラブ登録児童数、ファミリー・サポート事業登録会員数は平成 24(2012) 年以前はデータなし

資料：広島県健康福祉局調べ

■ 家 庭

1 一日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、男性の家事関連の時間は45分程度

県内の男女の一日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

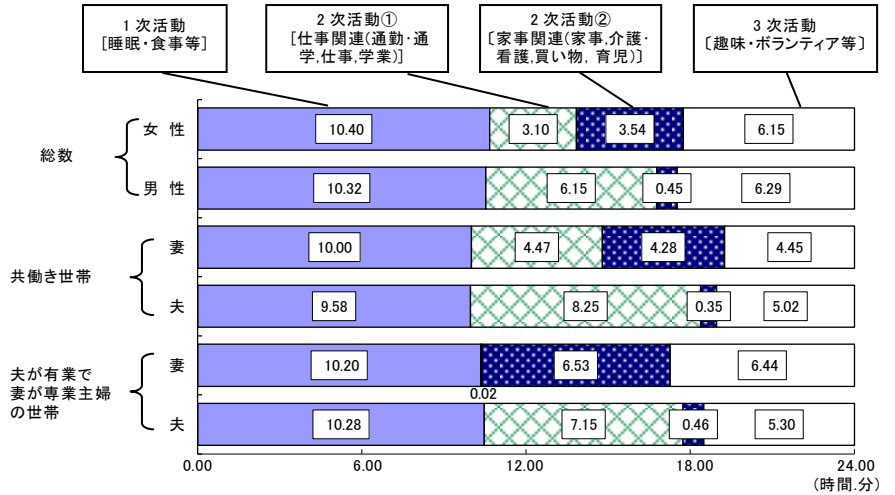
年齢層別では、特に25～64歳の各年齢層で、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

- 1次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

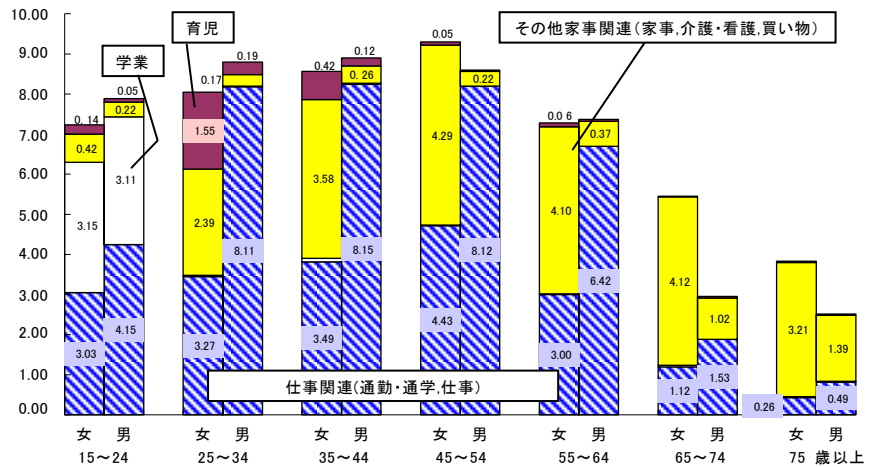
6歳未満の子供を持つ夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり1時間15分で、そのうち育児の時間は52分となっており、全国と比較すると全体で8分、育児は13分上回っています。

しかし、他の先進国と比較すると、特に家事関連時間全体は非常に短くなっています。

一日の行動の種類別総平均時間数

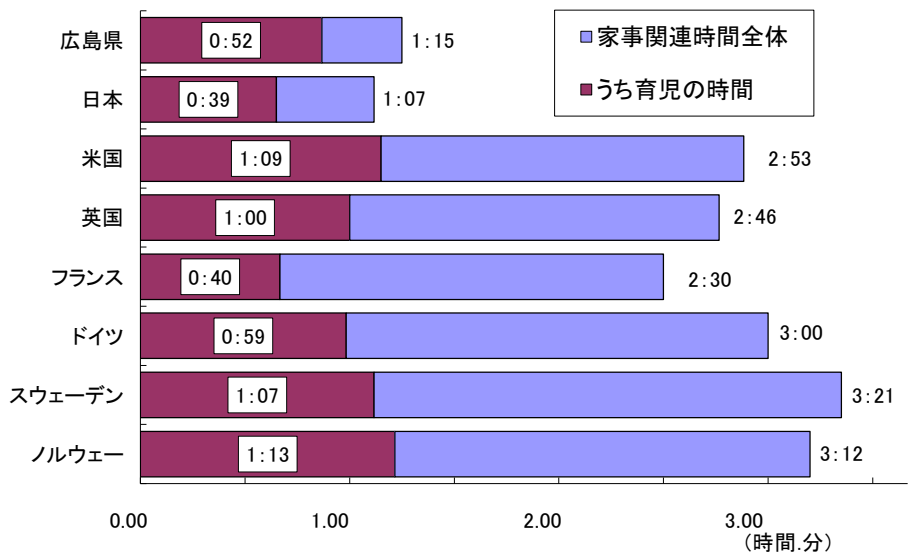


男女、年齢層別の2次活動の生活時間



(注) 調査対象は、平成17(2005)年国勢調査調査区の中から無作為に抽出した15歳以上の世帯員
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成23(2011)年)

6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(国際・全国・県)



資料：総務省「社会生活基本調査」(平成23(2011)年)
Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2015)
Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)

■ 社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は前年と比べ上昇

平成 28 (2016) 年 12 月 31 日現在の議員に占める女性の割合は、県議会では 6.3% (4 人) となっています。

市町議会では 11.3% (56 人) で、となっており、平成 27 (2015) 年の 11.1% から、0.2 ポイント上昇しました。

市町別に見ると、市議会は 11.4%、町議会は 10.9% となっています。

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は、ほぼ横ばい

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）の委員として積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、平成 29 (2017) 年 6 月 1 日現在で 28.4% となっています。

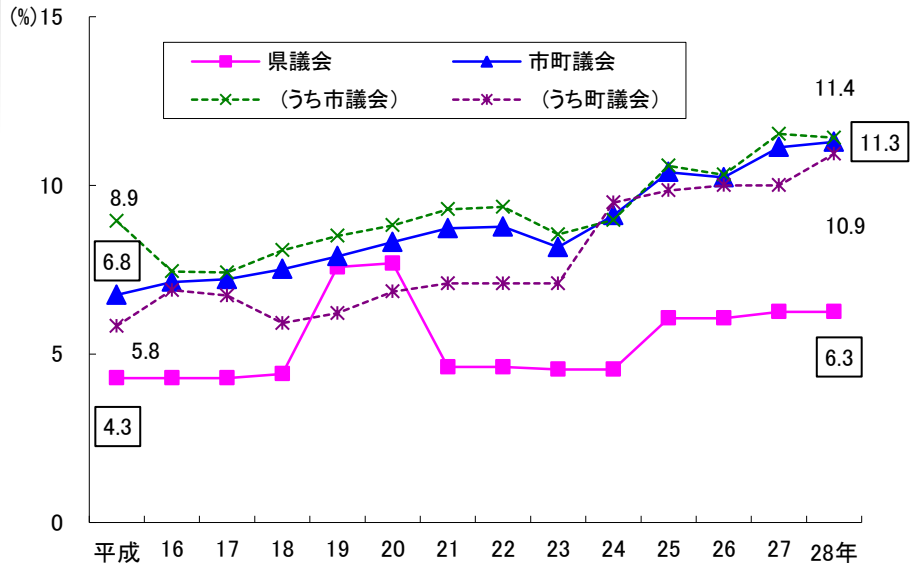
県・市町の議員の状況

[平成 28(2016)年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数 (人)	割合 (%)
県議会	64 (64)	4 (4)	6.3 (6.3)
市町議会	496 (503)	56 (56)	11.3 (11.1)
市	368 (373)	42 (43)	11.4 (11.5)
町	128 (130)	14 (13)	10.9 (10.0)

(注) 括弧内は前年同期

県・市町の女性議員の割合の推移



15

(注) 各年 12 月 31 日現在

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」

県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 29(2017)年 6 月 1 日現在]

区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	69 (75)	11 (12)	15.9 (16.0)
審議会等	75 (73)	73 (70)	97.3 (95.9)	1,460 (1,395)	414 (396)	28.4 (28.4)
5 審議会※を 除く。	70 (68)	68 (65)	97.1 (95.6)	1,224 (1,160)	401 (388)	32.8 (33.4)

(注) 括弧内は前年同期

委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む

※ 5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会

広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、

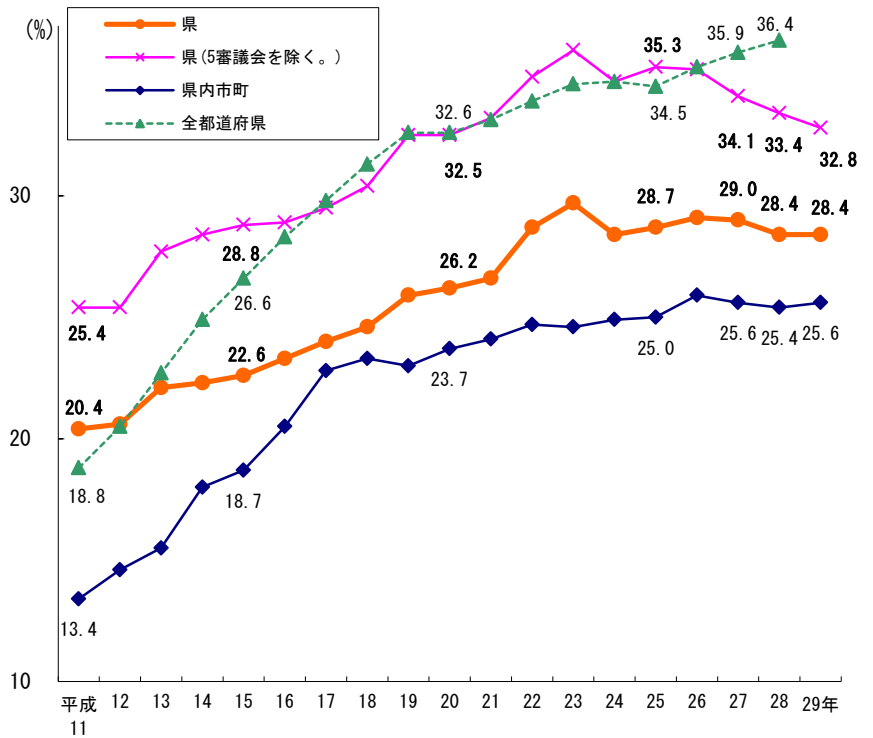
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

市町の審議会等における女性委員の割合は、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在で 25.6% となっています。

(各市町の審議会等委員の状況については 80 ページ参照)

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



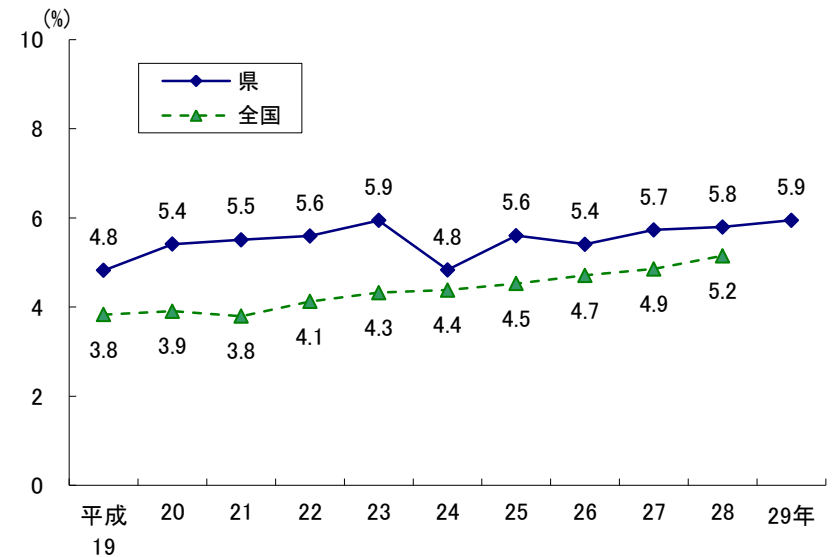
(注) 県は 6 月 1 日現在
市町は 4 月 1 日現在 (ただし、平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)
平成 29(2017)年の全国の数値は、内閣府から平成 29(2017)年度内に公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

3 地域における状況

自治会長に占める女性の割合は横ばい

自治会長に占める女性の割合の推移を見ると、平成 19 (2007) 年から 5% 前後と、横ばいの傾向にあります。

自治会長に占める女性の割合の推移(全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在
広島市、三次市(平成 20(2008)年のみ)、庄原市(平成 21(2009)年～平成 25(2013)年)、
大崎上島町(平成 21(2009)年のみ)、東広島市(平成 24(2012)年～平成 25(2013)年)を除く。
平成 29(2017)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 29(2017)年度内に公表見込
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人権男女共同参画課調べ

■ 意識

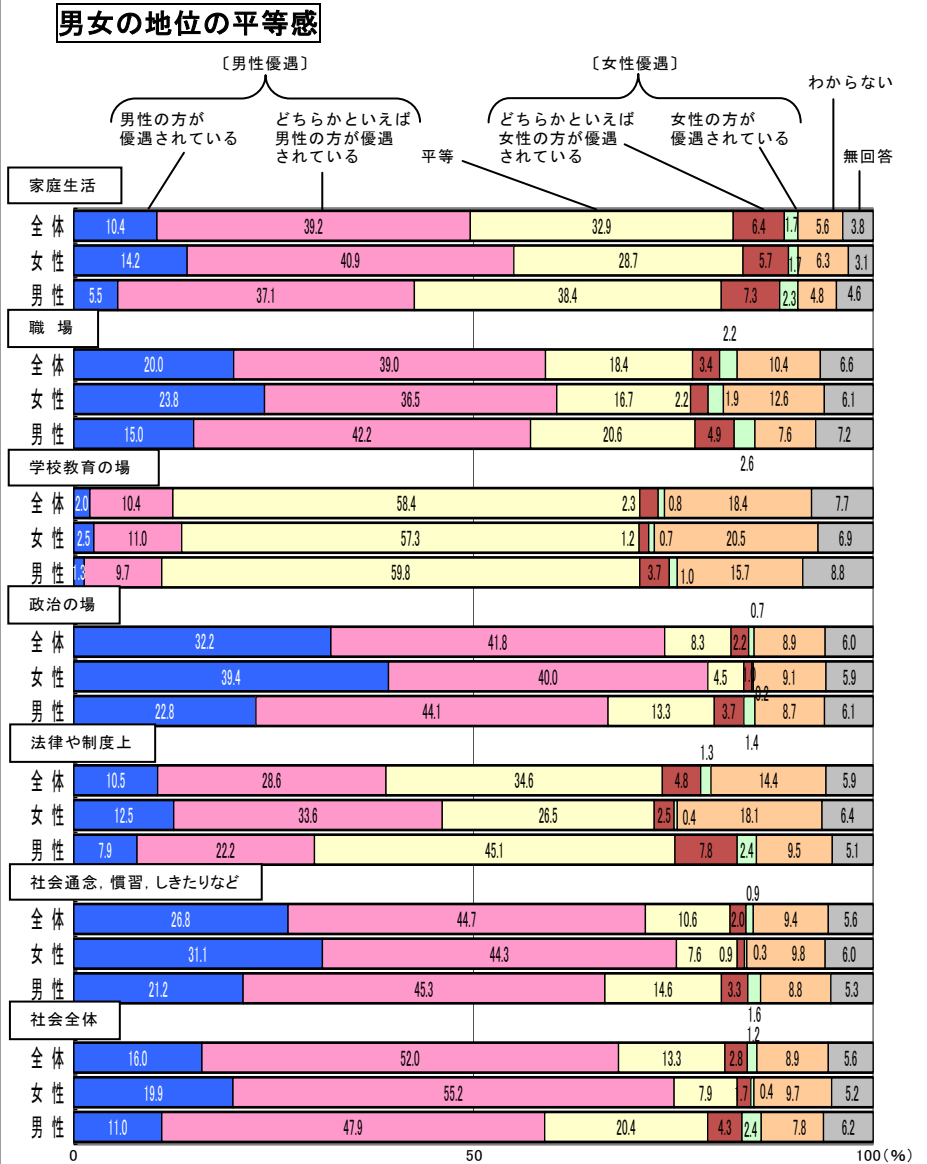
1 男女の地位

「社会全体」の男女の地位について「平等」と回答した人の割合は、女性が7.9%、男性が20.4%で、前回調査よりも低下

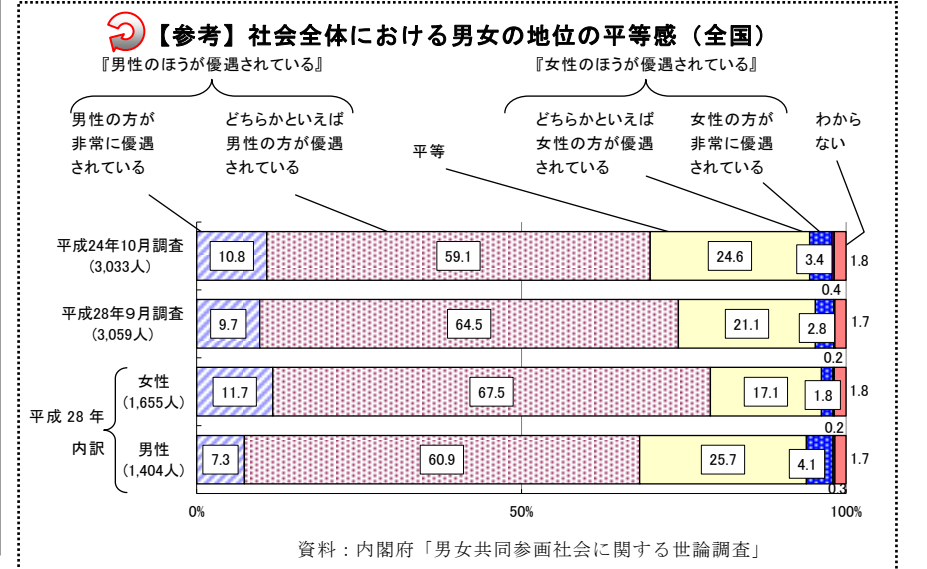
男女の地位の平等感について、「平等」と回答した人の割合は「学校教育の場」で58.4%と最も高く、次いで「法律や制度上」(34.6%)、「家庭生活」(32.9%)となっています。

また、「男性優遇」(「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合は、「政治の場」が74.0%で最も高く、「社会通念、慣習、しきたりなど」(71.5%)、「社会全体」(68.0%)と続いており、全ての分野で「女性優遇」(「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」)を上回っています。

「社会全体」について「平等」と回答した人の割合は、女性が7.9%、男性が20.4%で、前回調査(平成23(2011)年度)の女性10.8%、男性20.5%から低下しています。



(注) 調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人
資料: 広島県「広島県政世論調査」(平成26(2014)年度)



■ 教 育

1 大学・短期大学・大学院

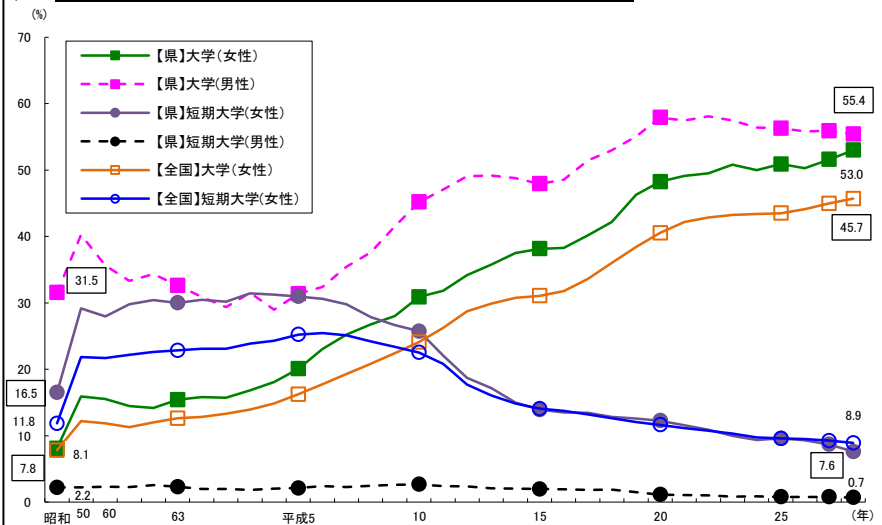
女性の大学進学率は上昇傾向

女性の大学への進学率は上昇傾向にあり、平成 28 (2016) 年で、女性 53.0%、男性 55.4%となっており、男性の方が 2.4 ポイント高くなっています。

女性は全体の 7.6%が短期大学へ進学しており、これを合わせると、女性の大学等進学率は 60.6%となっています。

近年、女性の大学への進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は、平成 9 (1997) 年以降短期大学数が減少していることもあり、平成 3 (1991) 年の 31.4%をピークに低下しています。

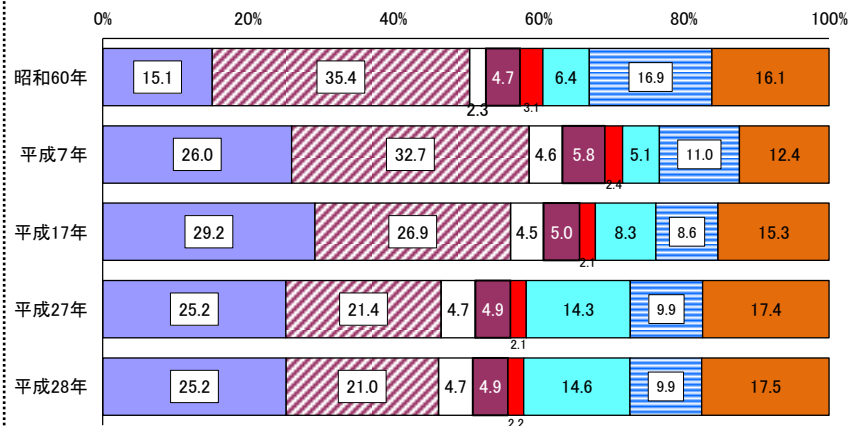
男女別大学・短期大学進学率の推移(全国・県)



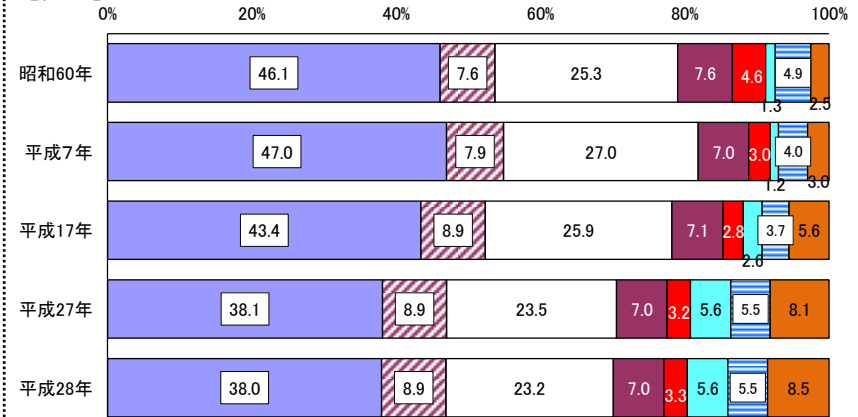
(注) 昭和 60 年以前の数値は通信過程を卒業した者を含まない。
資料：文部科学省「学校基本調査」

【参考】専攻分野別学生割合(大学(学部))の推移(全国)

【女性】



【男性】



■社会科学 □人文科学 □工学 ■理学・農学
■医学・歯学 □薬学・看護学等 □教育 ■その他

(注) その他は「家政」「芸術」「商船」「その他」の合計
国立・公立・私立の全てを含む。
資料：文部科学省「学校基本調査」

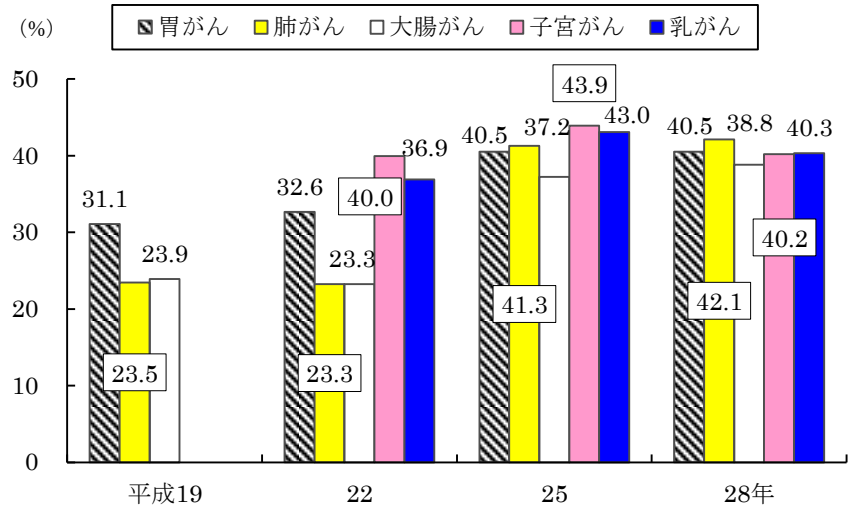
■ 健康

1 がん検診

がん検診受診率は40%程度

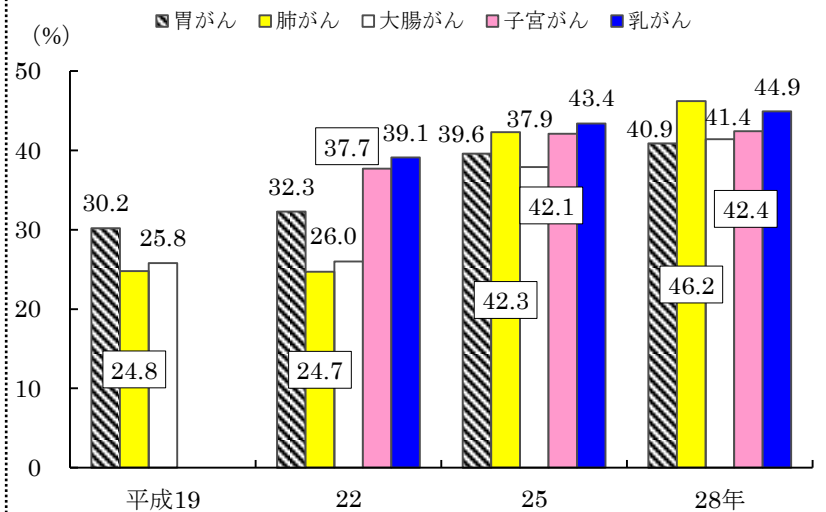
がん検診の受診率は、平成25(2013)年と同様に、平成28(2016)年においても40%程度にとどまっています。

🔄 がん検診受診率の推移



(注) 胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率。子宮がん、乳がんについては平成19(2007)年のデータなし。
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19(2007)、22(2010)、25(2013)、28(2016)年)

🔄 【参考】がん検診受診率の推移(全国)



(注) 胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率。子宮がん、乳がんについては平成19(2007)年のデータなし。
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19(2007)、22(2010)、25(2013)、28(2016)年)

■ 女性に対する暴力、セクシュアルハラスメント

1 相談件数等

こども家庭センター等における相談件数等は横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成 28 (2016) 年度の相談件数は 5,642 件で、前年度よりも 607 件(9.7%) 減少しています。相談件数のうち暴力逃避(配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害)に関する相談は 2,433 件で, 43.1% を占めています。

また, 一時保護は 86 件で, 前年度よりも 11 件(11.3%) 減少しており, そのうち DV (ドメスティック・バイオレンス, 54 ページ参照)に関するものは 58 件で 67.4% を占めています。

平成 28 (2016) 年度に(公財)広島県男女共同参画財団(53 ページ参照)が実施する「エソール広島」相談事業に寄せられた相談は 2,134 件で, 電話相談が 2,024 件, 面接相談が 110 件となっています。

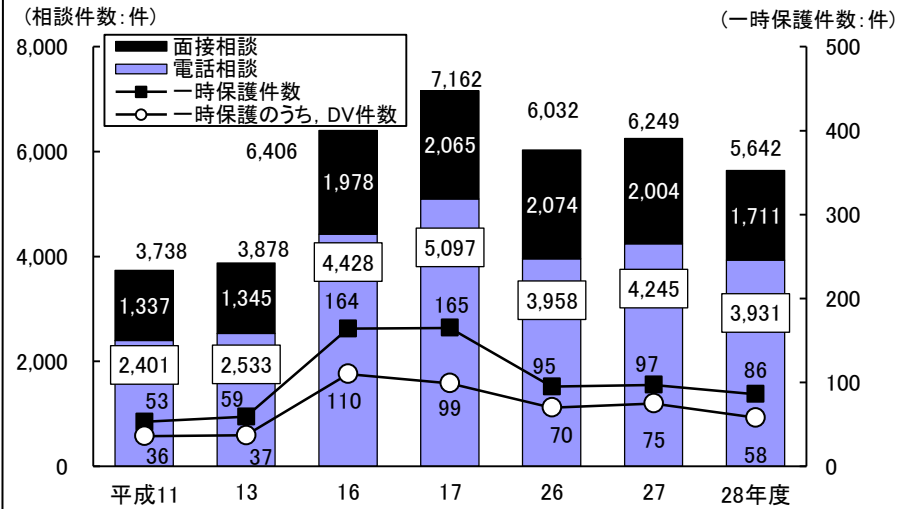
DV 相談は, 電話相談のうち 258 件(12.7%), 面接相談のうち 44 件(40%) となっています。

2 配偶者等からの暴力(DV)

DV 認知件数は上昇傾向

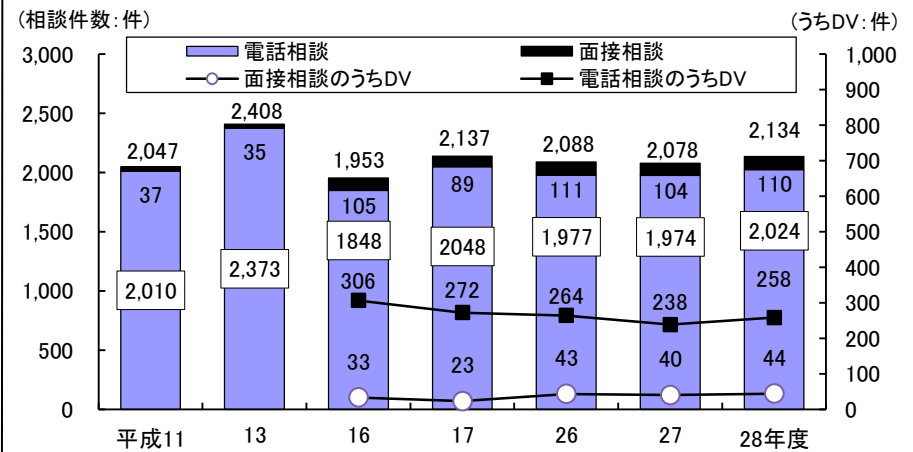
DV 認知件数は, 平成 28 (2016) 年は 1,901 件となっており, 平成 27 (2015) 年よりも 129 件増加しています。

こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



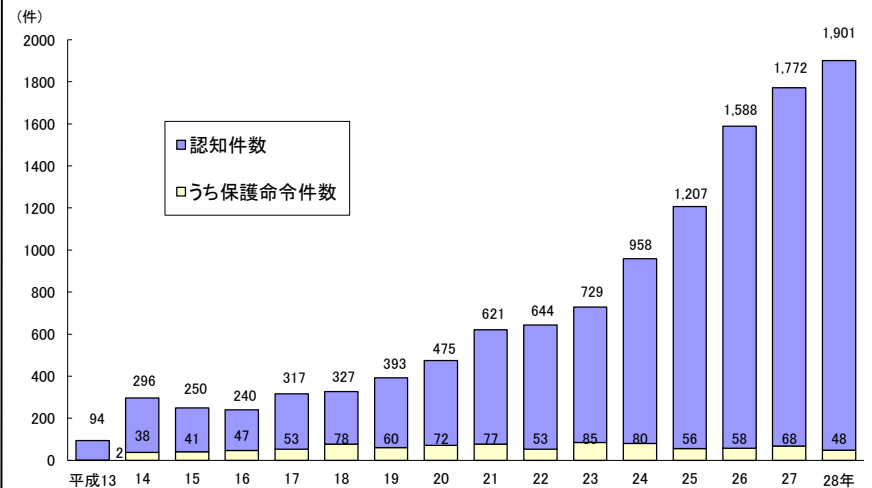
(注) 女性に関する相談: 売春防止法による女性相談及び DV 防止法による配偶者等の暴力相談。男性からの DV 相談を含む。
資料: 広島県健康福祉局調べ

「エソール広島」相談事業における件数の推移



資料: (公財) 広島県男女共同参画財団調べ

DV 認知件数の推移



資料: 広島県警察本部調べ

3 セクシュアルハラスメント

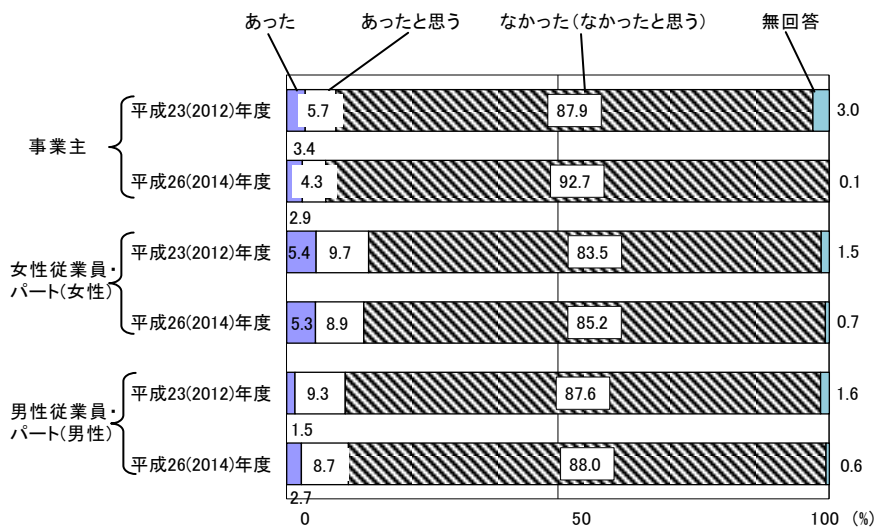
有無と内容

パート従業員を含む女性の8.0%、男性の0.8%が「セクハラを受けた」と回答

パート従業員を含む男女の従業員のうち、職場でセクシュアルハラスメントが「あった」、「あったと思う」と回答したのは、女性が14.2%、男性は11.4%、事業主では7.2%となっています。

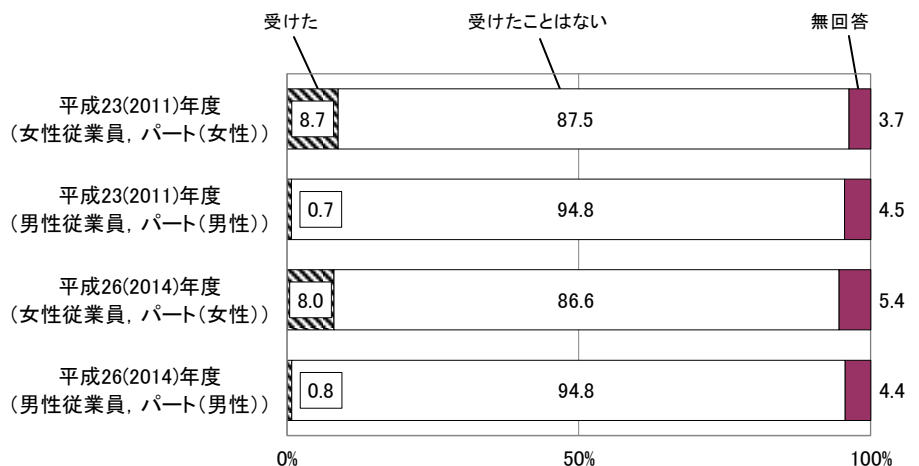
また、パート従業員を含む女性従業員の8.0%、男性従業員の0.8%がセクシュアルハラスメントを「受けた」と回答しており、そのうち被害の内容としては、女性従業員では「不必要に身体を触られた」(56.8%)が最も多くなっています。

職場におけるセクシュアルハラスメントの有無の認識

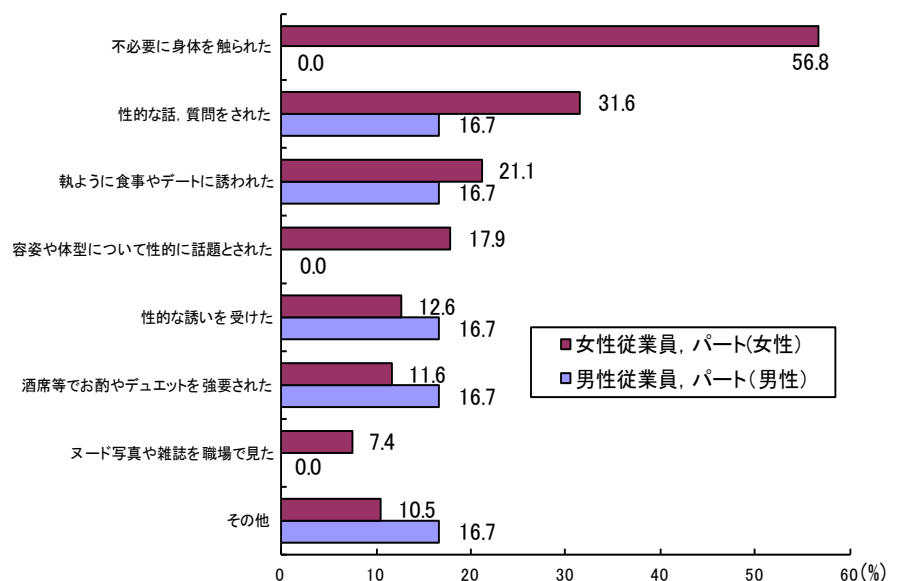


本人のセクシュアルハラスメント被害の有無

(「セクハラを受けた」と回答した従業員) 複数回答



セクシュアルハラスメントの内容



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 23 (2011), 平成 26 (2014) 年度)

防止対策

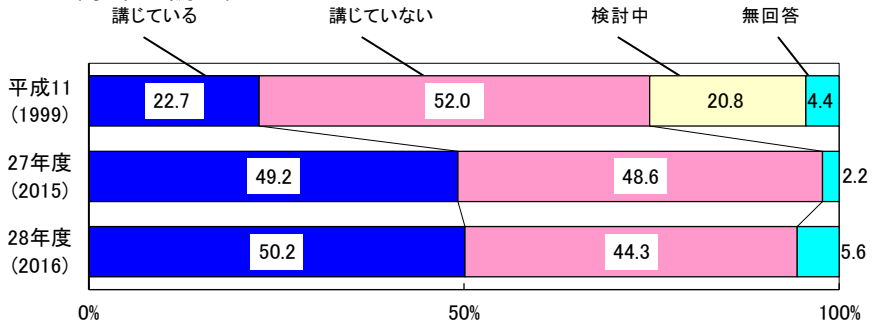
防止対策を講じている事業主の割合は50.2%

男女雇用機会均等法（5ページ参照）により、事業主が講じなければならないとされているセクシュアルハラスメント防止対策については、「講じている」は50.2%で、前年度（49.2%）に比べ1.0ポイント上昇しています。

防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が63.0%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」（55.6%）、「相談窓口の設置」（43.5%）等となっています。

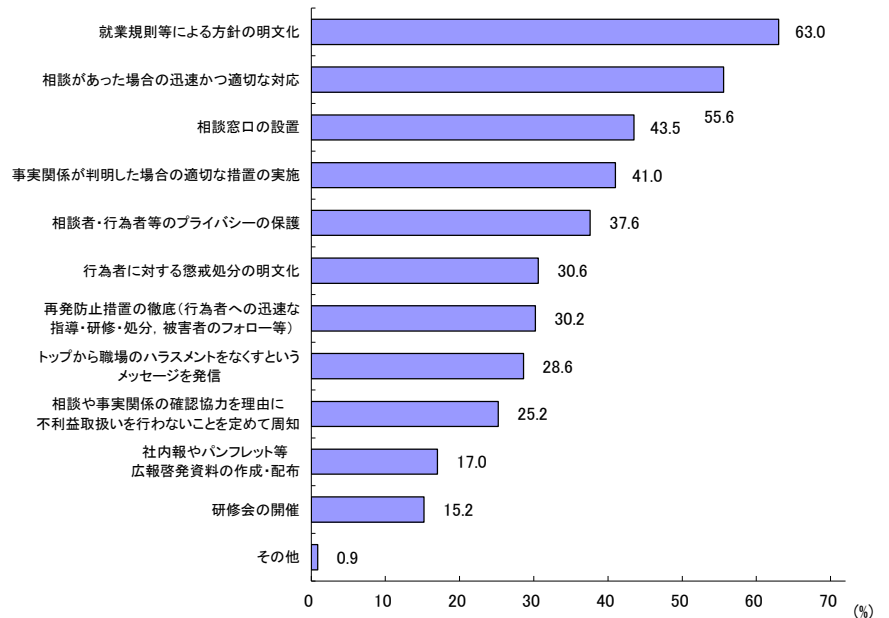
広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口寄せられた相談件数は、平成28（2016）年度で144件となっています。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の有無 【事業主調査】



職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の内容 【事業主調査】

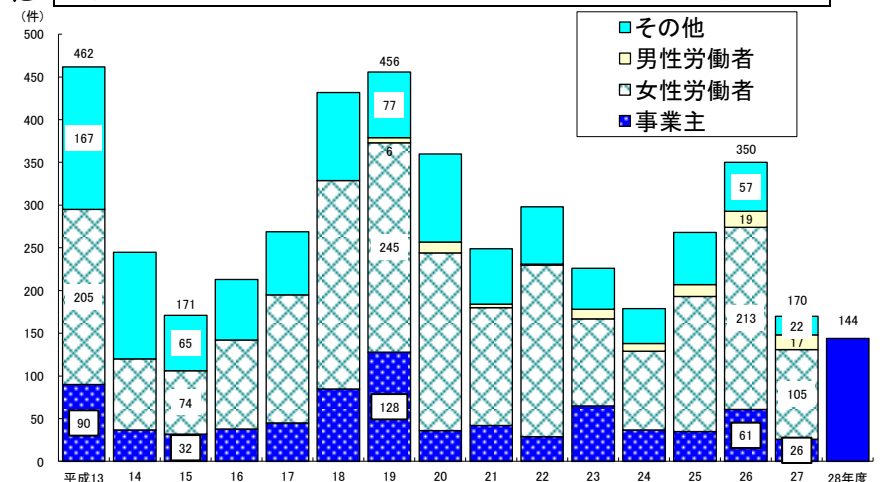
（「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社（平成11（1999）年度は2,000社）及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人（平成11（1999）年度は2,000人）

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成27（2015）、28（2016）年度）
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成11（1999）年度）

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移



資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ
※28年度分から、内訳に関する集計はしなくなった

4 ストーカー

ストーカー認知件数は増加傾向

平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が成立し、ストーカー行為等を処罰するなど、必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等を定められましたが、認知件数は上昇傾向にあります。

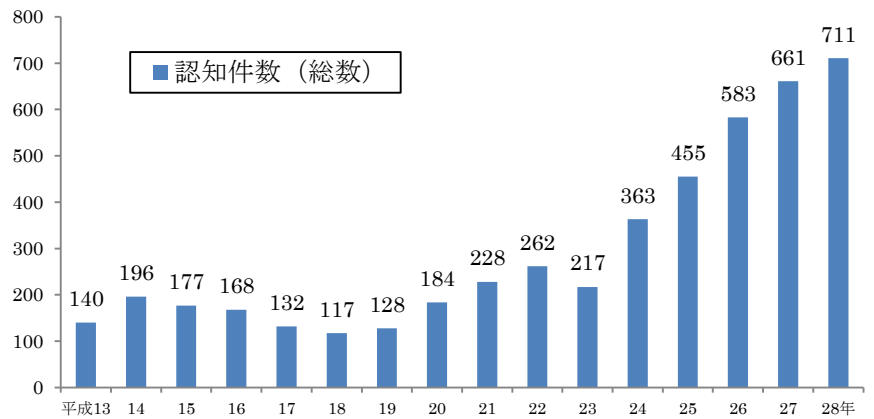
5 性犯罪等

性犯罪認知件数は減少傾向

性犯罪の認知件数は平成 28（2016）年は 128 件で、そのうち検挙件数は 103 件（80.5%）となっています。

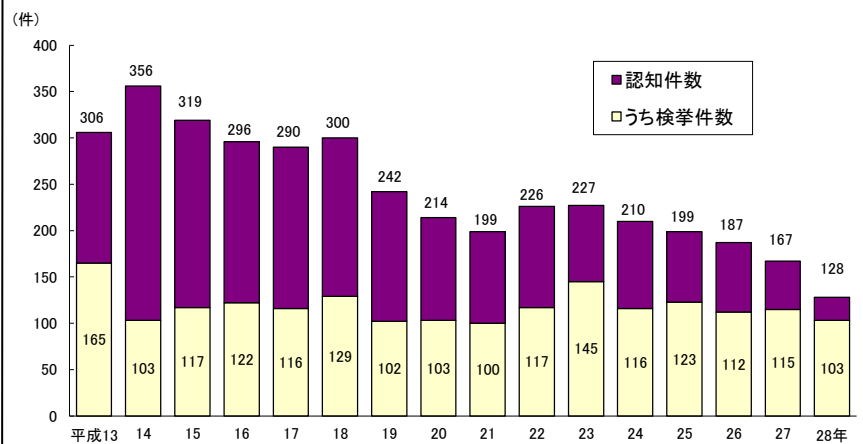
性犯罪認知件数は、減少傾向にあります。

★ ストーカー認知件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

🔄 県警における性犯罪事案対応状況



資料：広島県警察本部調べ

■ 防 災

1 防災会議委員

県の防災会議における女性委員の割合は上昇

平成 24(2012)年の災害対策基本法の改正により、都道府県防災会議では、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を委員に任命することが可能となったため、広島県防災会議には、平成 24(2012)年 10 月に女性委員が 1 名就任しました。

さらに平成 27(2015)年 4 月に 1 名加わり、全体に占める女性委員の割合は 3.4%となりました。

また、市町の防災会議の委員に占める女性の割合は、上昇傾向にあり、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在で 7.2%となっています。

2 消防団員

消防団員に占める女性の割合は全体の 2.35%で、上昇傾向

市町の消防団員総数が減少する中で、女性消防団員数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年は 520 人と、平成 13 (2001) 年の約 3.5 倍となっています。

女性消防団員の割合は、平成 28 (2016) 年は 2.35%と前年 (2.27%) から 0.08 ポイント上昇しています。

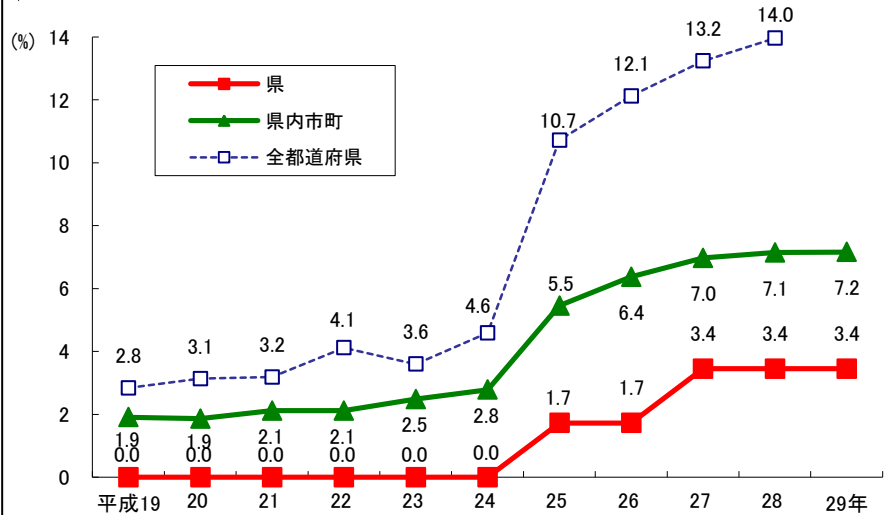
県・市町の防災会議の委員の状況

[平成 29 (2017) 年度]

区 分	委員総数 (人)	女性委員	
		人数 (人)	割合 (%)
県防災会議	58 (58)	2 (2)	3.4 (3.4)
市町防災会議	824 (798)	59 (57)	7.2 (7.1)
市	564 (555)	43 (39)	7.6 (7.0)
町	260 (243)	16 (18)	6.2 (7.4)

(注)括弧内は前年同期

地方防災会議における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



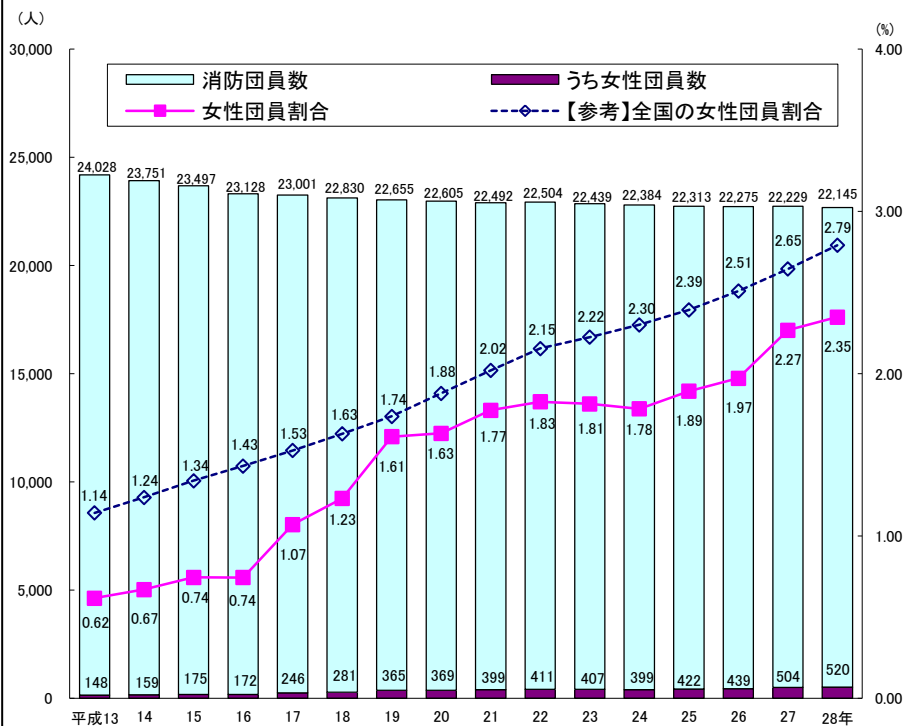
(注) 県は 6 月 1 日現在 市町は 4 月 1 日現在

平成 29(2017)年の全国の数値は、内閣府が平成 28(2016)年度内に公表する見込みである。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

広島県人権男女共同参画課調べ

市町における消防団の状況(全国・県)



(注) 各年 4 月 1 日現在

資料：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」

2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典
	本 県	全 国			
総人口		2,857,475 人	127,907,086 人	12	平成 29 (2017)年 1月1日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	1,472,074 人	65,512,811 人	12	
	男 性	1,385,401 人	62,394,275 人	12	
65 歳以上人口		794,598 人	34,272,983 人	12	平成 29 (2017)年 1月1日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	453,447 人	19,408,977 人	11	
	男 性	341,151 人	14,864,006 人	12	
15 歳未満人口		377,842 人	16,142,185 人	11	平成 29 (2017)年 1月1日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
	女 性	184,333 人	7,866,348 人	11	
	男 性	193,509 人	8,275,837 人	11	
世帯数	1,300,322 世帯	57,477,037 世帯	11	平成 29 (2017)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
1 世帯当たり人員	2.20 人	2.22 人	35	平成 29 (2017)年 1月1日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (注2)
3 世代同居率	4.5%	5.7%	25	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」
平均寿命	—	—	—	平成 22 (2010)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」
女 性	86.94 歳	86.35 歳	6		
男 性	79.91 歳	79.59 歳	12		
平均初婚年齢	—	—	—	平成 28 (2016)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
女 性	28.9 歳	29.4 歳	33		
男 性	30.4 歳	31.1 歳	35		
婚姻率 (人口千対)	4.9 人	5.0 人	7		
離婚率 (人口千対)	1.68 人	1.73 人	20		

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	8.1 人	7.8 人	11	平成 28 (2016)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.57 人	1.44 人	15			
死亡率 (人口千対)	10.7 人	10.5 人	34			
就業率		54.8%	53.7%	24	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」
	女 性	46.2%	45.4%	26		
	男 性	64.3%	62.6%	22		
共働き率	46.1%	45.5%	33	平成 27 (2015)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)		149.5 時間	144.5 時間	19	平成 27 (2015)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」
	女 性	128.6 時間	124.8 時間	28		
	男 性	164.6 時間	160.7 時間	22		
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)		318.5 千円	313.8 千円	6		
	女 性	203.9 千円	208.1 千円	20		
	男 性	401.3 千円	401.2 千円	6		
平均勤続年数		12.0 年	11.9 年	25	平成 28 (2016)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査結果」
	女 性	9.0 年	9.3 年	36		
	男 性	13.4 年	13.3 年	20		
高等学校等進学率		98.6%	98.7%	35	平成 28 (2016)年度	文部科学省 「学校基本調査」
	女 性	98.9%	99.0%	35		
	男 性	98.3%	98.5%	34		
大学等進学率(注3)		59.9%	54.7%	6		
	女 性	62.5%	57.2%	6		
	男 性	57.4%	52.2%	6		

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平成24(2012)年7月9日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。

(注3) 全日制・定時制高校の卒業生に限定した進学率である。

第 2 部

平成 28 (2016) 年度に 県が実施した主な施策

(注) 本文中の「※番号」は、52～55 ページに注釈を掲載しています。

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

○ 様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる社会の実現につながります。

また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人材の能力を活かしていく観点から、様々な職場での「女性の活躍」が一層期待されています。

このため、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるよう、「職場における女性の活躍促進」に取り組みます。

1 職場における女性の活躍促進

(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 労使を始め社会全体に、^{※1}労働基準法、^{※2}男女雇用機会均等法、^{※3}女性活躍推進法などの法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底を図るとともに、女性が妊娠・出産などを経ても就業継続できるよう、雇用環境の整備を支援
- 「働く女性応援隊ひろしま」（現：^{※4}働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま）の活動などにより、社会全体や企業の中で女性が活躍できる環境づくりのための機運を醸成
- 企業などにおける女性活躍推進に向けた取組を促進するとともに、女性の積極的登用を図るため、^{※5}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するよう、経営者層などを対象として具体的なモデルや成果について普及啓発
- 女性が働き続けるための情報提供や相談対応、就業継続に必要なスキルや心構えを学ぶ機会を提供するなど、自らの能力を発揮したいと思う女性の挑戦を支援

平成 28(2016)年度の実施状況

- 女性の積極的登用を図るための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するため、平成 27 年度に認定した「広島県女性活躍推進アドバイザー」を活用した働きかけにより、企業内に「女性活躍促進に係る担当部署」の設置を促進するとともに、「(改訂版)女性の活躍推進先進事例ノウハウ導入ブック」を活用した企業の取組を加速化させました。

また、県内の女性管理職登用に向け、企業の業種別、規模別の実態調査を行うとともに、調査分析の結果をとりまとめました。 (健康福祉局)

<先進事例ノウハウ導入手引き書普及及び県内企業女性活躍推進部署設置事業実施状況>

女性活躍推進部署設置企業	356社
--------------	------

- 仕事と家庭の両立を希望する女性労働者の着実な就業継続を支援するため、「働く女性の就業継続応援事業」を実施し、両立への意識醸成や不安解消のための研修会や個別相談、企業等への出前講座を開催した他、研修受講者の報告会や講習会等を実施した企業に対して奨励金を支給しました。

また、後輩の指導や悩みを解決し、両立への意識醸成・不安解消を行う指導者（メンター）を養成するセミナーを開催しました。（健康福祉局）

<「働く女性の就業継続応援事業」実施状況>

〔働く女性応援研修会〕

- ・第1回（広島市）58人
- ・第2回（三次市）18人
- ・第3回（福山市）33人
- ・第4回（広島市）57人
- 合計 166人

〔相談〕 ・研修会後の個別相談 4件

〔出前講座〕 ・研修会後の企業向け出前講座 21件

〔奨励金〕 ・支給企業数 32社

〔メンター養成セミナー〕

- ・第1回（広島市）34人
- ・第2回（福山市）22人
- ・第3回（広島市）31人
- 合計 87人

〔メンターフォローアップセミナー（27年度メンター養成セミナー修了者対象）〕16人

（2）農林水産省及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発，各種団体への働きかけ
- 農林水産業への新規就業を促進するとともに，男女が対等なパートナーとして，互いに協力して農林水産業の経営などに参画できるよう，市町や関係団体の取組を支援
- 集落法人^{※6}において，農業経営の多角化・複合化などの^{※7}「6次産業化」を行うことで，女性の経済的な自立を促進
- 創業希望者に対して，専門スタッフによる相談，創業準備セミナーの実施や^{※8}創業サポーターの派遣など，創業前から創業後にわたって継続的・総合的に支援

平成28(2016)年度の実施状況

- 農林水産業や商工業等の事業において，経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう，様々な機会を通じて普及啓発を行うとともに，商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組支援・活動状況の広報等を行いました。

（商工労働局）（農林水産局）

- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため，広島県商工会連合会が専門家を派遣する取組や，商工会議所等が実施する研修を支援しました。（商工労働局）

(3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- ^{※9} わーくわくママサポートコーナーを、マザーズハローワーク広島やハローワーク福山マザーズコーナーによる職業紹介と一体的に運営することにより、仕事と家庭の両立に関する不安を払拭し、女性の就業をワンストップで支援
- 離職者の再就職に向けた支援の充実
- 新規学卒者など若者に対し、きめ細かな就業支援をワンストップで提供

平成 28(2016)年度の実施状況

- 出産・育児、その他の理由で離職している女性の就職を支援するため、「マザーズハローワーク広島等（広島労働局）」や「ハローワーク福山マザーズコーナー」に併設した「わーくわくママサポートコーナー」において、きめ細かい相談対応や、保育所情報等子育て支援情報の提供を行うとともに、「職場体験プログラム」の提供、潜在的に就職を希望している女性の掘り起こしを行う「就職応援セミナー」の実施、「出張相談」などの支援を行いました。（健康福祉局）

<女性の就職総合支援事業実施状況>

女性の就業相談コーナー延利用者	1,403人	(うち就職者 381人)
-----------------	--------	--------------

- 女性医師の出産・育児による離職を防止し、仕事と育児を両立できるよう、医療機関に対し、短時間正規雇用制度等の導入を促進するための費用の一部を助成しました。また、女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児のための総合的な支援を実施しました。（健康福祉局）

<女性医師等就労環境整備事業実施状況>

女性医師短時間正規雇用導入支援事業	16件
ベビーシッター等活用支援事業	1件
宿直等代替職員活用支援事業	10件
復職研修支援事業	0件

- 育児などで離職中の看護職員を対象に、看護実践能力や復職に対する不安を解消し、再就業を支援するため、技術演習などの事前研修及び病院等での実践研修を実施しました。また、離職者の実態把握と情報提供や個別の希望に沿った研修による復職支援を行いました。（健康福祉局）

<看護職員復職支援事業実施状況>

研修延受講者	43人	(うち復職者 35人)
--------	-----	-------------

- 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練（知識等習得訓練）を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。（商工労働局）

- 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や求人・求職データベース「ひろしまジョブサイト」により、求人情報、就職支援情報等の雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

また、広島労働局と連携して「ひろしましごと館」を運営するとともに、「ひろしまジョブプラザ」及び「福山サテライト」において、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。
(商工労働局)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, 就職面接会・説明会, 多様なワークスタイル, 若年者・中高年齢者への支援, 生活支援など</p>	<p>学生向け 求人情報, U I J ターン, 就職支援情報, インターンシップ, 就職面接会・相談会, 就職相談窓口など</p>
<p>労働者向け 労働者派遣, 労働相談コーナー, 勤労者福祉・福利厚生, ワーク・ライフ・バランス, 職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 産業支援情報, インターンシップ, 労務管理, 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保, 労働問題・労使紛争など</p>

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

- 在宅勤務制度や短時間勤務制度など多様な働き方の導入や、育児・介護休業などの取得促進、職場復帰者の支援など、働きやすい職場環境の整備を推進
- 長時間労働の是正と休暇取得を促進
- ^{※10}育児・介護休業法, ^{※11}介護保険法などの周知を図るとともに、特に中小企業の^{※11}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進する他、^{※12}広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録を促進
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続け、また、共に子育てや介護を担い、分かち合うことができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援及び介護支援・サービスを充実

平成 28(2016)年度の実施状況

- 県内企業の働き方改革の取組状況についての実態を把握し、取組段階に応じた対策を検討するとともに、働き方改革に関心があるものの取組が未実施の企業に対するコンサルティングの効果を実証した他、イクボス養成講座の開催や^{※13}「イクボス同盟ひろしま」の活動充実に取り組みました。
(商工労働局)(健康福祉局)

<「働き方改革推進事業」実施状況>

[イクボス養成講座]

- ・ 第1回（広島市）31人
- ・ 第2回（福山市）18人
- ・ 第3回（広島市）19人

● 合計 68人

- 多様な就業ニーズに対応するため、就業支援情報の充実を図るとともに、パートタイム労働や派遣労働などの働き方を選択した場合に適正な処遇や労働条件が確保されるよう、国と連携し、事業主などに対して、^{※14}パートタイム労働法や^{※15}労働者派遣法などの周知を図りました。
(商工労働局)
- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、^{※16}「ひろしまファミリー夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。
(健康福祉局) (商工労働局)
- ・ 育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、中小企業の一般事業主行動計画の策定・実施を促進するため、労働支援融資（仕事と家庭の両立支援資金）を行いました。
(健康福祉局) (商工労働局)
- ・ 一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を登録し、県のホームページ等でその内容を紹介しました。
(登録マーク)

<両立支援企業登録制度登録状況>

仕事と家庭の両立支援登録企業	1,360社
----------------	--------



また、行政施策の基礎資料とするため、「広島県女性活躍推進企業実態調査」を実施しました。
(健康福祉局) (商工労働局)

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや時間外保育、病児保育、^{※17}事業所内保育施設等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、^{※18}地域子育て拠点事業や^{※19}放課後児童クラブ・^{※19}放課後子供教室の設置等「子育てサービス事業」を実施する市町に対し支援を行いました。
(健康福祉局) (教育委員会)

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

地域子育て支援拠点事業	23市町	145か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22市町	664か所
放課後子供教室推進事業	18市町	153か所

- ・ 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、(公社)広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、(一社)広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。
(健康福祉局)

<看護職員ワークライフバランス推進事業実施状況>

相 談 窓 口 の 設 置	相談件数 271 件
研 修 会 の 開 催	参加者数 248 人

- 経済団体・県・^{※20}(公財)ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子供と子育てにやさしい取組を推進しました。(健康福祉局)

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対 象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
(料金の割引やポイントアップ, 子供にやさしい施設の提供等)


サービスの提供 子供連れて来店・来所の場合
子供連れてない場合には, Kids☆めるまが(※)から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids☆めるまがとは, (公財)ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで, 12歳以下の子供の保護者等を対象に, 携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの(無料)

登録店舗数 6,396店舗 (H29.3末)

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用サイト (<http://www.ikuchan.or.jp/service/>) で, 企業や店舗等のサービス内容を紹介



ステッカーイメージ

(5) 男性の家庭への参画の促進

広島県男女共同参画基本計画(第4次)における主な施策

- 男性従業員の育児休業取得促進に取り組むことを宣言した企業を登録する^{※21}育メン休暇応援制度や奨励金などにより, 男性も育児休業などを取得しやすい職場環境の整備を促進
- 学習機会の提供や, 具体的なモデルや成果の普及に努めることにより, 男性の家事, 育児, 介護や地域社会活動などへの参画を支援
- 家族が互いに尊重し協力し合って, 家族の一員として家事や育児, 介護などの責任を果たせるよう多様な啓発を実施
- 経営者の意識改革や働き方の見直しを進めるため, 性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに取り組む企業経営者で構成する「イクボス同盟ひろしま」の活動を促進

平成28(2016)年度の実施状況

- 中小企業等への「いきいきパパの育休奨励金」支給や, 男性育児休業取得促進取組事例集の配布により, 男性も育児休業を取得できる職場環境の整備を促進しました。(健康福祉局)

いきいきパパの育休奨励金支給状況	33 社 (対象人数 41 人)
男性育児休業等促進宣言登録企業	402 社

- 男性が積極的に家事・育児・介護などに参画できるよう、学習機会を提供するとともに、イクボス概念の普及啓発や、組織マネジメント等のノウハウやスキルを学ぶイクボス養成講座を開催しました。(環境県民局) (健康福祉局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 様々な分野において政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組が行われるよう啓発を充実
- 県の行政委員会及び審議会等の委員として、女性を積極的に登用
- 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけ
- 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策を充実

平成 28(2016)年度の実施状況

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けて、積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。
また、市町の行政委員会・審議会等の委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場に参画できる人材を育成するため、^{※23}(公財)広島県男女共同参画財団が実施する「^{※24}エソールひろしま大学」の運営を支援しました。(総務局) (環境県民局) (教育委員会) (警察本部)

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区 分	総数 (人)		広島校 (人)		福山校 (人)		開講期間
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	
第 11 期	35 (2)	26 (2)	35 (2)	26 (2)			平成 28 年 7 月～9 月
第 1～11 期 累 計	559 (72)	498 (62)	460 (62)	402 (53)	99 (10)	96 (9)	福山校は第 6 期まで

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区 分	総数 (人)		開講期間	備考
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)		
地域リーダー 養成講座	16 (3)	13 (2)	平成 28 年 9 月～平成 29 年 1 月	

男性講座 料 理	23 (23)		第1回:平成28年11月27日(日) 第2回:平成29年1月22日(日)	男性対象講座
男性講座 片 付 け	20 (20)		平成28年12月3日(土)	男性対象講座 ※パートナーとペアで受講可
男性講座 子 育 て	14 (14)		平成28年12月17日(土)	男性対象講座

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織など多様な主体間の協働の支援や、情報提供を行うことにより、県民の地域社会活動への参加を促進
- 地域社会活動が活発化するよう、地域で活躍する人材の育成や住民主体の活動を支援

平成28(2016)年度の実施状況

- 社会的課題の解決に主体的に取り組んでいる多様な主体（NPO、企業、学校等）が一堂に会するイベントを開催し、「ひろしま県民活動表彰」受賞団体による事例発表や、ブース展示交流会などを行いました。
また、県内のNPO・ボランティア活動への参加率は女性が高いことに着目し、社会貢献活動（社活）に主体的に参加し活躍されている女性（「社活女子」）に、社活の実態を様々な視点で語っていただく「社活女子シンポジウム」を開催し、パネルディスカッションや交流会等を実施しました。（環境県民局）

<NPO・ボランティア活動促進事業の主な実施状況>

「たちまち全員集合」参加者数	約160人
「社活女子シンポジウム」参加者数	第1回:約40人 第2回:約70人

- 中山間地域に愛着を抱き、元気にしたいと願う人々が共に実践的な地域づくりのノウハウや手法を「学び」ながら、志の同じ「仲間」を増やしていくための塾「ひろしま「ひと・夢」未来塾」を開講しました。
また、中山間地域が抱えるさまざまな課題を解決し、地域を生まれ変わらせる（エリアリノベーションする）ためのアイデアを、参加者全員がワールド・カフェ形式で考え、語り合える場、「ひろしま里山ソーシャル・カフェ」を開催しました。（地域政策局）

<中山間地域元気づくり推進事業の主な実施状況>

「ひろしま「ひと・夢」未来塾」修了者数	はじめの一步コース	25人
	プロフェッショナルコース	24人
「ひろしま里山ソーシャル・カフェ」参加者数	668人（全6回のべ人数）	

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 各部局が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進
- 施策の推進に当たっては、目標値を掲げて取り組むとともに、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を取りまとめ、公表

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 広島県男女共同参画審議会（資料編 85 ページ参照）の意見を踏まえ、広島県男女共同参画施策推進協議会（資料編 86～87 ページ参照）を中心とした各部局の連携の下に、「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」に掲げる施策を推進しました。

（環境県民局）

<広島県男女共同参画審議会開催状況>

開催日	審議事項
平成 28 年 10 月 25 日（火）	広島県男女共同参画基本計画（第4次）の進捗状況について

(2) ^{※26} 広島県女性総合センター機能の充実・強化

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 県民ニーズや社会情勢の変化に対応し、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の各種事業を充実させるとともに、県内の市町、男女共同参画センター、NPO、大学、企業などと連携・協働して、県内の男女共同参画の推進に取り組むことができるよう、（公財）広島県男女共同参画財団の取組を支援

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 広島県女性総合センター「エソール広島」において、（公財）広島県男女共同参画財団が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援しました。

（環境県民局）

(3) 市町等との連携強化・取組支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 男女共同参画を取り巻く状況や先進的取組事例などを市町に対して積極的に情報提供し、地域における男女共同参画の推進を支援

（環境県民局）

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため、市町、関係団体及び企業の男女共同参画担当者等を対象に、先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。

また、市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため、市町（府中市）と連携して講演会を開催しました。（環境県民局）

<男女共同参画研修会開催状況>

第 1 回 「照英流すくすく子育て」

開催日：平成 28 年 12 月 4 日（土）

開催地：府中市 [府中市文化センター]

参加者数：800 人

内 容：トークショー「照英流すくすく子育て」

講師：照英さん（タレント）

第 2 回 「仕事も暮らしも。欲張りライフ～男性の家事参画が社会を変える～」

開催日：平成 29 年 2 月 7 日（火）

開催地：広島市 [エソール広島]

参加者数：47 人

内 容：講演「仕事も暮らしも。欲張りライフ～男性の家事参画が社会を変える～」

講師：村上誠さん（NPO法人ファザーリングジャパン理事）



（市町における取組の詳細は、第 4 部 77～82 ページ参照）

人づくり

重点項目

- 性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画について、様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 様々な立場の県民、特に、男性が男女共同参画に関する理解を深め行動することができるよう、多様な機会や情報手段により啓発を行うとともに、学習情報を提供
- 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を市町や関係団体などに提供

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、県ホームページ、広報誌等による広報活動を実施しました。（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】

（内閣府等男女共同参画推進本部構成府省庁主唱。平成13年度から実施）

平成 28（2016）年度の標語

「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」

平成 29（2017）年度の標語

「男でまる、女でまる、共同作業で◎。」



<男女共同参画週間関連行事>

- ・啓発資料等展示

広島県女性総合センター：平成28年6月23日（木）～29日（水）

広島市まちづくり市民交流プラザ：平成28年6月27日（月）～7月7日（木）

(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができる能力を身に付けることができるよう、学校における^{※27}情報教育の充実を図るとともに、インターネットなどにおけるわいせつ情報や性の商品化への対策を実施

平成 28(2016)年度の実施状況

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるような環境を整備するための広報啓発を実施するとともに、教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実を図りました。
また、インターネットなどにおけるわいせつ情報や性の商品化に対する取締りを強化しました。
(環境県民局) (教育委員会) (警察本部)

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

(1) 男女共同参画を推進するための教育の充実

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 児童生徒が男女共同参画について理解し、誰もがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学習指導要領等に則り、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた取組を充実
- 小・中・高等学校等において、社会人・職業人として必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育を充実

平成 28(2016)年度の実施状況

- 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進するなど発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進しました。(教育委員会)

(2) 研修の充実・支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 県職員について、管理職、一般職など職務に応じた研修を実施
- 市町と連携し、市町職員を対象とした、研修の機会を提供
- 事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 地域における男女共同参画の機運醸成を図るため、市町や企業、地域団体等からの依頼による研修事業を実施する（公財）広島県男女共同参画財団を支援しました。（環境県民局）

安 心 づ く り

1 生涯を通じた健康対策の推進

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 幼少期・思春期、活動期・出産期、更年期、老年期など各ライフステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行い、^{※28}「健康ひろしま 21」を着実に推進
- 疾病予防・重症化予防対策として、特定健康診査について、対象者全体の受診率の向上対策を通じ、被用者保険の被扶養者の受診率がより一層向上するよう、取組を推進
- 胃がん、肺がん、大腸がんのほか、女性特有のがんである子宮頸がん及び乳がんについて、罹患率の上昇する 40 歳以上（※子宮頸がんのみ 20 歳以上）の県民を重点的な対象として、がん検診受診率向上対策を推進

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、県民一人ひとりの主体的な取組を支援するとともに、健康づくりの機運を醸成する「ひろしま健康づくり県民運動」を推進するとともに、健康な暮らしを応援する情報サイト「ひろしま健康ネット」を通じた情報発信を行うなど、生活習慣病の予防をはじめとする県民の健康づくり対策を推進しました。（健康福祉局）
- 全てのがん検診で受診率 50%を達成するため、「がん検診普及啓発強化事業」「がん検診個別受診勧奨支援事業」「Team がん対策ひろしま推進事業」「がん対策サポートドクター・がん検診サポート薬剤師実施事業」などを総合的に実施しました。（健康福祉局）

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 不妊相談等支援体制、^{※29}周産期医療体制及び小児保健医療体制を充実
- 働く女性が安全で安心な妊娠生活を送り、出産に至ることができるよう母性保護と母性健康管理対策を推進

平成 28(2016) 年度の実施状況

- 子どもを望む夫婦が、希望する妊娠、出産を実現できるよう、不妊治療等支援体制及び専門的相談支援体制の充実を図りました。(健康福祉局)
- 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策を推進するとともに、周産期医療体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。(健康福祉局)
- ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。(健康福祉局)

総合・地域周産期母子医療センター数	3 か所
-------------------	------

- 県内の大学において、専門家（医師、助産師）による出前講座を実施し、将来を担う若者世代が、妊娠、出産、不妊等に関する正しい知識を持ち、将来自らが希望するライフプランを実現できるよう支援しました。(健康福祉局)

出前講座実施回数	6 校（受講者数 217 人）
----------	-----------------

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) ^{※30}配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- ^{※31}「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」において目標を定め、被害者の相談・支援体制及び自立支援の充実などの取組を着実に推進

平成 28(2016) 年度の実施状況

- DV防止法第2条の3の規定によって策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。これまでの取組を検証するとともに、現在求められているDV被害者支援について検討を行い、平成28年8月に第3次計画を策定しました。(健康福祉局)
- ^{※32}「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発等を実施しました。

また、配偶者暴力相談支援センター（西部、東部、北部こども家庭センターに設置）において自立支援を行う配偶者等からの暴力に関する相談に対応したほか、DVの被害を受けた方の安全を確保するための一時保護や弁護士等の専門家による被害者の支援を行いました。

(健康福祉局)

<配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況>

相談受付件数（うち暴力逃避）	5,642 件（2,433 件）
一時保護件数（うちDV）	86 件（58 件）

- 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催し、行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化しました。

また、民間団体と連携し、DV防止、DV被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を実施するとともに、DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を行いました。

(健康福祉局)

- 市町における^{※33}「配偶者暴力相談支援連絡会」の立上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。

(健康福祉局)

(2) ^{※34}セクシュアルハラスメント、^{※35}ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 職場及び学校におけるセクシュアルハラスメント防止対策を推進
- 「ストーカー総合対策」に取り組み、被害者支援や加害者対策などを推進するとともに、性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向けた啓発を行い、特に、児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組を推進
- 性犯罪被害者等が、被害を抱え込まず、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行うセンターの設置に向けた取組を実施
- 女性に対するあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、被害者が相談しやすい環境の整備や、専門相談員の育成など相談員の資質向上、被害者の社会復帰に向けた支援を充実

平成28(2016)年度の実施状況

- 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアルハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて、教育委員会、教育センター及び学校に体罰、セクシュアルハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。

(総務局) (環境県民局) (健康福祉局) (教育委員会) (警察本部)

- 性被害に遭われた方が、被害を抱え込まず、安心して相談できる「性被害ワンストップセンターひろしま」を設置しました。

(環境県民局)

- ^{※36}ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。

(健康福祉局) (警察本部)

3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- ^{※37}「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の置かれている状況に応じた経済的支援や就業支援、生活支援を充実
- 生活保護^{※38}や生活困窮者自立支援制度における各種福祉施策の適切な対応が取られるよう、市町と連携
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制の整備に向け^{※39}「ひろしま高齢者プラン」を着実に推進するとともに、障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※40}「広島県障害者プラン」を着実に推進
- 外国籍の県民が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談事業など、多文化共生の地域づくりを推進
- 性的指向や性同一性障害などに関する相談に対応するなど、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う社会づくりに向け、人権教育・啓発を推進

平成 28(2016)年度の実施状況

- 性的思考や性同一性障害を理由とする偏見や差別の解消を図るため、精神保健福祉センターや保健所において精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施したほか、県民向け啓発資料を作成しました。(健康福祉局) (環境県民局)
- 「第6期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参画の促進に向けた普及啓発や、地域で活躍する人材を育成するため、市町と連携して、広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)を運営しました。
また、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、広島県地域包括ケア推進センターを運営し、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 認知症患者と家族に対する支援の充実を図るため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営するとともに、同センター等と連携し、医師や専門職が患者の自宅を訪問して支援する市町の「認知症初期集中支援チーム」の設置を促進するなど、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援の仕組みづくりを行いました。
また、県民の認知症への理解促進を図るため、市町等と連携して「認知症サポーター」の養成を行うとともに、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。(健康福祉局)
- 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※41}「第4期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 多文化共生の地域づくりに資するため、市町における啓発等の取組の支援や人材育成、行政情報の多言語化、外国人相談窓口の運営等を実施しました。(地域政策局)

(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第4次）における主な施策

- 防災・減災，災害復興体制の整備に当たっては，男女それぞれのニーズをより反映できるよう，多様な住民の意見の把握や，政策・方針決定過程からの女性の参画を推進
- 多様な視点で防災知識や応急手当の普及啓発が行われるなど，幅広い消防団の活動が促進されるよう，女性消防団員の確保に向けた広報・啓発を実施

平成 28(2016)年度の実施状況

- 女性の消防団員の加入が促進されるよう，市町や消防機関と連携して，ポスターやパンフレット等を活用した普及啓発を行いました。(危機管理監)

- ※1 **労働基準法**：賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し、昭和 22（1947）年に施行。平成 11（1999）年には、男女雇用機会均等法の改正に併せ、女性の職域拡大を図り、男女の均等な取扱いを一層促進する観点から、女性のみにも適用される保護規定（深夜業等の規制）が削除（母性保護等の規定は除く。）された。
- ※2 **男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）**：雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和 61（1986）年に施行。平成 11（1999）年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。また、平成 19（2007）年 4 月 1 日から、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」、平成 29（2017）年 1 月から派遣労働者の派遣先への適用拡大などを盛り込んだ改正法が施行された。
- ※3 **女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）**：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 27（2015）年に制定。平成 28（2016）年 4 月から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられ、同様のことが従業員 300 人以下の企業にも努力義務とされる。
- ※4 **働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま**：働く女性応援隊ひろしまを発展改組し、経済団体が主体となり、労働団体、国・県・市町等が一丸となって、「働き方改革」及び「女性の活躍促進」に向け、企業の取組の促進や県内の機運の醸成に取り組むために、平成 28 年 10 月に発足した団体。
- ※5 **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。
- ※6 **集落法人**：集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し、担い手となる農業法人に農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人。集落の住民で法人化を行う「集落ぐるみ型（全戸参加型）集落法人」や、農業参入企業や個別の農家が集落の農地を担って法人化を行う「担い手型集落法人」など様々なタイプがある。
- ※7 **6次産業化**：1次産業（農林漁業）と、2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
- ※8 **創業サポーター**：創業・第二創業（既存企業が新分野進出などを通じて、新たな事業構造に転換すること。）に関する専門的知識や指導経験を有する者（中小企業診断士、公認会計士、税理士、起業経験者など。）で、創業希望者に対し、創業に関する専門アドバイスをを行う者のこと。
- ※9 **わーくわくママサポートコーナー**：出産や育児等を理由に離職した女性が就職を希望する場合に、きめ細かい相談対応や、保育に関する情報や職場体験プログラムを提供することにより、再就職を支援する施設。広島市及び福山市の 2 か所に設置。
- ※10 **育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）**：少子化対策の一環として、平成 4（1992）年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成 7（1995）年に制定、平成 11（1999）年 4 月からすべての事業所を対象に施行。平成 13（2001）年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成 16（2004）年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成 21（2009）年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、平成 29（2017）年 1 月には介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和などを盛り込んだ改正が行われた。
- ※11 **次世代育成支援対策推進法**：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。平成 20（2008）年の改正により、平成 23（2011）年 4 月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大、平成 26 年（2014）年の改正で法律の有効期限が 10 年間（平成 36（2024）年度まで）延長された。

- ※12 **広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度**：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む、「県内に事業所を有する企業等」を、県が登録する制度。
- ※13 **イクボス同盟ひろしま**：性別に関わりなく誰もが働きやすい職場づくりに向けて、働き方の見直しに取り組む企業経営者で構成する団体。企業経営者の意識改革のための広報活動や、男性の育児休業取得を促進するための活動などを行う。
- ※14 **パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）**：適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成5（1993）年に制定。平成19（2007）年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容、平成27（2015）年4月にはパートタイム労働者の対象範囲の拡大・事業主による説明義務の新設・厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設などの改正が行われた。
- ※15 **労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）**：労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和60（1985）年に制定。平成19（2007）年までに、対象業務の原則自由化、派遣労働者の権利保護、派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。平成27（2015）年に、事業の許可制への一本化、派遣期間見直しと派遣後の雇用安定措置義務、派遣元事業主の計画的な教育義務などを盛り込んだ改正が行われた。
- ※16 **ひろしまファミリー夢プラン**：少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児期の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するためのプランであり、子ども・子育て支援法に基づき都道府県が定めることとされている都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のこと。
計画期間：平成27（2015）～31（2019）年度
- ※17 **事業所内保育施設**：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子供を対象として事業所内や隣接地に設置する保育施設。
- ※18 **放課後児童クラブ**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの。
- ※19 **放課後子供教室**：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。
- ※20 **（公財）ひろしま子ども夢財団**：安心して子供を産み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8（1996）年2月に県が設立した公益財団法人。
- ※21 **育メン休暇応援制度**：正式名称「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」。男性労働者の育児休業等の促進に取り組むことを宣言した企業等を、県が登録する制度である。対象は、県内に事業所を有し、男性労働者の1週間以上の育児休業等の取得促進に取り組む企業等。
- ※22 **審議会等**：地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関。
- ※23 **（公財）広島県男女共同参画財団**：男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和63（1988）年に県と女性団体が設立した公益財団法人。
- ※24 **エソールひろしま大学**：男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、（公財）広島県男女共同参画財団が実施する事業の一つ。男女共同参画の基礎的な理解を深めることができる「基礎講座」と、対象と目的を絞った複数のプログラム（地域リーダー養成、男性対象など）を設けた「応用講座」がある。
- ※25 **NPO**：Non Profit Organizationの略で、一般的に「民間非営利組織」と訳されており、様々な社会的課題に取り組んでいる団体。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体をいう。

※26 広島県女性総合センター：男女共同参画を促進するための拠点施設として平成元（1989）年に県が建設。（公財）広島県男女共同参画財団により管理・運営されており、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業が行われている。

※27 情報教育：「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。

※28 健康ひろしま21：健康増進法第8条に基づき、「全ての県民がともに支え合い、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会を実現」することを目指し、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く社会環境の質の向上に取り組み、健康寿命の延伸を図るための施策等について、基本的な方針を定める広島県健康増進計画。

第2次計画期間：平成25（2013）～平成34（2022）年度

※29 周産期：妊娠22週から生後7日未満の期間。

※30 配偶者等からの暴力（DV）：この計画における「配偶者等」とは、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の定義と同義であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含んでいる。また、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。

また、「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力又は性的暴力）を指している。

※31 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画：DVの防止及びDV被害者の保護を図るための相談、保護、自立支援等の施策の実施に関する基本的な計画であり、DV防止法に基づいて定めることとされている。

第3次計画期間：平成28（2016）年度～32（2020）年度

※32 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16（2004）年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令等）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19（2007）年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立て等）や市町における基本計画策定の努力義務、平成25（2013）年には対象の拡大（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用）の改正が行われた。

※33 配偶者暴力相談支援連絡会：DV被害者の相談から自立まで関係機関の認識の統一を目的とする市町内部等の連携組織。平成28（2016）年度末までに、県内で9市7町が設置。

※34 セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

※35 ストーカー：好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。

※36 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12（2000）年に施行。「つきまとい等」についての警察本部長等による警告や禁止命令等による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令等違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

- ※37 ひとり親家庭等自立促進計画**：母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、母子家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な取組の実施方向を定めたもので、「ひろしまファミリー夢プラン」の中に盛り込んでいる。
- ※38 生活困窮者自立支援制度**：福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度で、平成27(2015)年度に創設された。
- ※39 ひろしま高齢者プラン**：地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、今後必要となる高齢者福祉サービス、介護サービスの整備目標及び提供体制を定め、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画（老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定）。
第6期計画期間：平成27(2015)～29(2017)年度
- ※40 広島県障害者プラン**：「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」することを基本理念として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を定める計画。
計画期間：平成26(2014)～30(2018)年度
- ※41 第4期広島県障害福祉計画**：障害者自立支援法（現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に基づき、国の基本指針に即して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。
計画期間：平成27(2015)～29(2017)年度

2 広島県男女共同参画基本計画（第4次）指標フォローアップ一覧

【総括目標】

指 標 名	計画策定時		現 況		目 標	
	数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.9% 男性 20.4%	H26	女性 7.9% 男性 20.4%	H26	計画策定時の数値からの向上かつ男女の数値の差の縮小	H32

【環境づくり】

施策 種別	指 標 名	計画策定時		現 況		目 標	
		数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
1 職場における女性の活躍促進							
(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備							
目標	女性(25～44歳)の就業率	68.0%	H22	72.3%	H27	73.0%	H32
目標	事業所における指導的立場(注1)に占める女性の割合	19.4%	H27	18.7%	H28	30.0%	H32
目標	女性活躍推進法に基づき県が策定する特定事業主行動計画に定める目標及び目標値						
	管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合	5.5%	H27	6.0%	H29	13.0%	H32
	管理的地位にある職員(注2)のうち女性の占める割合(教育委員会)	31.8%	H27	35.6%	H29	40.0%	H32
	警察官のうち女性の占める割合(警察本部)	8.0%	H27	9.2%	H29	10%超	H34
参考	正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	75.0	H27	76.7	H28	——	——
参考	県管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合(知事部局及び教育委員会事務局の一般職職員, 警察本部)	6.2%	H27	5.7%	H29	——	——
参考	県内の小・中・高等学校, 特別支援学校(注3)における管理職(校長, 副校長・教頭)のうち女性の占める割合	校長 24.2% 副校長・教頭 24.7%	H27	校長 25.0% 副校長・教頭 25.1%	H28	——	——
(2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進							
目標	女性が役員に登用されていない農業協同組合の数	2	H27	0	H29	0	H32
目標	女性委員がない農業委員会の数	4	H27	4	H29	0	H32
参考	県支援施策等を活用した女性創業件数	140件	H26	249件	H28	——	——
参考	「6次産業化」等経営を多角化している集落法人数	33法人	H26	38法人	H28	——	——
(3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備							
目標	わーくわくママサポートコーナーの就職者数	417人	H26	1053人	H28	1,758人	H32
(4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実							
目標	在宅勤務制度や短時間勤務制度など, 時間や場所にとらわれない多様な働き方ができる制度を導入している企業(従業員数31人以上)の割合	(H28調査)		35.5%	H28	80%以上	H32
目標	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	11.1%	H24	7.1%	H28	6.1%	H32
目標	一人当たりの年次有給休暇取得率	46.8%	H26	46.3%	H27	60%	H32
目標	一般事業主行動計画を策定し, 次世代育成支援に取り組む企業(従業員数31人以上)の割合	44.9%	H26	50.6%	H28	80%以上	H32
目標	いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合	50%	H26	52.4%	H28	70%	H31
目標	保育所待機児童数	66人	H27	186人	H29	0人	H31
目標	放課後児童クラブ登録児童数	20,273人	H25	25,789人	H28	28,080人	H31
目標	小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量	3,582人 (見込値)	H26	3,898人	H27	4,983人	H29
目標	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	5,693人	H26	5,801人	H28	6,098人	H29
参考	育児休業などを就業規則などに明文化している企業の割合	69.3%	H27	71.1%	H28	——	——
参考	ファミリー・サポート事業登録会員数	9,355人	H25	10,015	H28	——	——
参考	地域子育て支援拠点事業実施か所数	123か所	H25	145か所	H28	——	——

施策種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
		数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
(5) 男性の家庭への参画の促進							
目標	男性の育児休業等促進宣言企業数	309件	H26	402件	H28	690社	H32
目標	男性の育児休業取得率(注4)	5.1%	H27	5.8%	H28	13%	H32
目標	県職員(男性)の育児休業取得率(注5)						
	知事部局	11.0%	H26	18.3%	H28	30%	H31
	教育委員会	3.0%	H26	4.8%	H28	30%	H31
参考	県職員(男性)の育児休業取得率(注5)(警察本部)	0%	H26	0%	H28	——	——
参考	県職員(男性)の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率(注6)						
	知事部局	配偶者出産休暇 91.9% 育児参加休暇 77.7%	H26	配偶者出産休暇 91.1% 育児参加休暇 86.3%	H28	——	——
	教育委員会	配偶者出産休暇 73.1% 育児参加休暇 22.4%	H26	配偶者出産休暇 84.3% 育児参加休暇 39.8%	H28	——	——
	警察本部	配偶者出産休暇 90.2% 育児参加休暇 6.4%	H26年	配偶者出産休暇 97.0% 育児参加休暇 57.9%	H28年	——	——
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)	45分	H23	45分	H23	——	——
2 地域社会活動における男女共同参画の推進							
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進							
目標	県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合						
	全審議会	29.0%	H27	28.4%	H29	34%	H32
	法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会(注7)を除く審議会	34.1%	H27	32.8%	H29	40%	H32
目標	女性委員がいない県の審議会等の数	4	H27	2	H29	0	H32
目標	エソールひろしま大学(応用講座)受講者累計	87人	H27	160人	H28	420人	H32(注8)
参考	県、市町議会議員のうち女性議員の占める割合及びその人数	県 6.1%, 4人 市町 10.2%, 52人	H26	県 6.3%, 4人 市町 11.3%, 56人	H28	——	——
参考	自治会長に占める女性の割合及びその人数	5.7%, 217人	H27	5.9%, 227人	H29	——	——
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進							
参考	NPO法人数(人口10万人当たり)	30法人	H26	31法人	H28	——	——
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備							
(1) 県の推進体制の充実							
(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化							
参考	広島県女性総合センター(運営:(公財)広島県男女共同参画財団)が実施する事業への参加者などの人数	11,780人	H26	12,519人	H28	——	——
(3) 市町等との連携強化・取組支援							

【人づくり】

施策	種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
			数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実								
(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実								
	目標	エソールひろしま大学で実施する男性対象講座の定員充足率	81.7%	H27	95.0%	H28	100%	H32
	参考	県政世論調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」(注9)と回答した人の割合	女性 51.8% 男性 37.3%	H26	女性 51.8% 男性 37.3%	H26	——	——
(2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進								
2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実								
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実								
	目標	「わたしのキャリアノート」の持ち上がり率(県立高等学校)	63.5%	H27	63.6%	H28	70%	H32
(2) 研修の充実・支援								

【安心づくり】

施策	種別	指標名	計画策定時		現況		目標	
			数値	基準年度	現況値	年度	目標値	年度
1 生涯を通じた健康対策の推進								
(1) 生涯を通じた健康対策の推進								
	目標	健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)の延伸	(健康寿命) 女性 72.84年 男性 70.93年 (平均寿命) 女性 86.94年 男性 79.91年	(健康寿命) H25年 (平均寿命) H22年	(健康寿命) 女性 72.84年 男性 70.93年 (平均寿命) 女性 86.94年 男性 79.91年	(健康寿命) H25年 (平均寿命) H22年	全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上に延伸	H34
	目標	特定健康診査の受診率	41.4%	H25	42.9%	H26	70%	H32
	目標	がん検診の受診率	胃 40.5% 肺 41.3% 大腸 37.2% 子宮 43.9% 乳 43.0%	H25年	胃 40.5% 肺 42.1% 大腸 38.8% 子宮 40.2% 乳 40.3%	H28年	全て 50%以上	H31年
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援								
	目標	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数(人口10万人対)	診療所 1.61人 病院 3.95人	H26	診療所 1.61人 病院 3.95人	H26	診療所 1.83人 病院 4.58人	H31
	目標	医療施設従事助産師数(人口10万人対)	23.4人	H26	23.4人	H26	24.7人	H28
	参考	産科及び産婦人科従事医師数(15~49歳女子人口10万人対)	42.3人	H26	42.3人	H26	——	——
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進								
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進								
(2) セクシュアルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進								
	参考	職場でセクシュアルハラスメント被害を受けた女性従業員の割合	8.0%	H26	8.0%	H26	——	——
	参考	ストーカー事案認知件数	661件	H27年	711件	H28年	——	——
3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援								
(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援								
	目標	ひとり親家庭の親の就業率(広島県調査)	89.5%	H26	89.5%	H26	91.3%以上	H31
(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備								
	目標	消防団員のうち女性の占める割合	2.3%	H27	2.4%	H28	10.0%	H32

※県の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画の見直しの際には連動し、この計画に反映する。

(注1)管理職(課長相当職以上)及び役員

(注2)事務局, 県立学校, 学校以外の教育機関, 市町立小・中学校(広島市を除く)における管理職手当支給対象者

(注3)県内の国立・公立・私立の小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校

(注4)調査年度の前年度(4月1日から翌年3月31日まで)の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

(注5)知事部局(現況値):当該年度に子供が3歳に達した共働きの男性職員のうち, その子供が生まれてから3歳に達するまでの間にその子供に係る育児休業を取得したことのある男性職員の割合

知事部局(目標値), 教育委員会, 警察本部:当該年度に育児休業取得が可能となった男性職員に対する, 当該年度に新たに育児休業を取得した男性職員(当該年度の前3か年度に取得可能となった職員が取得した場合を含む。)の割合

(注6)知事部局(現況値):休暇取得日数÷休暇付与日数×100(%)

教育委員会及び警察本部(現況値):休暇取得職員数÷休暇付与職員数×100(%)

(注7)広島県交通安全対策会議, 広島県防災会議, 広島県石油コンビナート等防災本部, 広島地方港湾審議会, 広島県国民保護協議会

(注8)平成28年度～平成32年度の受講者累計

(注9)「反対」「どちらかといえば反対」を含む。

第 3 部

平成 29 (2017) 年度に
県が実施しようとする施策

平成29(2017)年度に県が実施しようとする施策

(注)予算額は、当初予算額を示している。(単位:千円)

環境づくり

基本となる施策の方向

1 職場における女性の活躍促進

県の施策 (1)女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備

具体的施策

- ① 国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法などの法令や働きやすい職場づくりについての周知

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
働きやすい職場作りや職場環境の整備に向けた意識啓発 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」等を通じて労働基準法、男女雇用機会均等法などの法令や働きやすい職場づくりについて周知徹底を図るとともに、男女が共に個性と能力を發揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進	2,807	商工労働局 雇用労働政策課 働き方改革推進・働く女性応援課

- ② マタニティハラスメントの防止に関する啓発

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
マタニティハラスメント防止啓発 刊行物やホームページを通じた情報提供等	-	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
職場におけるマタニティハラスメント防止対策の推進 方針・要綱等に基づき、職員等の意識を高め、マタニティハラスメント問題の発生を防止するとともに、職員を対象とした相談窓口(電話や電子メール等)において相談に対応 (方針・要綱) ・知事部局 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する要綱」 ・教育委員会 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱」	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 教職員課

- ③ 女性の積極的登用を図るための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に向けた啓発

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
女性活躍推進アドバイザー活用事業 ◆平成27年度に認定した「広島県女性活躍推進アドバイザー」を企業に派遣し、「(改訂版)女性の活躍推進先進事例ノウハウ導入ブック」の普及および組織体制の基となる「女性活躍推進担当部署」の設置を促進し、企業の取組を加速化させる。	4,802	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
新規 女性の活躍促進事業(女性活躍サポート事業) 女性の活躍における先進的で活用度の高い取組事例を収集し、県内企業及び女性に向けて発信	21,914	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
新規 女性管理職登用促進事業(わーくわくキャリア塾) 管理職登用に向けた人材育成を支援するため、女性従業員及び女性部下を持つ管理職に対する研修を実施	17,018	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
新規 働き方改革・女性活躍推進事業 県内企業に対し、働き方改革・女性活躍推進員が直接アプローチをし、経営にプラスになる情報を確実に届けるとともに、中小企業における「一般事業主行動計画」未策定企業における策定支援を行い、企業の取組にむけた行動を促す	11,371	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
警察施設における女性用施設の整備 女性職員が、働きやすい職場環境づくりを推進するため、女性用施設を整備	-	警察本部 施設課

- ④ 女性が働き続けるための情報提供、相談対応など、自らの能力を發揮したいと思う女性の支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
エソール広島相談事業の運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」及び「デートDV相談」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	808	環境県民局 人権男女共同参画課

働く女性の就業継続応援事業 仕事と家庭の両立を希望する女性の着実な就業継続を支援するため、研修会等を実施 ・自身のキャリアデザインを考えるとともに、両立への意識醸成や不安解消を図るための研修会の実施 ・企業等への講師を派遣し、出前講座を実施 ・後輩の指導や悩みを解決し、両立への意識醸成・不安解消を行う指導者(メンター)を養成するセミナーを開催	16,881	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
---	--------	-----------------------

⑤ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定と、県の女性職員の活躍推進に関する取組

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
特定事業主行動計画を策定し、県の女性職員の活躍推進に関する取組を実施 ・広島県特定事業主行動計画「女性職員の活躍推進プログラム」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画「女性職員の活躍推進プログラム」 ・広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警務課
管理監督者への女性の登用 全職場における女性職員の職域拡大、管理監督者への積極的な登用を促進	-	総務局 人事課
自治大学校第1部・第2部特別課程研修への派遣 自治大学校第1部・第2部特別課程研修へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治大学校 ・時期 8～9月, 1～2月 ・対象 2人	625	総務局 人事課
未来づくり女性セミナー、女性リーダー・キャリアサポート研修、女性キャリアデザインセミナーの実施(自治総合研修センター事業) 女性職員を対象に、総合的な行政能力の向上を図る研修を実施	-	総務局 人事課
女性警察官の採用・登用の拡大 広島県警察における女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画の着実な推進	-	警察本部 警務課

県の施策 (2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進

具体的施策

① 農林水産業や商工業等の事業における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大への啓発

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
普及啓発及び取組支援 商工会議所等の女性部活動事業に対する支援	3,805	商工労働局 経営革新課
普及啓発及び取組支援 農業団体への啓発及び農山漁村地域の女性団体等の取組支援、活動状況の広報等	-	農林水産局 就農支援課 団体検査課

② 農林水産業への新規就業促進、男女が対等なパートナーとして、互いに協力して農林水産業の経営などへ参画できるよう市町等の支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
啓発資料等の提供 全国段階の活動事例や研修会等の情報を市町等へ提供	-	農林水産局 就農支援課

③ 農業経営の多角化・複合化など「6次産業化」による女性の経済的自立支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
農業の担い手の経営の多角化・複合化の指導 「6次産業化」等経営の多角化を推進	-	農林水産局 就農支援課

④ 低利融資制度の運用による創業や事業活動の支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
産業支援融資(創業支援資金) 次のいずれかに該当する者への融資 ①新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 ②事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者	640,000	商工労働局 経営革新課

⑤ 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上、経営指導、経営相談体制の充実

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
経営・技術強化支援事業 広島県商工会連合会が小規模事業者の要請に応じて専門家を派遣する事業を支援	1,008	商工労働局 経営革新課
資質向上対策事業 商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援	3,298	商工労働局 経営革新課

⑥ 創業支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
創業・新事業展開等支援事業 絶えず、新たなビジネスが創出される環境作りと中小企業の新事業展開や生産性の向上を促進 1 創業環境整備促進事業 ○オール広島創業支援ネットワークの強化、○ひろしま創業サポートセンターの運営、 ○シニア創業支援セミナー、創業者イベント開催等による潜在的創業希望者の拡大 2 中小企業イノベーション促進支援事業 ○チーム型支援の実施、○中小企業技術・経営力評価制度の運営 ○中小企業成長支援人材の育成・指導人材の派遣 ○サービス産業生産性向上支援	278,217	商工労働局 イノベーション推進チーム

県の施策 (3)再就職等女性の就業に向けた環境の整備

具体的施策

① 女性の就業支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
女性の就職総合支援事業 出産・育児等で離職中の女性のうち、就職を希望している者に対する総合的な支援を、県と国(広島労働局)が一体的に実施 ◆ 就職活動に関する相談、情報提供(わーくわくママサポートコーナー) ・ キャリアコンサルティング ・ 就職活動のノウハウ等に関する相談 ・ 保育所情報等子育て支援情報の提供 ◆ 職場体験プログラムの提供 ◆ 出張相談の実施 ◆ 潜在的に就職を希望している女性の掘り起しを行う「就職応援セミナー」の実施 ◆ 女性の就業系意識改革ツール・アプリケーションの運用	51,692	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

② 離職者の再就職支援

再掲

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
女性の就職総合支援事業 出産・育児等で離職中の女性のうち、就職を希望している者に対する総合的な支援を、県と国(広島労働局)が一体的に実施 ◆ 就職活動に関する相談、情報提供(わーくわくママサポートコーナー) ・ キャリアコンサルティング ・ 就職活動のノウハウ等に関する相談 ・ 保育所情報等子育て支援情報の提供 ◆ 職場体験プログラムの提供 ◆ 出張相談の実施 ◆ 潜在的に就職を希望している女性の掘り起しを行う「就職応援セミナー」の実施 ◆ 女性の就業系意識改革ツール・アプリケーションの運用	51,692	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
女性医師等就労環境整備事業 1 女性医師等短時間正規雇用導入支援事業(H23～) 女性医師等の短時間正規雇用制度を医療機関が導入するため、人件費等の一部を補助する。 2 ベビーシッター等活用支援事業(H23～) 女性医師等のベビーシッター等保育サービス活用支援制度を医療機関が導入するため、その経費の一部を補助する。 3 宿直等代替職員活用支援事業(H24～) 女性医師等の宿直・休日勤務等を免除し、代わりに対応する医師にかかる人件費の一部を補助する。 4 復職研修支援事業(H25～) 女性医師等を対象として復職研修を実施する医療機関を補助する。	57,317	健康福祉局 医療介護人材課
女性医師相談窓口設置 (広島県地域医療支援センター運営事業の中で実施) 女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児支援等を行う。	—	健康福祉局 医療介護人材課
看護職員復職支援事業 ○潜在看護職員の掘り起こしを市町と連携して実施するとともに、育児などで離職中の看護職員を対象に、看護実践能力や復職に対する不安を解消し、再就業を支援するため、技術演習などの事前研修及び病院において実践研修を実施 ・ 看護技術に関する事前研修(3～4日間) ・ 病院での実践研修(看護師コース5～15日間、助産師コース30日間)訪問看護ステーションでの実践研修は3日程度 ○離職者の実態把握と情報提供や個別の希望に沿った研修による復職支援	15,437	健康福祉局 医療介護人材課
施設内訓練民間活力導入事業 県立高等技術専門学校において離職者等を対象とした職業訓練の一部を民間教育訓練機関等に委託して実施 呉高等技術専門学校 ・CADワーク科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人) ・介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人) 三次高等技術専門学校 ・介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人)	51,053	商工労働局 職業能力開発課

離転職者委託訓練事業 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等へ委託して実施 内容:IT事務科, OA事務科等 期間:3か月 定員:44人	8,269	商工労働局 職業能力開発課
--	-------	---------------

③ 若者の就業支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
「ひろしましごと館」の運営 広島労働局と連携して、「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援	23,073	商工労働局 雇用労働政策課

県の施策 (4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実

具体的施策

① 働きやすい職場環境の整備の推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
男性の育児休業等促進事業 男性も育児休業を取得できる職場環境の整備を促進するため、中小企業等へ「いきいきパパの育休奨励金」の支給を行うとともに、男性育児休業取得促進取組事例の発信による取組促進を実施。	9,732	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
働き方改革推進事業 ・働き方改革に取り組む優良企業の取組事例の見える化・情報発信, 行動の後押し(企業経営者層への働きかけ, 取組の導入・実践支援), 県内の機運醸成。 ・イクボス同盟ひろしまの枠組みを活用した, イクボスの普及・拡大。	100,243	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

※イクボス普及拡大事業のH29当初予算額8,161含む

再掲

女性の活躍促進事業(働き方改革・女性活躍推進事業) ・県内企業に対し, 働き方改革・女性活躍推進員が直接アプローチをし, 経営にプラスになる情報を確実に届けるとともに, 中小企業における「一般事業主行動計画」未策定企業における策定支援を行い, 企業の取組にむけた行動を促す。	11,371	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
---	--------	-----------------------

② 長時間労働の是正と休暇取得の促進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
働き方改革推進事業 ・働き方改革に取り組む優良企業の取組事例の見える化・情報発信, 行動の後押し(企業経営者層への働きかけ, 取組の導入・実践支援), 県内の機運醸成。 ・イクボス同盟ひろしまの枠組みを活用した, イクボスの普及・拡大。	100,243	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

※イクボス普及拡大事業のH29当初予算額8,161含む

③ 就業支援情報の充実とパートタイム労働法, 労働者派遣法の周知

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
普及啓発 パートタイム労働法及び労働者派遣法の普及啓発	-	商工労働局 雇用労働政策課

④ 育児・介護休業法, 介護保険法などの周知と, 中小企業の一般事業主行動計画の策定・実施を促進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
普及啓発 刊行物やホームページを通じた育児・介護休業法などの周知	-	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 雇用労働政策課
労働支援融資(仕事と家庭の両立支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等への融資 ① 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し, かつ, 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し, 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等への融資 ア 一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者 イ 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録し, 男性労働者が育児休業等を5日以上連続して取得した又は取得する予定の者 ウ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し, 次のいずれかに該当するもの ・仕事と介護の両立支援を推進するための事業を行う者 ・労働者が介護休業等を31日以上取得した又は取得する予定の者 ② 女性活躍推進法の一般事業主行動計画に基づく事業を実施する者	52,000	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 雇用労働政策課 経営革新課
女性の活躍促進事業(働き方改革・女性活躍推進事業) ・県内企業に対し, 働き方改革・女性活躍推進員が直接アプローチをし, 経営にプラスになる情報を確実に届けるとともに, 中小企業における「一般事業主行動計画」未策定企業における策定支援を行い, 企業の取組にむけた行動を促す。	11,371	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

再掲

⑤ 次世代育成支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
「ひろしまファミリー夢プラン」に基づく取組の推進 「ひろしまファミリー夢プラン」に掲げる目標の達成に向けた施策推進状況の把握や広島県子ども・子育て審議会の開催	765	健康福祉局 子育て・少 子化対策課
家庭教育支援 ・『親の力』をまなびあう学習プログラム』の開発・改善、ファシリテーターの資質向上 ・家庭での取組に役立つ情報の提供 ・親子での体験活動プログラムの開発・普及 ・地域の子育てボランティア等によるチーム型支援体制の充実	8,804	教育委員会 生涯学習課

⑥ 子育て支援及び介護支援・サービス等の充実

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
女性の就職総合支援事業 出産・育児等で離職中の女性のうち、就職を希望している者に対する総合的な支援を、県と国(広島労働局)が一体的に実施 ◆ 就職活動に関する相談、情報提供(わーくわくママサポートコーナー) ・ キャリアコンサルティング ・ 就職活動のノウハウ等に関する相談 ・ 保育所情報等子育て支援情報の提供 ◆ 職場体験プログラムの提供 ◆ 出張相談の実施 ◆ 潜在的に就職を希望している女性の掘り起しを行う「就職応援セミナー」の実施 ◆ 女性の就業系意識改革ツール・アプリケーションの運用	51,692	商工労働局 働き方改革 推進・働く女 性応援課 健康福祉局 医療介護保 険課
県庁内保育所設置モデル事業 企業と連携した県庁内保育所の設置 ・場所: 県庁東館1階 ・定員: 18人	2,531	健康福祉局 安心保育推 進課
認可保育所以外の多様な保育サービスの利用支援等 認可保育所が利用できないために、認可保育所以外の保育サービスを利用した場合の負担増に対する支援	21,628	健康福祉局 安心保育推 進課
一時預かり事業 保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のために緊急・一時的な保育を行う市町に助成 <負担割合> 国・県・市町 各1/3	213,127	健康福祉局 安心保育推 進課
時間外保育事業 特定教育・保育施設における規定の開所時間を超えて実施する時間外保育に要する経費を助成 <負担割合> 国・県・市町 各1/3	155,663	健康福祉局 安心保育推 進課
特定教育・保育給付費(処遇改善等加算, 休日加算等を含む) 子ども・子育て支援法第67条第1項に基づき、市町が支弁した特定教育・保育給付費の県負担分を措置 <負担割合> 国1/2, 県・市町 各1/4	8,593,947	健康福祉局 安心保育推 進課
病児保育事業 地域の児童を対象に発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童に看護師等が緊急的な対応を行う事業を行う市町に助成 <負担割合> 国・県・市町 各1/3	179,298	健康福祉局 安心保育推 進課
認可外保育所の認可化促進事業 認可外施設に対して、認可保育所へ移行するために支援を実施する経費を助成 <負担割合> 国1/2, 県・市町 各1/4	4,761	健康福祉局 安心保育推 進課
放課後児童健全育成事業 仕事等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」を実施する市町に助成 <負担割合> ~H26: 県2/3(国1/3), 市町1/3 H27: 国・県・市町 各1/3	1,295,224	健康福祉局 安心保育推 進課
地域学校協働活動推進事業 学び・体験・交流・遊びの場や学習支援の場を提供する取組を推進する市町に助成 <負担割合> 県2/3(うち1/2国庫補助), 市町1/3	54,395	教育委員会 生涯学習課
院内保育所運営費補助事業 看護職員を始めとする医療従事者の児童を保育し、出産・育児等による離職防止や潜在看護職員の再就業を促進することを目的に、院内保育施設を設置する病院の運営費を助成 <負担割合> 県2/3(地域医療介護総合確保基金10/10), 医療施設1/3	153,083	健康福祉局 医療介護人 材課

⑦ 県職員の仕事と子育ての両立

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(H16年度策定)の取組を推進 ・広島県特定事業主行動計画「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画「職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 教職員課 警察本部 警務課

県の施策 (5) 男性の家庭への参画の促進

具体的施策

① 男性の育児休業取得促進

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
再掲	男性の育児休業等促進事業 男性も育児休業を取得できる職場環境の整備を促進するため、中小企業等へ「いきいきパパの育休奨励金」の支給を行うとともに、男性育児休業取得促進取組事例の発信による取組促進を実施。	9,732	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

② 男性の家事、育児、介護や地域社会活動等への参画支援

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	男性対象講座の実施 男性の育児・介護等への参画に向けた学習機会を提供する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	808	環境県民局 人権男女共同参画課

③ 経営者の意識改革や働き方の見直し

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
一部再掲	イクボス普及拡大事業 ◆イクボス概念の普及啓発をするため、企業等の経営者で構成するイクボス同盟ひろしまの活動により、同盟メンバーによる勉強会を実施するとともに、同盟メンバー企業を訪問し、経営者・管理職等を対象とした意見交換(イクボス推進トーク)や同盟メンバーによる勉強会や取組成果の発表を実施する。	8,161	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課

※働き方改革推進事業から、一部再掲

④ 県の男性職員の育児休業などの取得促進

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
再掲	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(H16年度策定)の取組を推進 ・広島県特定事業主行動計画「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画「職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警務課

基本となる施策の方向

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

県の施策 (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

具体的施策

① 様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた啓発

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	普及啓発 各種の普及啓発講座を開催する(公財)広島県男女共同参画財団を支援 等	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

② 県の行政委員会・審議会等の委員への女性の積極的な登用

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	審議会等委員への女性の参画の推進 県の審議会への女性の参画を積極的に推進	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 総務課 全部局

③ 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画に向けた働きかけ

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法、広島県男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画(第4次)の普及啓発	-	環境県民局 人権男女共同参画課

④ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	「エソールひろしま大学」の運営支援 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、(公財)広島県男女共同参画財団が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援 1 基礎講座 期間:3月(全6回), 定員:25人 2 応用講座 2コース 地域リーダー養成 期間:5月(全10回), 定員:20人 ほか	1,437	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2)地域社会活動における男女共同参画の推進

具体的施策

- ① 地域づくりを担うボランティア, NPO, 住民自治組織などの協同の支援や情報提供

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
NPO・ボランティア活動促進事業 NPO法人の認証等の法定事務を適正に処理するとともに, 非営利組織を始めとする多様な主体の連携促進等を図り, 民間を中心とした公益的活動が活性化する環境づくりを進める。	909	環境県民局 県民活動課
ひろしま里山・チーム500事業 地域づくり活動の多様な人材のネットワーク化を図り, 活動を継続させていく。	9,800	地域政策局 中山間地域振興課

基本となる施策の方向

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

県の施策 (1)県の推進体制の充実等

具体的施策

- ① 各部局の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
広島県男女共同参画施策推進協議会による庁内各部局と連携した男女共同参画の総合的な推進 男女共同参画関連施策の実施状況の把握及び今後の推進方策の検討	—	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

- ② 施策の推進に当たっての目標値の設定及びその公表

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の作成 目標の達成に向けた施策推進状況の把握, 具体的施策の成果の検証 (男女共同参画基本計画に掲げる個別目標の達成に向けた進行管理)	172	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

県の施策 (2)広島県女性総合センター機能の充実・強化

具体的施策

- ① 県民ニーズや社会情勢の変化に対応した男女共同参画の推進に取り組む(公財)広島県男女共同参画財団の支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
エソール広島の管理・運営, 事業の充実強化 エソール広島の各種機能を充実させるため, その管理運営を行う(公財)広島県男女共同参画財団を支援	—	環境県民局 人権男女共同参画課
広島県女性総合センター修繕事業 舞台設備などの修繕 等	15,248	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (3)市町等との連携強化・取組支援

具体的施策

- ① 先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
再掲 男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町の取組を促進するため, 先進的取組事例の提供等をする市町男女共同参画行政担当課長等会議や男女共同参画研修会を開催	752	環境県民局 人権男女共同参画課

- ② NGO, NPO, ボランティアへの活動交流場所の提供

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
地域団体等の活動支援 地域団体, ボランティア団体等の自主的な活動や交流の促進のため, 活動交流支援センターを運営する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	—	環境県民局 人権男女共同参画課

基本となる施策の方向

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

県の施策 (1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実

具体的施策

① 特に男性が男女共同参画に関する理解を深める多様な機会や情報手段の啓発と、学習情報の提供

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
再掲	男女共同参画週間事業の実施 ・パネル展示, 啓発パンフ, 広報誌等の配布 ・関係機関及び各種団体等からの依頼による講演の実施	—	環境県民局 人権男女共同参画課
	男性対象講座の実施 男性の育児・介護等への参画に向けた学習機会の提供を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	808	環境県民局 人権男女共同参画課
	「エソール広島情報センター」の運営 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援 ・女性団体情報 登録団体:75団体 ・人材情報 エソール人材バンク:登録者882人 ・各種資料 図書, 行政資料, ビデオ等 ・ホームページによる情報発信	269	環境県民局 人権男女共同参画課
	生涯学習情報の提供 県民向け生涯学習情報提供サイト「まなびナビひろしま～大人の学び場紹介～」(平成26年4月開設)において, 多様な主体が実施する学習機会に関する情報を総合的に提供	—	教育委員会 生涯学習課

② 国際的な取組指針等の情報提供

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	国際情報の提供 国からの情報, 年次報告などの紹介	—	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進

具体的施策

① 情報リテラシーの啓発, 学校における情報教育の充実, インターネットになどにおけるわいせつ情報への対策

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	普及啓発 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるような環境を整備するための広報啓発を実施	25	環境県民局 県民活動課
	情報教育の充実 ・児童・生徒の情報活用能力の向上のための学習活動の充実 ・教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実 ・小・中・高・特別支援学校の児童・生徒に対する学校への携帯電話の持込を原則禁止 他人への影響を考慮して行動することやインターネット上の違法・有害情報への対応など 情報モラル教育を充実	—	教育委員会 教職員課 義務教育指導課 高校教育指導課 豊かな心育成課
	インターネット等への対応 ・「サイバーセキュリティカレッジ」を通じた広報啓発活動の実施 ・インターネット等におけるわいせつ情報や性の商品化に対する取締りの強化	—	警察本部 サイバー犯罪対策課

② 県における男女共同参画の視点に立った広報

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	普及啓発 国が作成した広報ガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に基づく広報の実施	—	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

基本となる施策の方向

2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

県の施策 (1) 男女共同参画を推進する教育の充実

具体的施策

① 男女共同参画を推進する教育の充実

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
広島県高等学校家庭クラブ連盟の活動 家庭科の学習で習得した知識・技術を生活に生かし、男女が協力して主体的に家庭生活を創造していく実践力を育成	—	教育委員会 高校教育指導課

② キャリア教育の充実

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進	—	教育委員会 義務教育指導課 高校教育指導課

県の施策 (2) 研修の充実・支援

具体的施策

① 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
自治総合研修センター事業 一般研修や人権問題職場研修推進員研修等において、個別テーマとして研修を実施	—	総務局 人事課
職場研修の実施	—	全部局

② 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
自治総合研修センター事業 特別研修において、個別テーマとして研修を実施	—	総務局 人事課

③ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 企業の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につながる講演会を開催	752	環境県民局 人権男女共同参画課
「エソール広島情報センター」の運営 男女共同参画研修に係る各種情報(講師、資料等)の提供や、企業からの受託研修を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	269	環境県民局 人権男女共同参画課

安心づくり

基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康対策の推進

県の施策 (1) 生涯を通じた健康対策の推進

具体的施策

① ライフステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
健康ひろしま21推進事業 県民一人ひとりの主体的な取組を支援するとともに、健康づくりの機運を醸成する「ひろしま健康づくり県民運動」の推進 市町や関係団体等と連携し、健康ひろしま21(第2次)の推進を図るとともに、健康ひろしま21推進協議会を開催し、計画の進捗を管理	8,694	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
健康増進事業 中高年の疾病予防及び健康管理を図るため、市町が実施する次の事業に対して助成 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・訪問指導事業 ・健康診査事業 ・総合的な保健推進事業	36,801	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課

② 特定健康診査の受診率向上

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
市町国保特定健診・保健指導県負担金 市町国保が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等の概念を導入した特定健診・特定保健指導に要する費用の一部を助成 ・対象者 40歳～74歳の市町国民健康保険の被保険者	320,337	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課

③ がん検診受診率向上

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
がん検診の受診率向上に関する事業 全てのがん検診で受診率50%を達成するため次の事業を総合的に実施 ・がん検診普及啓発強化事業 ・がん検診個別受診勧奨支援事業 ・Teamがん対策ひろしま推進事業 ・がん対策サポートドクター・がん検診サポート薬剤師実施事業	45,795	健康福祉局 がん対策課

県の施策 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

具体的施策

① 不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児保健医療体制の充実

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
不妊治療等支援事業 ・不妊を心配する夫婦が共に検査，一般不妊治療を受けた費用の一部を助成 ・配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成 ・妊娠・出産・不妊に関する普及啓発や相談を実施	188,397	健康福祉局 子育て・少子化対策課
広島県周産期医療システム運営事業 1 周産期医療協議会 産科・小児科の専門家を中心に周産期医療体制の整備について協議 2 周産期医療情報ネットワークシステム 周産期母子医療センターの応需情報を搬送機関等に提供して，母体・新生児の救急搬送を支援するとともに，周産期医療情報等について関係者及び県民に提供	6,852	健康福祉局 医療介護人材課
周産期母子医療センター運営支援事業 ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う，総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助	44,697	健康福祉局 医療介護人材課

② 母性保護と母性健康管理対策

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
母性健康管理指導事項連絡カード活用の推進	—	健康福祉局 安心保育推進課 子育て・少子化対策課
労働支援融資(仕事と家庭の両立支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等への融資 ① 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し，かつ，広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し，次のいずれかに該当する中小企業者・組合等への融資 ア 一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者 イ 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録し，男性労働者が育児休業等を5日以上連続して取得した又は取得する予定の者 ウ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し，次のいずれかに該当するもの ・仕事と介護の両立支援を推進するための事業を行う者 ・労働者が介護休業等を31日以上取得した又は取得する予定の者 ② 女性活躍推進法の一般事業主行動計画に基づく事業を実施する者	52,000	商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 雇用労働政策課 経営革新課

再掲

基本となる施策の方向

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

県の施策 (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

具体的施策

① 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の取組の推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の推進 女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12～11/25)事業の実施 ・パネル展示, 啓発パンフ・ポスター, 広報誌等の配布	—	環境県民局 人権男女共同参画課 県民活動課 健康福祉局 こども家庭課 教育委員会 豊かな心育成課 警察本部 警務課 警察安全相談課 人身安全対策課
効果的・戦略的な啓発広報 ・啓発広報手法等の検討 ・啓発資料作成・配布	1,328	健康福祉局 こども家庭課
休日夜間の電話相談 ・休日・夜間電話相談員を配置し, 被害者からの電話相談に対応 夜間 17:00～20:00(土・日・祝日・年末年始を除く) / 土・日・祝日 10:00～17:00	4,087	健康福祉局 こども家庭課
通訳の確保 ・外国人の相談, 一時保護, 自立支援等各場面に, 必要に応じて通訳を確保	148	健康福祉局 こども家庭課
研修の実施 ・配偶者等からの暴力被害に関する理解を深め, 被害者支援をより充実させるため, 新任者研修など, 婦人相談員, 市町職員, 関係職員を対象とした研修を実施	554	健康福祉局 こども家庭課
同伴児童対応指導員の設置 ・一時保護所における同伴児童の保育・学習支援等を実施	2,975	健康福祉局 こども家庭課
一時保護 ・婦人保護施設への保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間の短期間の配偶者等からの追跡の危険を避け, 安全を確保するため, 緊急避難的に保護	5,335	健康福祉局 こども家庭課
被害者の移送交通費等 ・一時保護所退所時の移送及び同行等に要する経費	601	健康福祉局 こども家庭課
人身取引被害者医療費 ・他法制度が利用できない場合の医療費支給	18	健康福祉局 こども家庭課
カウンセリングの実施 ・被害者への心理面接等の実施	1,543	健康福祉局 こども家庭課
関係機関連絡会議の開催 ・配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び対応について, 関係機関の代表者による連絡会議を開催し, 支援体制のネットワーク化を推進 (法務局, 裁判所, 警察, 福祉事務所, 民間団体等) 広島県DV対策関係機関連絡会議(全県1回) 各ブロックDV対策関係機関連絡会議(西部, 東部, 北部 各1回)	105	健康福祉局 こども家庭課
民間活動団体が実施するDV被害者に対する支援活動及び運営に要する経費を補助 ・普及啓発活動事業 ・被害者ケア事業 ・民間シェルター住居費加算 ・民間シェルター運営費用助成事業	960	健康福祉局 こども家庭課
DV基本計画の進行管理 ・DV基本計画進行管理のための協議会を開催	128	健康福祉局 こども家庭課
中四国地区婦人保護事業研究協議会の開催 ・中四国各県担当者の研究協議会を開催 (9年に1度の当番県)	574	健康福祉局 こども家庭課

婦人相談員の設置 ・配偶者暴力相談支援センター(西部, 東部, 北部)に配置 ・要保護女子及び暴力被害女性に対する相談業務, 保護命令や一時保護の支援など	26,099	健康福祉局 こども家庭課
婦人保護施設措置 ・暴力を受けた女性が, 家庭関係の破綻, 生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しているなどにより, 現に保護, 援助を必要とする場合には, 婦人保護施設に委託し, 生活指導及び職業指導を実施	63,617	健康福祉局 こども家庭課

県の施策 (2)セクシュアル・ハラスメント, ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

具体的施策

① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校, 地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
職員等の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 方針・要綱に基づき, 職員等の意識を高め, セクシュアル・ハラスメント問題の発生を防止するとともに, 職員を対象とした相談窓口(電話や電子メール等)において相談に対応 (方針・要綱) ・知事部局 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠, 出産, 育児休業, 介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する基本方針」 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠, 出産, 育児休業, 介護休暇等に関するハラスメントの防止に関する要綱」 ・教育委員会 「セクシュアル・ハラスメント及び妊娠, 出産, 育児休業, 介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱」 ・警察本部「広島県警察ハラスメント防止対策要綱」(一部改正) 児童生徒の学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 教育委員会及び学校に, 児童生徒に対する体罰, セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し, 相談に対応	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警察本部 警務課

② 「ストーカー総合対策」による被害者や加害者対策などの推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
ストーカー事案認知時における迅速的確な対応 関係機関等との緊密な連携の下, 積極的な事件化を図るとともに, 保護対策を徹底する。	-	警察本部 警察安全相談課 警察本部 生活安全総務課 警察本部 人身安全対策課 警察本部 少年対策課 警察本部 サイバー犯罪対策課 健康福祉局 こども家庭課

③ 性犯罪, 売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
少年をとりまく有害環境対策の推進 有害図書類, 違法・有害サイト等少年を取り巻く有害環境の改善, 取締強化	406	環境県民局 県民活動課 警察本部 少年対策課
福祉犯取締の強化 少年の性被害に係る福祉犯(少年の心身に有害な影響を与え, 少年の福祉を害する犯罪)の取締強化	1,266	警察本部 少年対策課

④ 性被害者の適切な支援

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 性被害にあわれた方が安心して相談できる「性被害ワンストップセンターひろしま」の運営	14,040	環境県民局 県民活動課

⑤ 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
犯罪被害者等支援事業 ・犯罪被害者等の権利利益の保護及び適切な支援を行うための相談対応や広報啓発活動の実施 ・地域の安全・安心なまちづくりの取組の支援や防犯意識づくり	1,270	環境県民局 県民活動課

広島県「減らそう犯罪」推進会議の開催 県民、行政、事業者等が意見交換を行い、相互連携、協力を図るとともに「減らそう犯罪」 県民総ぐるみ運動の方向性等を決定するための推進会議を開催	108	警察本部 生活安全総務課
子供・女性を守る施策の推進 ボランティア、自治体等との連携による子供・女性を守る施策の推進 ・子供・女性を犯罪から守るための対策事業 ・安全なまちづくりリーダー育成事業 ・子ども見守りカメラシステム等の運用	5,732	警察本部 生活安全総務課 人身安全対策課

⑥ 相談・一時保護体制の整備、被害者が相談しやすい環境の整備、相談員の資質向上、被害者の社会復帰に向けた支援の充実

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
再掲	エソール広島相談事業の運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」及び「デートDV相談」を実施する(公財)広島県男女共同参画財団を支援	808	環境県民局 人権男女共同参画課
再掲	婦人保護施設措置 暴力を受けた女性が、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しているなどにより、現に保護、援助を必要とする場合には、婦人保護施設に委託し、生活指導及び職業指導を実施	63,617	健康福祉局 こども家庭課
再掲	一時保護 婦人保護施設への保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間の短期間の配偶者等からの追跡の危険を避け、安全を確保するため、緊急避難的に保護	5,335	健康福祉局 こども家庭課
	犯罪被害者支援 警察安全相談担当者及び被害者支援員のための研修の開催	-	警察本部 警察安全相談課
再掲	性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 性被害にあわれた方が安心して相談できる「性被害ワンストップセンターひろしま」の運営	14,040	環境県民局 県民活動課

基本となる施策の方向

3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

県の施策 (1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

具体的施策

① ひとり親家庭の支援

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	母子家庭等自立支援事業 母子家庭の母等に対して、就業相談、職業能力開発等の就業支援を実施 また、母子家庭に対して家庭生活支援員を派遣等する市町に対して補助 ひとり親家庭に対して、土日電話相談や、学習支援による生活支援	26,867	健康福祉局 こども家庭課

② 生活保護や生活困窮者自立支援制度の適切な対応のための市町との連携

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実施主体である福祉事務所設置市町が、制度を適切に実施できるよう、会議・研修会を実施するとともに情報提供を行う	603	健康福祉局 社会援護課

③ 求職者の就職に向けた支援

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
再掲	「ひろしましごと館」の運営 広島労働局と連携して、「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し、一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援	23,073	商工労働局 雇用労働政策課

④ 性同一性障害などに関する相談、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別の解消

	事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
	総合精神保健福祉センター事業費 調査研究、相談指導等の活動を通し、県民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、社会復帰や自立の促進を図る。	56,559	健康福祉局 健康対策課
	健康対策推進費 保健所において地域住民の精神的健康の保持増進に係る諸活動を実施	2,139	健康福祉局 健康対策課
	性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別の解消に向けた啓発 「ひろしま県民だより」などの県民向け啓発資料を作成	-	環境県民局 人権男女共同参画課

⑤ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者プランの推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
明るい長寿社会づくり推進事業 明るい活力のある長寿社会の実現に向けて、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参加を促進する。 ・シルバー作品展の開催 ・シニア囲碁・将棋大会の開催 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・全国健康福祉祭への派遣選手選考及び派遣	36,470	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
老人クラブ活動補助金 ①市町老人クラブ連合会が実施する地域支え合い活動、健康づくり・介護予防、老人クラブ組織強化活動等に対し補助金を交付 ②(公財)広島県老人クラブ連合会が実施する活動推進事業に対し補助金を交付 ※クラブ数 1,238クラブ ・会員数 62,140人 ※H28.3月末現在。広島市、呉市及び福山市を除く。	30,606	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
プラチナ世代の社会参画促進事業 企業への働きかけを強めることにより、退職前からボランティア活動への参加を促進するとともに、地域で活躍する人材を育成するため、市町と連携して、広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)を運営する。 ・広島県プラチナ世代支援協議会の運営 ・交流促進イベント・PRの実施 ・現役世代(企業等)への働きかけ ・プラチナ大学の運営	9,164	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
広島県地域包括ケア推進センター運営事業 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進 (1) 地域包括ケアシステムの面的拡大と質的向上 ・地域包括ケアシステムの構築手法の普及・定着(集中支援圏域への専門職派遣等) ・評価指標の活用(市町の自己評価実施、評価指標による課題の共有、対応策の検討) (2) 在宅ケアの推進 ・地域包括支援センターの機能強化(地域包括支援センター職員研修等) ・地域ケア会議運営支援(困難事例等の解決に向けた支援等) (3) 多職種連携の推進 (4) 地域リハビリテーションの推進(普及・啓発、研修等) (5) 専門相談(認知症相談・高齢者権利擁護・地域包括ケア推進に関する相談等) (6) 地域包括ケアシステムのアウトカム指標の検討	63,000	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
認知症にやさしい地域づくり支援事業 ・認知症施策に関する総合的な検討を行うための有識者会議の開催 ・認知症への理解促進・早期受診等を図るための啓発活動、認知症サポーターの活動支援	7,618	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
認知症地域連携体制構築事業 広島県認知症地域連携バス(ひろしまオレンジバスポート)の県内全域へ普及 ・認知症地域連携バス導入への支援	5,203	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
認知症疾患医療センター等運営事業 認知症のある人と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行うための「認知症疾患医療センター」等を運営	23,180	健康福祉局 健康対策課
高齢者就業支援事業 高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターの健全な発展等を図るため(公社)広島県シルバー人材センター連合会が実施する事業に要する経費に対する補助	8,900	商工労働局 雇用労働政策課

⑥ 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、障害者プランの推進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
市町障害者地域生活支援事業 障害者の地域生活を支援するための事業を実施する市町に助成	698,636	健康福祉局 障害者支援課
障害者社会参加推進事業 障害者の社会参加を推進するため、手話通訳者等の人材育成、身体障害者補助犬育成、全国障害者スポーツ大会選手派遣等を実施	44,616	健康福祉局 障害者支援課
聴覚障害者社会参加支援事業 聴覚障害者に対する情報提供及び交流の促進 (広島聴覚障害者協会に委託(H28.4~H28.12), H29.1~指定管理者制度へ移行)	33,503	健康福祉局 障害者支援課
障害者雇用・就業促進事業 障害者の職場への適応力を高めるための訓練等を実施	5,067	商工労働局 雇用労働政策課
障害者在宅ワーク支援研修事業 通所が困難な重度障害者等が在宅にてIT技能等を習得する訓練を実施し、障害者の在宅勤務を促進	2,807	商工労働局 職業能力開発課

労働支援融資(雇用促進支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者への融資 ①新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。)する者 ②新たに障害者又は65歳以上の高年齢者を常用雇用する者 ③障害者又は65歳以上の高年齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行う者	143,000	商工労働局 雇用労働政策課 経営革新課
--	---------	------------------------

⑦ 多文化共生の地域づくり

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
多文化共生の地域づくり支援事業 市町における住民啓発等の取組や地域の人材育成の支援, 外国人相談窓口の運営, 行政情報等の多言語化発信を実施	21,809	地域政策局 国際課

県の施策 (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

具体的施策

① 多様な住民意見の把握, 政策・方針決定過程の女性の参画促進

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
防災分野における女性の参画の推進 防災・災害復興体制の整備に対し, 政策・方針決定過程から女性の参画を推進し, 女性の意見反映を図る。	—	危機管理監 危機管理課
災害復興における多様な住民意見の把握 都市における被災後の混乱期に, 復興都市づくりについて多様な住民からの意見を反映し, 短期間で住民理解を得ることは困難が予想される。このため, 合意形成が円滑に進むよう, 市町を通じ, 平常時におけるまちづくり活動の推進やまちづくり知識の普及啓発等を図る。	—	土木建築局 都市計画課

② 女性消防団員の確保に向けた広報・啓発

事業名及び事業概要	当初予算額	担当課
女性消防団員の確保 市町と協力し, 各種広報媒体を活用して女性消防団員の活動紹介や入団案内を行うとともに, 市町における女性消防団員の積極的な活用及び入団の取組を促進する。	—	危機管理監 消防保安課
全国女性消防団員活性化広島大会の開催 全国女性消防団員活性化広島大会を11月に開催し, 全国の女性消防団員の活動や成果の共有, 意見交換による連携強化を通じ, 女性消防団員の活動の活性化を図る。	5,000	危機管理監 消防保安課

新規

第 4 部

市 町 の 取 組

1 市町の男女共同参画の取組状況等

平成29（2017）年4月1日現在で有効なもの

市町名	窓口※1	庁内推進組織の設置	諮問機関の設置	条例制定状況		基本計画策定状況	
				条例名	施行年月日	計画名	策定年月
広島市	○	○	○	広島市男女共同参画推進条例	平成13(2001).9.28	第2次広島市男女共同参画基本計画	平成23(2011).3
呉市	○	○	○	くれ男女共同参画推進条例	平成13(2001).12.21	くれ男女共同参画基本計画（第3次）	平成25(2013).3
竹原市	○	○	○			第2次たけはら21男女共同参画プラン	平成24(2012).3
三原市	○	○	○	三原市男女共同参画推進条例	平成23(2011).10.1		
尾道市	○	○	○	尾道市男女共同参画推進条例	平成28(2016).4.1	尾道市男女共同参画基本計画	平成29(2017).3
福山市	○	○	○	福山市男女共同参画推進条例	平成14(2002).4.1	福山市男女共同参画基本計画（第3次）	平成25(2013).3
府中市	○	○	○			府中市男女共同参画プラン（第2次）	平成24(2012).3
三次市	○	○	○	三次市男女共同参画推進条例	平成16(2004).4.1	三次市男女共同参画基本計画（第3次）	平成28(2016).3
庄原市	○	○	○			第2次庄原市男女共同参画プラン	平成29(2017).3
大竹市	○					おおたけ男女共同参画プラン(改訂版)	平成25(2013).3
東広島市	○	○	○			第2次東広島市男女共同参画推進計画 第2期実施計画	平成27(2015).3
廿日市市	○	○	○			第2次廿日市市男女共同参画プラン	平成27(2015).3
安芸高田市	○		○	安芸高田市男女共同参画推進条例	平成21(2009).4.1	第2次安芸高田市男女共同参画プラン	平成29(2017).3
江田島市	○	○	○				
安芸郡	府中町	○	○	○		府中町第3次男女共同参画プラン	平成29(2017).3
	海田町	○				海田町男女共同参画基本計画	平成20(2008).3
	熊野町	○				改訂版熊野町男女共同参画プラン	平成25(2013).3
	坂町	○				坂町男女共同参画プラン	平成24(2012).3
山県郡	安芸太田町	○				安芸太田町男女共同参画基本計画	平成25(2013).3
	北広島町	○				北広島町男女共同参画プラン(第2次)	平成25(2013).8
豊田郡	大崎上島町	○		○		大崎上島町男女共同参画推進計画	平成27(2015).3
世羅郡	世羅町	○		○		世羅町男女共同参画行動計画(第2次)	平成27(2015).4
神石郡	神石高原町	○		○		第2次神石高原町男女共同参画推進基本計画	平成29(2017).3
計(23市町)	23	13	17	7		21	

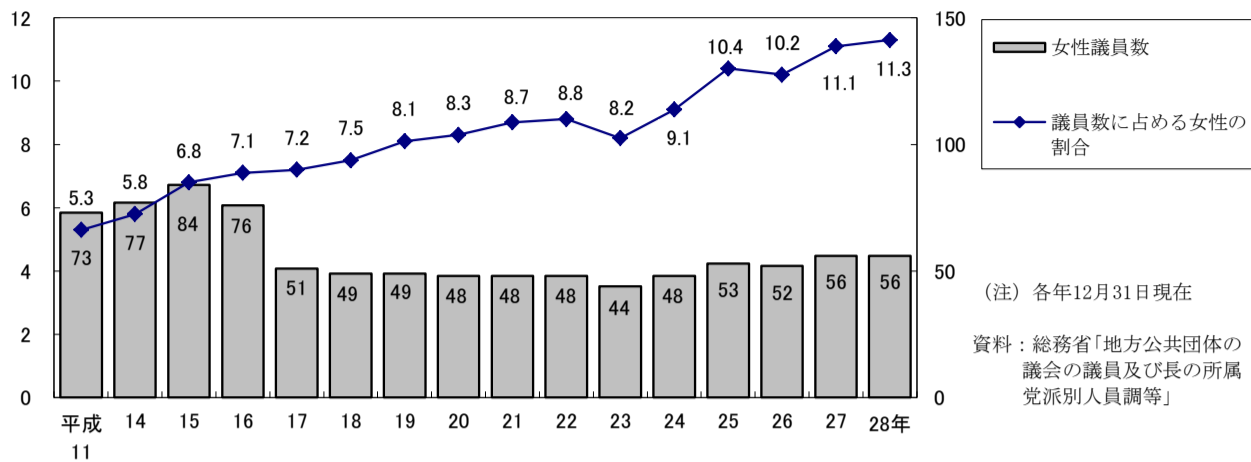
※1 窓口とは、男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等で明記しているものをいう。

2 市町における男女共同参画の状況の推移

(1) 市町の議員の状況

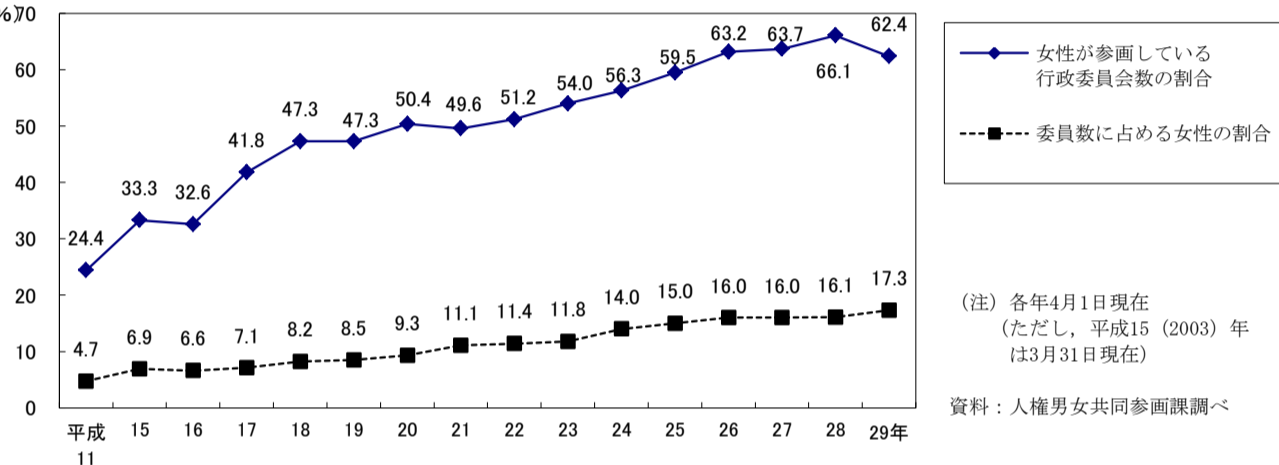
(議員に占める女性の割合：%)

(女性議員数：人)



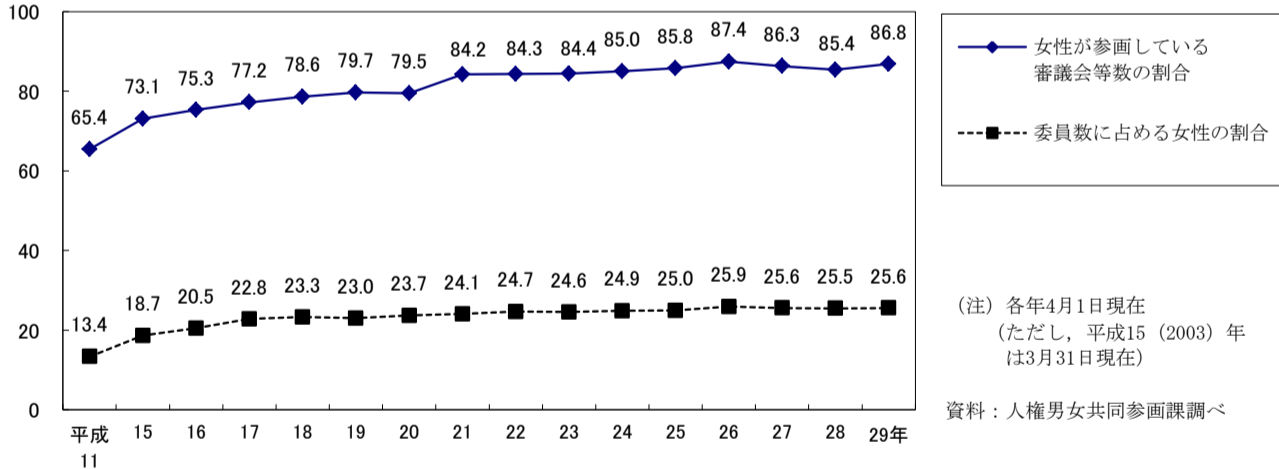
(2) 市町の行政委員会（地方自治法第180条の5）委員の状況

(%)



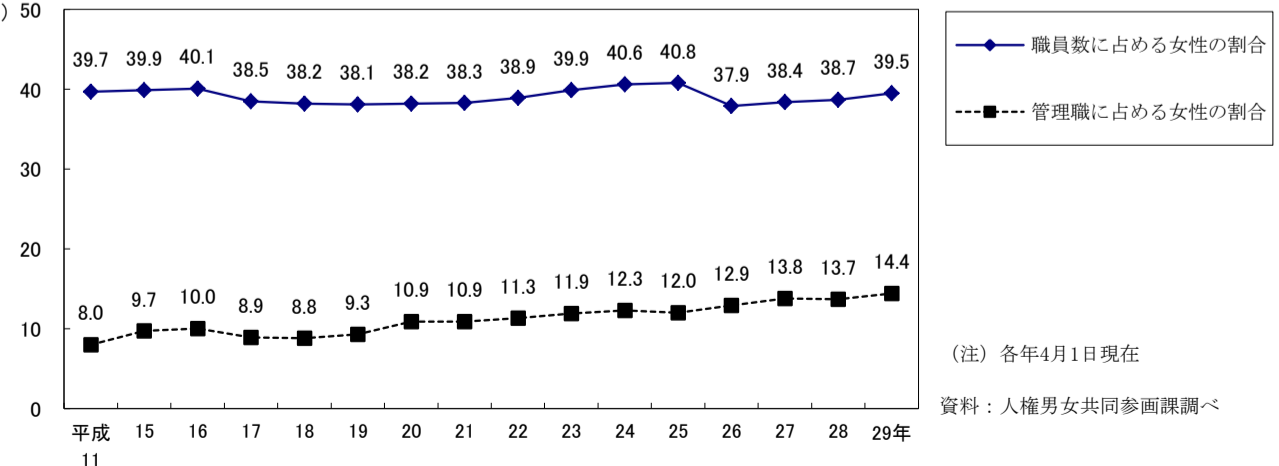
(3) 市町の審議会等委員の状況

(%)



(4) 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

(%)



3 市町の議員の状況

平成28(2016)年12月31日現在

市 町 名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	54	8	46	14.8
呉市	32	3	29	9.4
竹原市	14	2	12	14.3
三原市	27	4	23	14.8
尾道市	28	1	27	3.6
福山市	40	4	36	10.0
府中市	20	2	18	10.0
三次市	24	3	21	12.5
庄原市	20	2	18	10.0
大竹市	15	1	14	6.7
東広島市	30	4	26	13.3
廿日市市	29	6	23	20.7
安芸高田市	18	2	16	11.1
江田島市	17	0	17	0.0
市 計	368	42	326	11.4
府中町	18	3	15	16.7
海田町	16	3	13	18.8
熊野町	16	2	14	12.5
坂町	12	3	9	25.0
安芸太田町	12	1	11	8.3
北広島町	17	0	17	0.0
大崎上島町	11	0	11	0.0
世羅町	14	1	13	7.1
神石高原町	12	1	11	8.3
町 計	128	14	114	10.9
市 町 計	496	56	440	11.3

4 市町の審議会等委員の状況

(1) 行政委員会（地方自治法第180条の5）

平成29(2017)年4月1日現在

市町名	委員会数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	6	100.0	44	13	29.5
呉市	5	4	80.0	21	4	19.0
竹原市	6	2	33.3	28	2	7.1
三原市	6	3	50.0	57	5	8.8
尾道市	6	6	100.0	58	8	13.8
福山市	6	4	66.7	59	7	11.9
府中市	6	4	66.7	41	6	14.6
三次市	7	7	100.0	64	15	23.4
庄原市	6	5	83.3	62	13	21.0
大竹市	6	2	33.3	28	3	10.7
東広島市	6	4	66.7	62	13	21.0
廿日市市	6	5	83.3	42	11	26.2
安芸高田市	5	1	20.0	25	2	8.0
江田島市	6	3	50.0	38	6	15.8
市計	83	56	67.5	629	108	17.2
府中町	4	3	75.0	14	7	50.0
海田町	4	2	50.0	13	3	23.1
熊野町	5	2	40.0	27	4	14.8
坂町	4	1	25.0	14	2	14.3
安芸太田町	5	3	60.0	27	8	29.6
北広島町	5	3	60.0	38	4	10.5
大崎上島町	5	3	60.0	32	4	12.5
世羅町	5	3	60.0	40	5	12.5
神石高原町	5	2	40.0	28	4	14.3
町計	42	22	52.4	233	41	17.6
市町計	125	78	62.4	862	149	17.3

(2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等^(注)

平成29(2017)年4月1日現在

市町名	審議会等数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	68	66	97.1	1,181	350	29.6
呉市	43	38	88.4	711	160	22.5
竹原市	25	20	80.0	320	69	21.6
三原市	47	43	91.5	650	170	26.2
尾道市	39	35	89.7	616	167	27.1
福山市	60	54	90.0	1,019	260	25.5
府中市	33	24	72.7	418	92	22.0
三次市	22	21	95.5	316	91	28.8
庄原市	26	23	88.5	348	91	26.1
大竹市	20	14	70.0	230	38	16.5
東広島市	50	46	92.0	668	195	29.2
廿日市市	36	31	86.1	553	127	23.0
安芸高田市	18	16	88.9	391	140	35.8
江田島市	35	31	88.6	491	115	23.4
市計	522	462	88.5	7,912	2,065	26.1
府中町	22	21	95.5	259	87	33.6
海田町	18	15	83.3	195	53	27.2
熊野町	7	6	85.7	69	17	24.6
坂町	20	15	75.0	277	65	23.5
安芸太田町	13	11	84.6	180	38	21.1
北広島町	19	19	100.0	310	82	26.5
大崎上島町	41	29	70.7	522	92	17.6
世羅町	29	23	79.3	309	90	29.1
神石高原町	11	8	72.7	140	16	11.4
町計	180	147	81.7	2,261	540	23.9
市町計	702	609	86.8	10,173	2,605	25.6

(注) 東広島市は一部暫定の審議会等数及び委員数を含みます。

5 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

平成29(2017)年4月1日現在

市 町 名	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%) (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%) (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島市	9,264	3,351	5,913	36.2	633	70	563	11.1	6.8	2.1	9.5
呉市	1,950	489	1,461	25.1	260	5	255	1.9	13.3	1.0	17.5
竹原市	259	109	150	42.1	31	4	27	12.9	12.0	3.7	18.0
三原市	877	269	608	30.7	73	4	69	5.5	8.3	1.5	11.3
尾道市	2,102	1,065	1,037	50.7	128	23	105	18.0	6.1	2.2	10.1
福山市	3,952	1,981	1,971	50.1	322	51	271	15.8	8.1	2.6	13.7
府中市	449	187	262	41.6	53	11	42	20.8	11.8	5.9	16.0
三次市	967	533	434	55.1	71	17	54	23.9	7.3	3.2	12.4
庄原市	591	232	359	39.3	57	8	49	14.0	9.6	3.4	13.6
大竹市	295	86	209	29.2	49	10	39	20.4	16.6	11.6	18.7
東広島市	1,527	530	997	34.7	176	40	136	22.7	11.5	7.5	13.6
廿日市市	1,084	422	662	38.9	130	33	97	25.4	12.0	7.8	14.7
安芸高田市	377	120	257	31.8	57	3	54	5.3	15.1	2.5	21.0
江田島市	362	125	237	34.5	54	9	45	16.7	14.9	7.2	19.0
市 計	24,056	9,499	14,557	39.5	2,094	288	1,806	13.8	8.7	3.0	12.4
府中町	339	94	245	27.7	40	5	35	12.5	11.8	5.3	14.3
海田町	198	94	104	47.5	42	11	31	26.2	21.2	11.7	29.8
熊野町	159	62	97	39.0	33	4	29	12.1	20.8	6.5	29.9
坂町	101	28	73	27.7	22	4	18	18.2	21.8	14.3	24.7
安芸太田町	283	154	129	54.4	45	14	31	31.1	15.9	9.1	24.0
北広島町	336	116	220	34.5	33	3	30	9.1	9.8	2.6	13.6
大崎上島町	95	32	63	33.7	10	2	8	20.0	10.5	6.3	12.7
世羅町	207	89	118	43.0	17	1	16	5.9	8.2	1.1	13.6
神石高原町	160	64	96	40.0	21	7	14	33.3	13.1	10.9	14.6
町 計	1,878	733	1,145	39.0	263	51	212	19.4	14.0	7.0	18.5
市 町 計	25,934	10,232	15,702	39.5	2,357	339	2,018	14.4	9.1	3.3	12.9

6 市町の男女共同参画行政担当窓口

平成29(2017)年4月1日現在

市町名	部署	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	
広島市	市民局 人権啓発部 男女共同参画課	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2108	082-504-2609	
呉市	市民部 人権センター	737-8501	呉市中央4丁目1番6号	0823-25-3476	0823-26-6267	
竹原市	市民生活部 人権推進室 人権男女共同参画係	725-0026	竹原市中央五丁目5番17号	0846-22-7736	0846-22-7736	
三原市	生活環境部 人権推進課 男女共同参画係	723-8601	三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6044	0848-67-6199	
尾道市	人権推進課 人権推進係	722-0041	尾道市防地町26番24号 尾道市人権文化センター内	0848-37-2631	0848-37-6631	
福山市	市民局 まちづくり推進部 男女共同参画センター	720-0067	福山市西町一丁目1番1号 エフピコRiM地下2階	084-973-8895	082-927-9121	
府中市	健康福祉部 女性こども課 女性応援係	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7216	0847-46-3450	
三次市	女性活躍支援課 女性活躍支援 係	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6247	0824-62-6300	
庄原市	生活福祉部 市民生活課 市民生活係	727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1154	0824-73-1247	
大竹市	市民生活部 自治振興課 人権推進係	739-0692	大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2145	0827-57-2503	
東広島市	人権男女共同参画課 人権男女共同参画係	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0927	082-423-0270	
廿日市市	自治振興部 人権・男女共同推進課 啓発・推進係	738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9136	0829-32-5139	
安芸高田市	市民部 人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-42-5630	0826-47-1206	
江田島市	人権推進課	737-2392	江田島市能美町中町4859番地9	0823-40-2767	0823-40-2774	
安芸郡	府中町	生活環境部 町民生活課 人権推進室	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3165	082-286-4022
	海田町	福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係	736-8601	〃 海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-9627
	熊野町	教育委員会 生涯学習課	731-4292	〃 熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5621	082-855-1110
	坂町	民生部 民生課 生活係	731-4393	〃 坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1505	082-820-1521
山県郡	安芸太田町	住民生活課	731-3810	山県郡安芸太田町大字 戸河内784番地1	0826-28-2116	0826-28-1622
	北広島町	町民課 人権・生活総合相談センター	731-1533	〃 北広島町有田495-1	0826-72-5020	0826-72-5020
豊田郡	大崎上島町	住民課 人権広報統計係	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3114	0846-65-3198
世羅郡	世羅町	企画課 自治振興係	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-3206	0847-22-5768
神石郡	神石高原町	まちづくり推進課 まちづくり推進係	720-1522	神石郡神石高原町小島2025番地	0847-89-3332	0847-85-3394

資 料 編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年7月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会

○ 広島県男女共同参画審議会規則 (平成14年広島県規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例(平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。)第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第25号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

広島県男女共同参画審議会委員 (平成29年5月現在、五十音順)

名 前	所 属・役 職
石井 誠一郎	弁護士
井上 佐智子	広島県の男女共同参画をすすめる会 会長
上水流 久彦	県立広島大学地域連携センター 准教授
牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス 代表取締役社長
坂田 桐子	広島大学大学院総合科学研究科 教授
島田 祐里	連合広島 前女性委員会事務局長
中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
畠山 清子	ひろしま女性大学修了生
松長 真由美	三次市 子育て・女性支援部長
山本 峰司	NPO 法人ファザーリング・ジャパン中国支部

3 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1 男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画施策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、所掌事務に係る課長を委員として協議会の構成員に追加することができる。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループの設置)

第5 会長は、この協議会の運営に必要があると認めるときは、ワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第6 協議会に関する事務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 広島県男女共同参画推進本部設置要綱（平成10年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

広島県男女共同参画施策推進協議会の構成員

会長	環境県民局県民生活部長
副会長	環境県民局人権男女共同参画課長
委員	<p>会計管理部会計総務課長</p> <p>危機管理監危機管理課長</p> <p>総務局総務課長</p> <p>地域政策局地域政策総務課長</p> <p>環境県民局環境県民総務課長</p> <p>健康福祉局健康福祉総務課長</p> <p>商工労働局商工労働総務課長</p> <p>農林水産局農林水産総務課長</p> <p>土木建築局土木建築総務課長</p> <p>企業局企業総務課長</p> <p>病院事業局県立病院課長</p> <p>議会事務局総務課長</p> <p>教育委員会事務局管理部総務課長</p> <p>警察本部警務部警務課長</p> <p>監査委員事務局合同総務課長</p> <p>人事委員会事務局合同総務課長</p> <p>労働委員会事務局合同総務課長</p>

4 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

○男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県人権男女共同参画課 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262

○男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
西部こども家庭センター	女性に関する様々な問題、 配偶者等からの暴力に関する 相談	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
東部こども家庭センター		〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2372 (女性・DV相談専用)
北部こども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181 (内2313) (女性・DV相談専用)
エソール広島 (広島県女性総合センター)	デートDVに関する相談	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (第1・3土曜 日13:00~16:00)
広島労働局雇用環境・均等室	職場におけるセクシュアル・ ハラスメント、母性健康 健康管理等の相談	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談電話	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	082-222-1989
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応 できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-9110 プッシュ電話では、#9110
		広島県内各警察署	最寄りの警察署

○雇用労働に関すること

広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

パソコン版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>

携帯電話版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県労働相談コーナーひろしま	労働相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 3階	0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
広島県労働相談コーナーふくやま		〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 福山庁舎第2庁舎 1階	0120-570-237(フリーダイヤル) (福山)
ひろしましごと館	全世代を対象とした就業、 社会貢献活動等に関する幅 広い支援	〒730-0011 広島市中区基町12-8 宝ビル7階	082-224-0121
		〒720-0067 福山市西町一丁目1-1 エフピコRiM B2F ひろしましごと館福山サテラ イト	084-924-5911 (若年者) 084-921-5799 (シニア・ミ ドル)

機 関	相談内容	所在地	電話番号
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施についての相談等	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館3階	082-513-3419
しごとプラザ マザーズひろしま	子育て世帯等の就職を希望する女性等の就職支援		
マザーズハローワーク広島	職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等	〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル3階	082-542-8609
わーくわくママ サポートコーナーひろしま	就職活動のノウハウ等に関する相談、保育所に関する情報提供、職場体験プログラム等		082-542-0222
しごとプラザ マザーズふくやま	子育てしながら就職を希望する人に対する就職支援		
ハローワーク福山 マザーズコーナー	職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等	〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク1階	084-921-8189
わーくわくママ サポートコーナーふくやま	就職活動のノウハウ等に関する相談、保育所に関する情報提供、職場体験プログラム等		0800-200-4515 (通話無料)
広島県母子家庭等就業・自立支援センター 一般財団法人広島県母子寡婦福祉連 合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業支援	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-249-7149

○学習に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「エソールひろしま大学」の開講、学習会の企画立案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連した様々な学習機会の提供、企画・運営、講師・指導者紹介等	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47	082-248-8848

5 「エソール広島」(広島県女性総合センター)の概要

(1) 設置目的

「エソール広島」(広島県女性総合センター)は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元(1989)年に県が建設したものです。

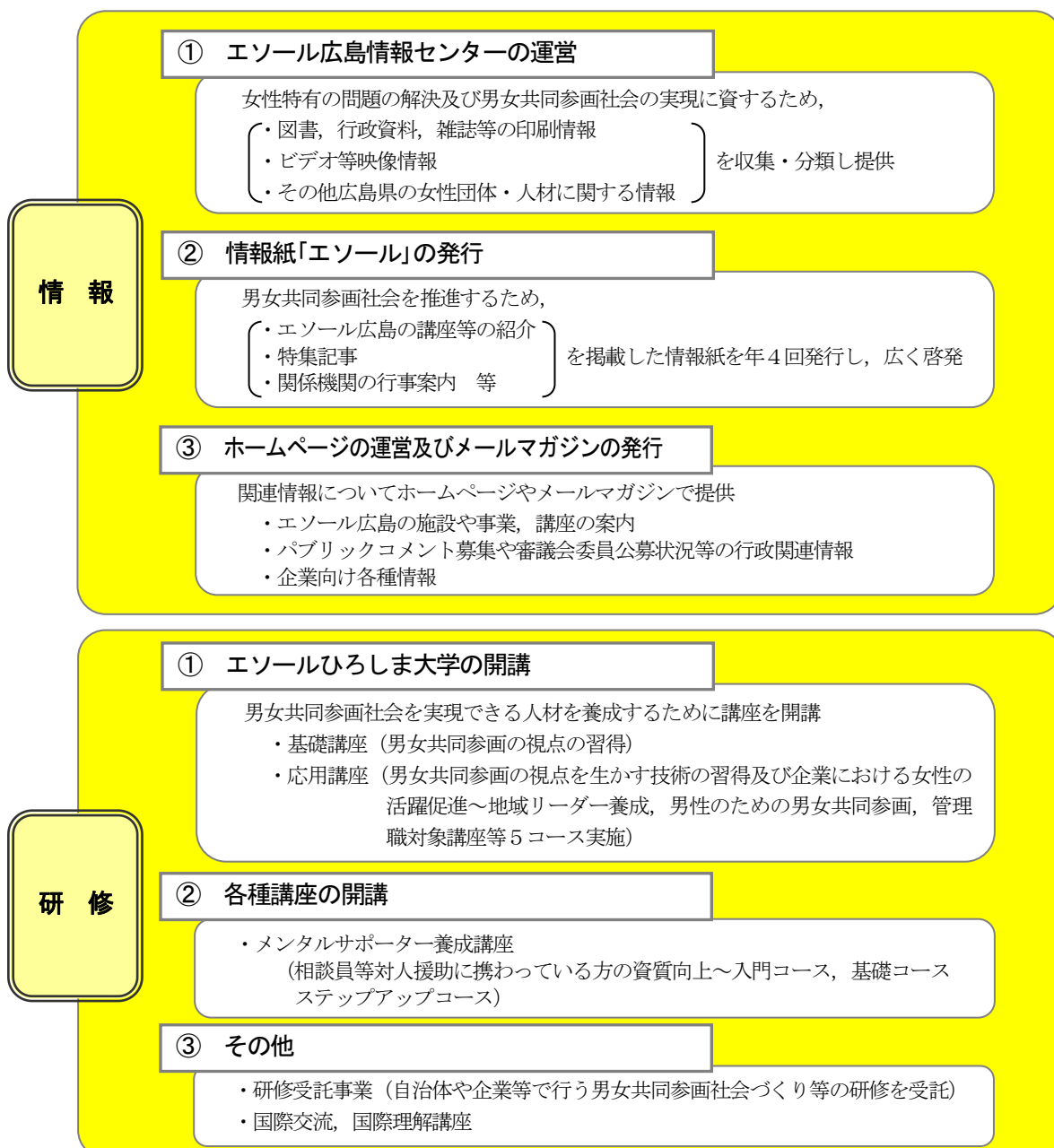
「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

(2) 管理運営

公益財団法人広島県男女共同参画財団

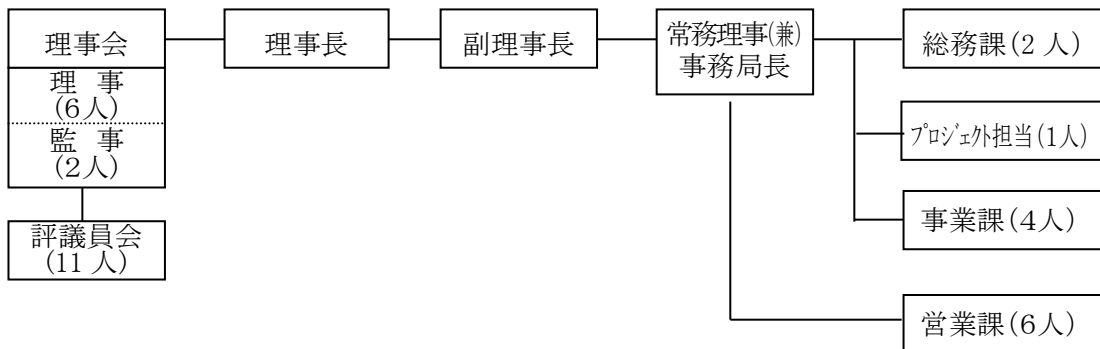
(3) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を行うほか、貸会議室等の収益事業を実施しています。





(4) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の組織等



公益財団法人広島県男女共同参画財団

〒730-0043 広島市中区富士見町 11-6

電話

(082) 242-5262

ファクシミリ

(082) 240-5441

URL

<http://www.essor.or.jp>

メールアドレス

essor@essor.or.jp

6 男女共同参画に関する国内外の動き

	国際機関等	国	広島県
昭和50年 (1975)	6月・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 7月・「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置	
昭和52年 (1977)		1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)		4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年 (1980)	7月・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名	4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)	9月・「女子差別撤廃条約」発効	5月・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)			3月・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	7月・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 7月・「労働者派遣法」公布	
昭和61年 (1986)		4月・「男女雇用機会均等法」施行 7月・「労働者派遣法」施行	3月・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62年 (1987)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			2月・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立
平成元年 (1989)			4月・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館
平成2年 (1990)	5月・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)		4月・「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定

	国際機関等	国	広島県
平成5年 (1993)		6月・「パートタイム労働法」公布 (12月施行)	
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGO フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正,「育児・介護休業法」公布	
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会 づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布, 施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催(ニュー ヨーク) ・「政治宣言」,「成果文書」採択	5月・「ストーカー規制法」公布 (11月施行) 12月「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により, 内閣府に「男女共同 参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正, 一部 施行(育児休業の取得等を理由とする 不利益取扱い禁止等)	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に 組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定 に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進 に関する基本的な計画に盛り込むべき事 項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布, 施 行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2～3月 ・北京+10(第49回国連婦人の 地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島 県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込 むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成18年 (2006)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」 策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参 画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本計画」策定

	国際機関等	国	広島県
平成19年 (2007)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 6月・「パートタイム労働法」の改正 7月・「DV防止法」の改正 12月・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20年 (2008)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「(改正)パートタイム労働法」施行 12月・「次世代育成支援対策推進法」の改正	4月・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正
平成21年 (2009)		4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 7月・「育児・介護休業法」の改正	
平成22年 (2010)	3月・北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	12月・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成23年 (2011)		4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
平成24年 (2012)			
平成25年 (2013)		7月・「DV防止法」の改正 ・「ストーカー規制法」の改正,一部施行(10月施行)	4月・「財団法人広島県女性会議」が、「公益財団法人広島県男女共同参画財団」に移行
平成26年 (2014)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「次世代育成支援対策推進法」の改正 ・「パートタイム労働法」の改正 6月・「ストーカー規制法」の改正(12月施行)	
平成27年 (2015)	3月・北京+20(第59回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 ・「(改正)パートタイム労働法」施行 9月・「女性活躍推進法」公布,施行 12月・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	4月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問
平成28年 (2016)		4月・「育児・介護休業法」の改正 12月・「ストーカー規制法」の改正	3月・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定
平成29年 (2017)		1月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 3月・「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」を決定 ・「育児・介護休業法」の改正(10月施行)	

平成 29(2017)年版
広島県の男女共同参画に関する年次報告

平成 29 (2017) 年 8 月発行

編集・発行 広島県環境県民局人権男女共同参画課

〒730-8511 (住所省略可) 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2746 (ダイヤル)

電子メール kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

広島県ホームページ (人権男女共同参画課)

→ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/>

発行後に内容の訂正がある場合は、県ホームページに正誤表を掲載
しますので参照してください。